

2016年版
FACT BOOK

2015年度決算のご報告など



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、協同組合のひとつです

全労済は、たすけあいの組織として、
共済事業を行う協同組合です。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、
人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として
活動する組織が協同組合です。

全労済は、組合員の皆さまの豊かで安心な暮らしのために、
生涯にわたる総合的な生活保障のお手伝いをするため、
各種共済をご用意しています。

全労済は、営利を目的とせず、
すべての勤労者や生活者がたすけあい、
豊かなくらしが実現できるよう、様々な事業活動を続けています。

全労済の概要 (2016年5月末現在)

名 称	全国労働者共済生活協同組合連合会(略称:全労済) National Federation of Workers and Consumers Insurance Cooperatives
創 立	1957年9月29日
所 在 地	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済本部
常勤役職員数	3,504名 ※他団体出向者含む

全労済マーク



全労済マークは火災の“災”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に、内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿が込められています。

全労済 2016年版 FACT BOOK

CONTENTS

CONTENTS	1
全労済の理念	2
ごあいさつ	3
2015年度の主な取り組み	4

組合員・お客さまの声の反映

1. お寄せいただいた組合員・お客さまの声	6
2. 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み	7
3. 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み	8

I 事業と経営の概況

1. 事業概況(2015年度の業績ハイライト)	9
2. 資産・負債等の状況	11
3. 収支の状況	12
4. 資産運用の状況	12
5. 健全性を表す指標	14
6. 責任準備金・自己資本積立計画の達成状況	14

II 事業運営と経営の健全性

1. 総合的なリスク管理	15
2. コンプライアンスへの取り組み	17
3. 全労済ヘルプライン制度	19
4. 個人情報の保護	19
5. 反社会的勢力への対応	21
6. 情報開示	21

III 事業活動

1. 共済商品の特長	23
2. 組合員向けサービス	28
3. 生活保障設計運動の展開	31
4. 保障の考え方	32
5. 共済の推進	33
6. 共済金支払いまでの流れ	34

IV 社会貢献活動

1. 全労済の社会貢献活動	36
2. 2015年度のハイライト	36
3. 継続的な取り組み	38

V 協同組合との連携・提携

1. 協同組合間の協同の活動	44
2. 国際活動	45

VI 全労済の組織と概要

1. 全労済のあゆみ	47
2. 協同組合としての全労済	49
3. 組合員の運営参加	51
4. 全労済の組織	52
5. 全労済の役職員	55
6. 全労済グループ	57
● データ編	59
● 全労済Q&A	96
● 資料集	101
● 共済用語の解説	126
● 消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引	128

全労済の理念

全労済は50周年(2007年)を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われた全労済の精神と、これからの50年を大事にする精神を再認識する「全労済の理念」を制定しました。理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念

組合員の皆さんと共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

みんなでたすけあい、 豊かで安心できる社会づくり

「みんなで」

全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

「たすけあい」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

「豊かで」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

「安心」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

「社会づくり」

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

信条

理念実現に向けた
全労済役職員の行動規範です。

私たちは、理念を変わらぬ価値観として、
これからの事業活動を実施していきます。
労働者の共済からより広い意味での勤労者、
生活者の共済へ
たすけあいの精神を変わらぬ存在意義として
万一の保障から安心の保障へ
私たちは、これまでの50年に感謝し、
大事にしながら、チャレンジします。
組合員のために、正直に、努力し続けます。

組合員の 全労済

私たちは、組合員のくらしを何よりも
大切にし、組合員の参加を
ひろげ、組合員とともに、
歩み続けます。

正直 な全労済

私たちは、正直さを大切にし、
組合員や地域社会からの信頼に
応え、社会の発展のために、
行動し続けます。

努力 の全労済

私たちは、たすけあいの心を
大切にし、全労済にかかわる
すべての人の満足に向け、
努力し続けます。

ごあいさつ

「進化」を加速する年に。

—『Zetwork-60』後半期(2016年度)にあたって—

2016年10月
全労済 代表理事 理事長

中世古 廣司



平素より、全労済をご愛顧いただき、心から感謝申し上げます。

事業概況や財務状況をはじめ、全労済のさまざまな取り組みについて、よりわかりやすく皆さまにお伝えするため、今般、ディスクロージャー誌『2016年版 FACT BOOK』を作成しました。ぜひ、本誌をご活用いただき、全労済の事業や運動に対してより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、本年4月に発生した「平成28年熊本地震」ならびに8月から9月に上陸した台風被害により、犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。また、被災されたすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興のお役に立てるよう、全労済としての社会的使命を果たしてまいります。

さて、創立60周年を迎える2017年度までの中期経営政策『Zetwork-60(略称:Z-60)』の2年目にあたる2015年度は、その主要政策である「3つの改革(事業構造改革・組織改革・意識改革)」の「深化」を追求してきた結果、組織の還暦を迎えて生まれ変わろう

とする、新たな全労済の礎を築くことができました。

一方、すでにスタートを切っている2016年度は、2015年度に「深化」させた政策について、この間の情勢の変化を踏まえた戦略の見直しや戦術の転換を図り、『Z-60』を完遂するために「3つの改革」の「進化」を加速する年と位置づけています。

そして、『Z-60』の最終年度である2017年度には、4年間の取り組みの「真価」を創造し、最重点目標として掲げた「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」を実現する所存です。

また、全労済の60年の歩みと成果を次世代に引き継ぐための取り組みや、2018年度以降の新生・全労済としての方向を明示する、新たな中期経営政策の策定にも着手します。

むすびに、『Z-60』の完遂をめざし、組合員の皆さまの共感・参加・信頼を得て、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」を力強く実践してまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2015年度の主な取り組み

事業に関する主な経過と特徴

■「平成28年熊本地震」への対応

2016年4月14日および16日に発生した「平成28年熊本地震」の対応として、発生後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、全国から役職員を現地に派遣し、被災された組合員の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金支払いを最優先課題として総力をあげて取り組んできました。

■マイカー共済の制度改定(2016年2月1日実施)

マイカー共済の制度改定対応では、制度改定の事前案内、分かりやすい満期更新案内、コンタクトセンター体制の強化等による丁寧な契約者対応に努めました。

●主な改定内容

1. 共済掛金の改定
2. 新たな等級制度の導入
3. 運転者年齢条件区分の見直しと主たる被共済者年齢区分の導入
4. 契約者のニーズを反映した特約・割引の充実および新たな特約の新設
 - (1) 運転者本人・配偶者限定特約の新設
 - (2) 自転車賠償責任補償特約の最高限度額の引き上げ
 - (3) 車両損害の無過失事故に関する特約の新設 など



■「Zetwork-60」(2014年度～2017年度 中期経営政策)における2015年度の取り組み

2014年度の取り組み結果を踏まえ、3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として、主に次の取り組みをすすめました。

●事業構造改革の取り組み

- ・2014年度に制度改定をした「全労済の住まいる共済」の推進を強化し、類焼損害保障特約、個人賠償責任共済などの特約の付帯数が大幅に増加しました。
- ・全国統一テーマによる推進を展開するなど、協力団体と一体となった事業推進活動を実施しました。
- ・さらなる組合員の利便性向上に向けて、「次世代システム化開発実施計画」を策定しました。
- ・常に健全で安定した事業運営・事業基盤の確立に向けて、「財務基本計画」にもとづく責任準備金等の積み立てを行いました。

●組織改革の取り組み

- ・第122回通常総会(2015年8月27日開催)で確認された「『Zetwork-60』組織改革プラン」にもとづき、組織改革実行に向けた詳細計画として、「『Zetwork-60』組織改革実行プログラム」を策定しました。

●意識改革の取り組み

- ・「Zetwork-60」の最重点目標達成に向けて、PDCAサイクルを実行するマネジメントシステム(「Zetwork-60推進・進捗管理システム」)の運用を開始しました。
- ・組合員・協力団体の期待に応える人材育成に向けて、「Zetwork-60 人事政策・戦略マップ」を策定しました。

「Zetwork-60(略称:Z-60)」

～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

- 全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」の呼称です。
- 全労済の頭文字“Z”と、つながり・結びつきを表す“Network”を組み合わせた。私たちは、〈60周年の全労済の姿〉確立に向けて、「Zetwork-60(略称:Z-60)」を3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として取り組みます。



大規模自然災害への対応

2015年度は「平成28年熊本地震」をはじめ、「台風15号」などの大規模な自然災害に見舞われました。全労済は、全国から職員を被災地に派遣し、現場調査体制を強化するとともに、被災受付の受電体制、集中支払拠点の設置による損害認定体制の拡充など、組合員の皆さまへ迅速に共済金をお支払いするための対応を行いました。



■「平成28年熊本地震」

●共済金・見舞金の支払い状況

(2016年8月23日現在)

	件 数	金 額
火災共済(地震等災害見舞金)	17,181件	3億 2,586万円
自然災害共済	15,159件	116億 1,243万円
慶弔共済	3,103件	1億 5,153万円
共済金・見舞金合計	35,443件	120億 8,982万円

※慶弔共済には地震等災害見舞金を含む

●災害救助法適用地域の特別措置

被災組合員からのお申し出により、共済掛金の払い込みや更新手続きの猶予期間を6ヵ月延長する対応や、長期共済をご利用いただいている方への特別貸付などを実施してきました。

●義援金等の寄贈

一日も早い被災地の復興を願い、熊本県へ義援金として3,000万円を寄贈しました。また、全労済グループの役職員をはじめ、全国の窓口・共済ショップにおいて緊急募金活動を展開するなど、共済生活協同組合としてのたすけあいの取り組みをすすめてきました。



■東日本大震災

被災組合員の生活再建に向けた取り組みを引き続き行い、お支払いの累計金額は1,273億円となりました。

また、震災後5年を迎え、全労済のこれまでの取り組みをまとめた冊子「東日本大震災『寄りそい、たすけあう』5年間のあゆみ」を発行しました。



■2015年台風災害

2015年は、4つの台風が日本に上陸しました。特に、2015年8月25日に九州に上陸した「台風15号」は、九州地方を中心に、広い範囲で大きな被害をもたらし、お支払い金額は45億円となりました。

また、9月9日に上陸した「台風18号」は、関東地方などに暖かい風をもたらしたことにより大雨となりました。9月10日には、茨城県常総市で鬼怒川の堤防が決壊するなど、大規模な洪水被害となり、お支払い金額は16億円となりました。

■冬の自然災害

冬の自然災害によるお支払い金額は17億円となりました。2015～2016年の冬期は、期間を通しては温暖な気候となりましたが、関東地方や九州地方では、急激な寒波の到来により一時に局地的に降った大雪による被害や、凍結による水道管の破裂などの被害に見舞われました。

組合員・お客さまの声の反映

1 お寄せいただいた組合員・お客さまの声

全労済では、お寄せいただいた感謝・評価、意見・要望、苦情を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めています。

2015年度にお寄せいただいた「組合員・お客さまの声」は、42,147件で、前年度より4,270件増加しました。「組合員・お客さまの声」は、5年連続の増加、苦情は前年度より減少しました。

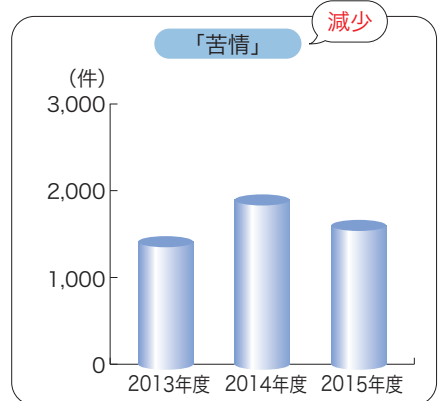
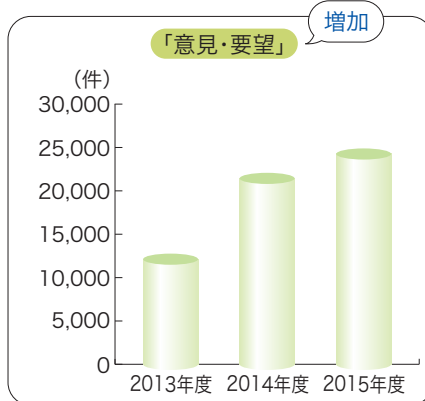
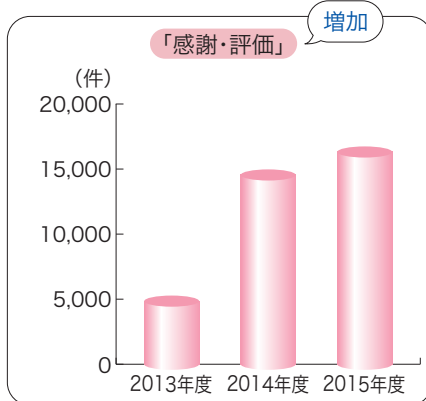
■組合員・お客さまの声の状況

(件)

年 度	感謝・評価	意見・要望	苦 情	合 計
2015年度	16,312	24,248	1,587	42,147
2014年度	14,546	21,439	1,892	37,877
2013年度	4,851	12,058	1,442	18,351



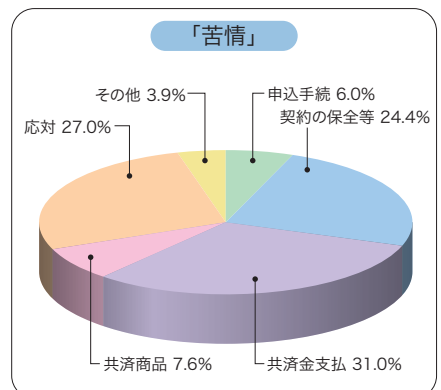
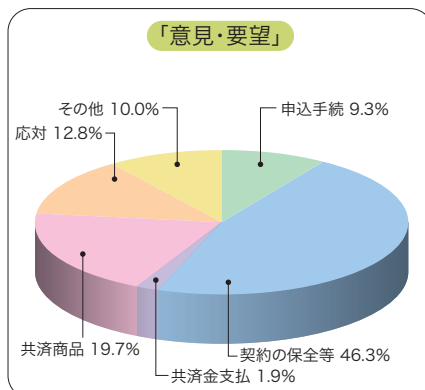
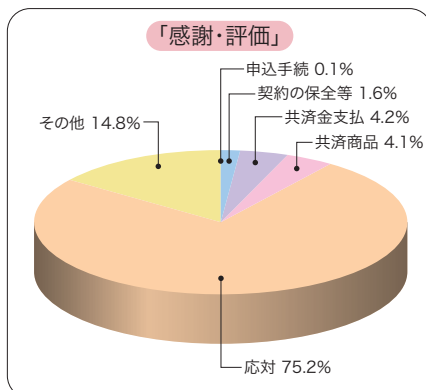
「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。
 「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、意見・要望。
 「苦情」…組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。



■組合員・お客さまの声の詳細

(件)

申立内容による分類	感謝・評価		意見・要望		苦 情		合 計
	件 数	占有率	件 数	占有率	件 数	占有率	
お申し込み手続きに関するもの	19	0.1%	2,258	9.3%	96	6.0%	2,373
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	262	1.6%	11,217	46.3%	388	24.4%	11,867
共済金のお支払いに関するもの	685	4.2%	470	1.9%	492	31.0%	1,647
共済商品に関するもの	664	4.1%	4,781	19.7%	121	7.6%	5,566
応対に関するもの	12,267	75.2%	3,109	12.8%	428	27.0%	15,804
その他	2,415	14.8%	2,413	10.0%	62	3.9%	4,890
合 計	16,312	100.0%	24,248	100.0%	1,587	100.0%	42,147



2 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」（以下「声」）は、データベースに登録して共有を図るとともに、集約・分析を行います。「声」と職員の気づき（提案）にもとづき、「全労済CS向上委員会」において、業務改善課題の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。「全労済CS向上委員会」は、専務理事が委員長を務め、役員・各部門の責任者で構成しています。

2015年度 業務改善事例

ご高齢の組合員を中心に「内容がわかりにくい」「書類が記入しにくい」など、多くの「声」が寄せられたことから、「高齢組合員を起点にした業務品質の向上」として、全労済における高齢者の年齢範囲を「65歳以上の方」と定義し、「きちんと伝わるように」「手続きしやすいように」をテーマに、業務の改善をすすめることとしました。2015年度に実施した改善事例を紹介します。

事例1

- 声**
- ・証書の字が細かくて、わかりにくい。
 - ・マイカー共済の証書では、自損事故傷害特約の欄が“×”となっている。人身傷害補償でカバーできるのであれば、もっとわかりやすく書いてほしい。

改善

マイカー共済の証書の字を大きくしました。
また、人身傷害補償を付帯している方の証書には、自損事故傷害特約の共済金額等の欄に、注意書きを加えることにしました。（2016年2月）

自損事故傷害特約

○×の表記だけでなく、共済金額等欄に「なし（右記参照）」と記載し、補償内容の解説欄には以下の文言を記載。

被共済者の方が自損事故などにより死傷または後遺障がいを負ったとき、人身傷害補償の範囲で補償します。（人身傷害補償を付帯している場合は、自損事故傷害特約は付帯できません。）

事例2

- 声** 住所変更届の記入箇所が多すぎて、面倒である。

改善

ご記入の負担を軽減し、手続きしやすいように、電話でお聴きた氏名や住所などを、あらかじめ変更届に印字して、お渡しする取り組みをスタートしました。（2016年5月）

事例3

- 声** 自動車で事故に遭った。高齢なので、どう対処したらいいのかわからない。

改善

マイカー共済の事故処理対応時に、「ご親族等の同席による意思確認」「ご親族等が対応できない場合は、複数の担当者による事故処理対応」「複数回の面談」「ご本人が納得した事故処理内容であることの確認」をポイントとした「自動車共済 高齢者に対する事故処理対応指針」を策定しました。（2016年5月）

3 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

(1) 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」自己適合宣言

全労済は、苦情対応マネジメントを適切に行っていることを明示し、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月26日に開催した全労済総会で自己適合宣言を行いました。

(2) 自己適合宣言の目的

全労済は、本宣言を契機に、これまで以上に「組合員・お客さまの声」を大切に、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上を図り、「組合員・お客さま満足」の向上をめざします。

全労済苦情対応方針

基本理念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

基本方針

1. 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
2. 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
4. 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
5. 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
6. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

苦情マネジメントシステム「ISO10002」とは



「ISO10002」は「苦情対応」に関する国際規格であり、国際標準化機構 (ISO) により2004年7月に制定されました。日本では翻訳版がJISQ10002:2005として制定されています。この規格ではお客さま満足のための苦情対応プロセスを継続的に改善していくことが目的とされ、PDCAサイクルを構築・運用していくことが求められています。

ISO10002は、審査登録機関による第三者認証ではなく、マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら適合状況を評価し、適合を宣言できる制度となっています。

■苦情の受付窓口

全労済 お客さま相談室

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客さま相談室」へご相談ください。

なお、全労済ホームページでも受付しております。

専用フリーダイヤル ☎0120-603-180

受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

■裁定・仲裁の申し立て手続き

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

I 事業と経営の概況

1 事業概況(2015年度の業績ハイライト)

「Zetwork-60」の最重点目標である「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」を実現させるため、2015年度はマイカー共済の制度改定(2016年2月)や2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」への災害対応などに取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

(1) 主要な業務の状況を示す指標

	単位	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	百万円	718,588	675,305	690,379	701,304	692,712
経常剰余金	百万円	36,915	32,295	87,854	91,075	81,865
基礎利益(注1)	億円	1,177	1,206	1,373	1,404	1,436
当期剰余金	百万円	△14,015	9,406	25,921	31,266	24,520
出資金	百万円	142,471	142,596	180,715	181,223	181,732
出資口数	千口	14,247	14,260	18,071	18,122	18,173
純資産額	百万円	222,129	247,139	314,547	361,231	387,028
総資産額	百万円	3,116,448	3,233,931	3,399,538	3,515,108	3,613,564
責任準備金残高	百万円	2,646,890	2,745,467	2,809,171	2,876,773	2,937,158
貸付金残高	百万円	7,057	8,249	7,641	6,773	5,613
有価証券残高	百万円	2,321,094	2,413,303	2,575,535	2,650,989	2,603,142
剰余金の配当金額(注2)	百万円	0	2,348	0	0	0
常勤役職員数(注3)	人	3,472	3,458	3,642	3,570	3,504
保有契約高	億円	6,914,070	6,918,198	7,680,417	7,670,233	7,649,906
支払余力比率(注4)	%	1,196.4	1,389.3	1,574.4	1,434.7	1,536.7

(注1) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注2) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

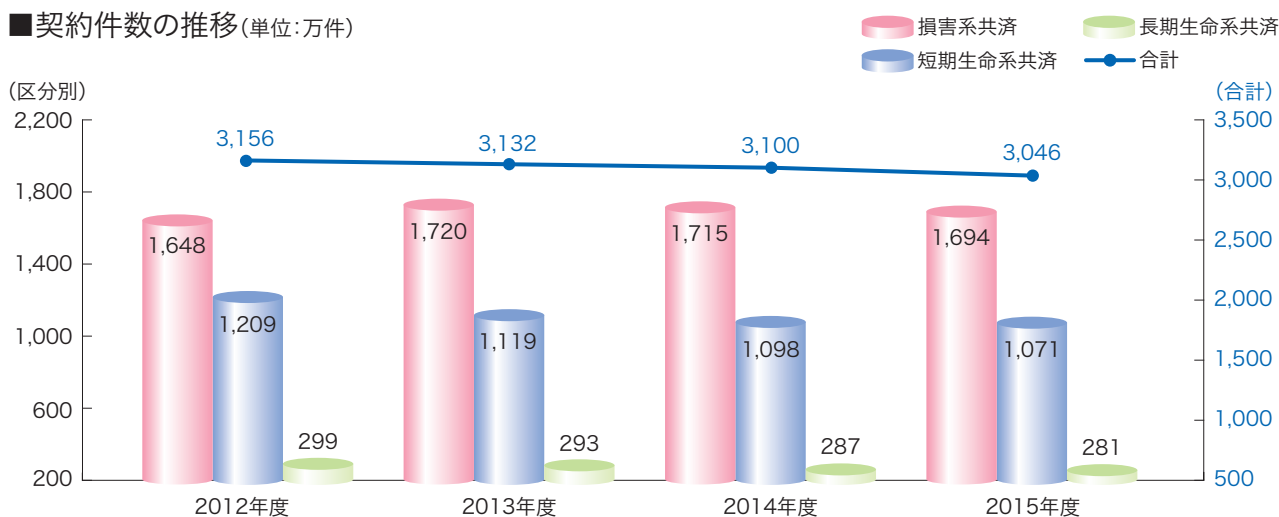
(注3) 常勤役職員は他団体出向者を含んでいます。

(注4) 全労済は生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。また、2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更(支払余力算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。

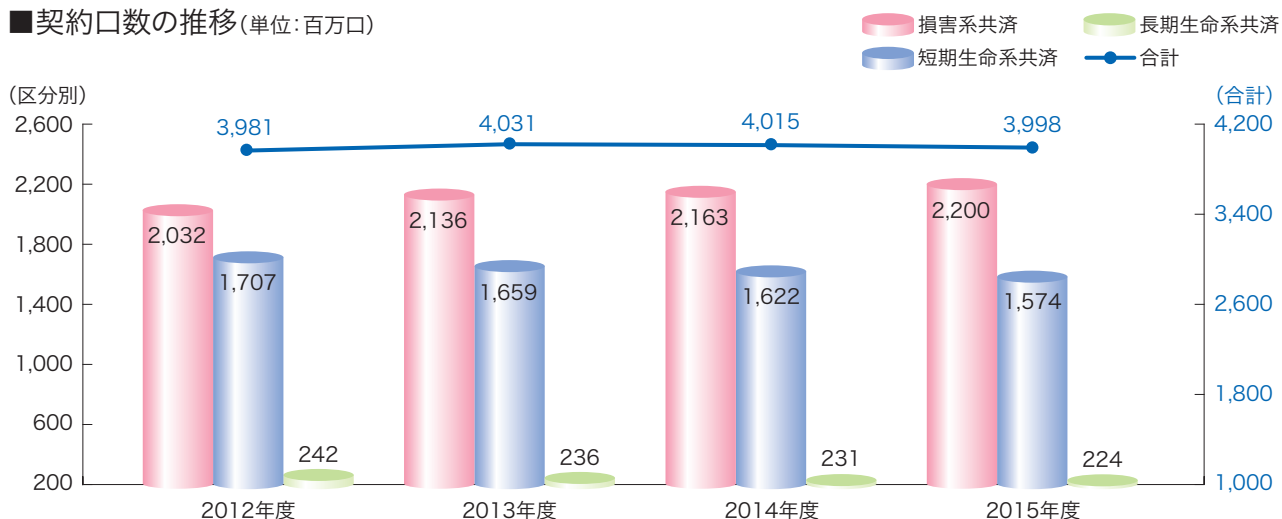
(2) 全労済の主な加入状況

■ 共済事業合計	契約件数: 3,046万件	契約口数: 3,998百万口
□ 損害系共済	契約件数: 1,694万件	契約口数: 2,200百万口
□ 短期生命系共済	契約件数: 1,071万件	契約口数: 1,574百万口
□ 長期生命系共済	契約件数: 281万件	契約口数: 224百万口

■ 契約件数の推移(単位: 万件)



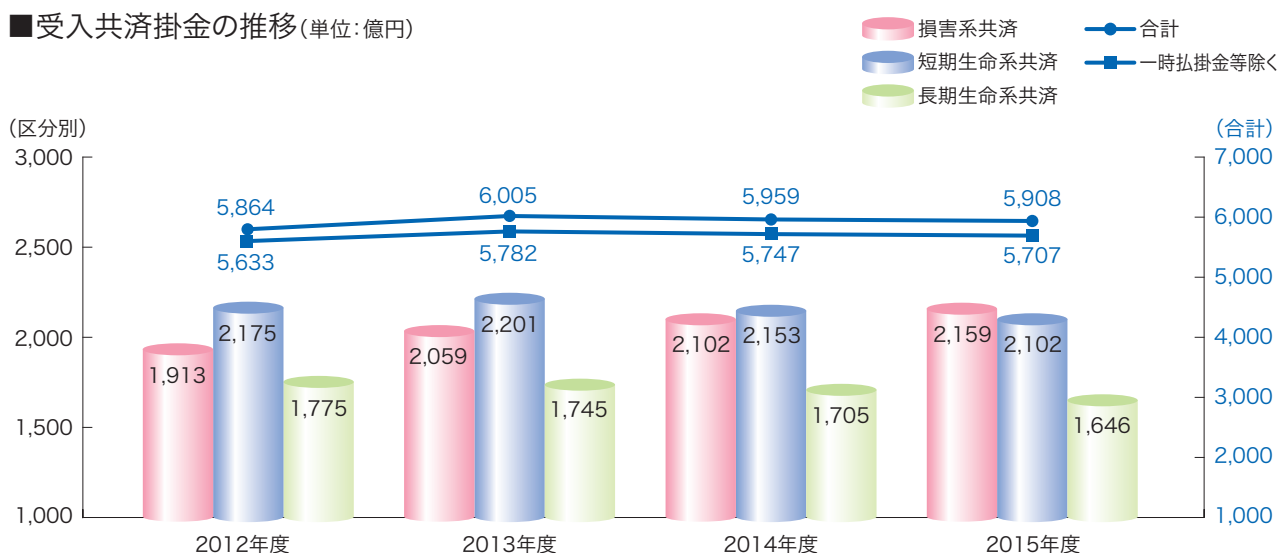
■契約口数の推移(単位:百万口)



(3) 受入共済掛金

2015年度の受入共済掛金は、前年度と比較して、52億円(0.9%)減少し、5,908億円となりました。長期共済の一時払掛金を除くと5,707億円となりました。

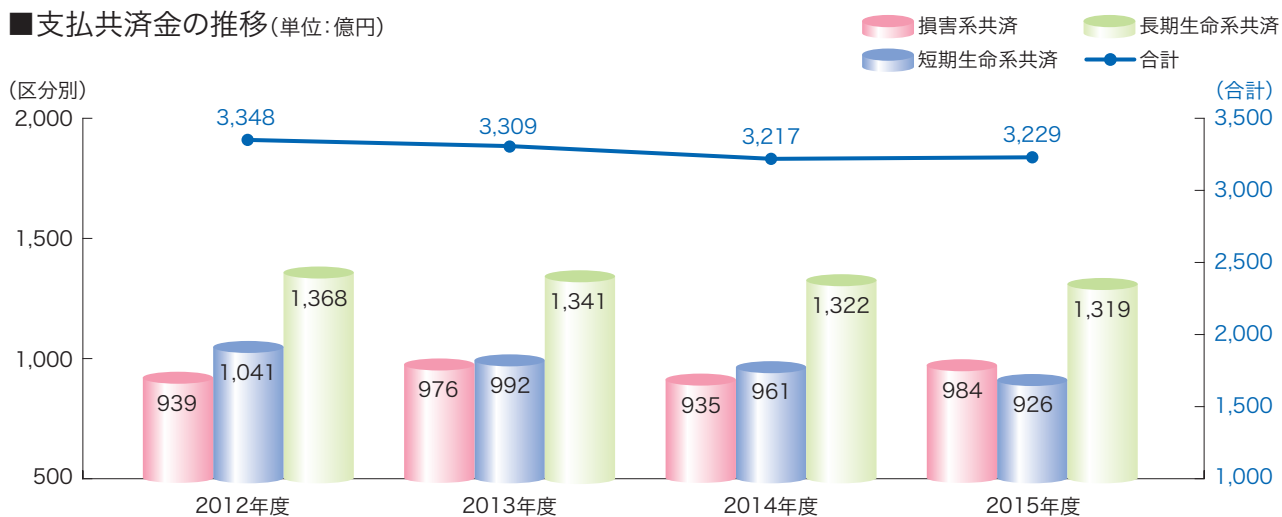
■受入共済掛金の推移(単位:億円)



(4) 支払共済金

2015年度の共済金の支払いは、前年度より12億円(0.4%)増加し、3,229億円となりました。

■支払共済金の推移(単位:億円)



2 資産・負債等の状況

(1) 資産

総資産は、期中に985億円・2.8%増加し3兆6,136億円となりました。総資産のうち、運用資産は、840億円・2.6%増加し、3兆3,035億円（総資産に占める割合91.4%）となりました。その主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債2兆5,634億円（同70.9%）、外国証券345億円（同1.0%）、現預金1,901億円（同5.3%）などです。

(2) 負債・純資産

負債の合計は、期中に727億円・2.3%増加し3兆2,265億円となりました。このうち、資本性の高い負債と言われる異常危険準備金および価格変動準備金の合計は、4,040億円となっています。また、共済契約準備金の合計は、将来生じうる共済金の支払いに備えた追加責任準備金の積み増しを行ったこと等により、前年度より679億円増加し3兆806億円となりました。

純資産の合計は、2014年度剰余金処分にもとづく法定準備金、任意積立金の増加などにより、258億円・7.1%増加し3,870億円となりました。

（単位：億円、%）

	2014年度		2015年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 現金及び預金	1,509	4.3	1,901	5.3	391
2. 金銭の信託	2,145	6.1	2,296	6.4	152
3. 金銭債権	650	1.8	1,460	4.0	810
4. 有価証券	26,510	75.4	26,031	72.0	△478
(1) 国債	14,608	41.6	14,330	39.7	△278
(2) 地方債	2,489	7.1	2,572	7.1	83
(3) 社債	9,001	25.6	8,732	24.2	△269
(4) その他	412	1.2	397	1.1	△14
5. 貸付金	68	0.2	56	0.2	△12
6. 運用不動産	18	0.1	18	0.1	△0
7. その他の運用資産	1,295	3.7	1,272	3.5	△23
運用資産 小計	32,195	91.6	33,035	91.4	840
8. 関係団体出資金	61	0.2	64	0.2	3
9. 繰延税金資産	1,911	5.4	2,028	5.6	116
10. 業務用固定資産	627	1.8	635	1.8	8
11. その他資産	356	1.0	374	1.0	18
資産合計	35,151	100.0	36,136	100.0	985

	2014年度		2015年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 共済契約準備金	30,127	85.7	30,806	85.3	679
(1) 支払備金	875	2.5	934	2.6	59
(2) 責任準備金	28,768	81.8	29,372	81.3	604
① 未経過共済掛金	1,048	3.0	1,029	2.8	△19
② 異常危険準備金	3,273	9.3	3,540	9.8	266
③ 共済掛金積立金	24,447	69.5	24,803	68.6	357
(3) 割戻準備金	484	1.4	501	1.4	16
2. 引当金	264	0.8	259	0.7	△5
3. 価格変動準備金	425	1.2	500	1.4	75
4. その他負債	723	2.1	700	1.9	△23
負債合計	31,539	89.7	32,265	89.3	727
1. 会員資本	3,365	9.6	3,615	10.0	250
(1) 出資金	1,812	5.2	1,817	5.0	5
(2) 剰余金	1,552	4.4	1,798	5.0	245
① 法定準備金	417	1.2	479	1.3	63
② 任意積立金	779	2.2	982	2.7	203
③ 当期末処分剰余金	357	1.0	337	0.9	△20
(うち当期剰余金)	313	0.9	245	0.7	△67
2. 評価・換算差額等	248	0.7	255	0.7	8
純資産合計	3,612	10.3	3,870	10.7	258
負債及び純資産合計	35,151	100.0	36,136	100.0	985

3 収支の状況

(1) 経常剰余

経常収益は、6,927億円となりました。このうち受入共済掛金は前期比52億円・0.9%減少し5,908億円となり、受入再共済金は7億円・9.0%増加し83億円となりました。

一方、経常費用は、6,108億円となりました。このうち支払共済金は、12億円・0.4%増加し3,229億円となりました。共済契約準備金繰入額については、将来生じうる共済金の支払いに備えた異常危険準備金等の責任準備金の繰り入れを実施したことから663億円となりました。

資産運用純益は519億円となり、運用利回りは0.09ポイント低下し、1.61%となりました。

この結果、経常剰余は前期比92億円減少して、819億円となりました。

(単位：億円、%)

科 目	2014年度	2015年度	増減額	増減率
経常収益	7,013	6,927	△86	△1.2
1. 共済掛金等収入	6,054	6,007	△46	△0.8
うち、受入共済掛金	5,959	5,908	△52	△0.9
うち、受入再共済金	76	83	7	9.0
2. 共済契約準備金戻入額	401	369	△32	△8.1
3. 資産運用収益	546	539	△7	△1.3
4. その他経常収益	12	13	0	0.7
経常費用	6,102	6,108	6	0.1
1. 共済金等支払額	4,184	4,195	11	0.3
うち、支払共済金	3,217	3,229	12	0.4
うち、支払再共済掛金	203	211	8	4.1
2. 共済契約準備金繰入額	676	663	△13	△2.0
3. 資産運用費用	12	20	8	60.8
4. 事業経費	1,226	1,227	1	0.1
5. その他経常費用	4	4	△0	△1.0
経常剰余	911	819	△92	△10.1
特別利益・特別損失	△101	△88	13	—
税引前当期剰余	809	731	△79	△9.7
法人税等・法人税等調整額	122	101	△21	△17.4
割戻準備金繰入額	375	385	10	2.7
当期剰余金	313	245	△67	△21.6
当期首繰越剰余金	22	21	△1	△2.7
任意積立金取崩額	22	70	48	214.6
当期末処分剰余金	357	337	△20	△5.7

(2) 特別損益

特別利益・特別損失では、特別損失として将来の保有資産の価格変動に備えるための価格変動準備金を75億円計上したほか、地震等災害見舞金7億円、熊本地震にかかる臨時費用等6億円を計上しました。

(3) 当期剰余金

当期剰余金は、前期比67億円減少し245億円となりました。

4 資産運用の状況

(1) 資産運用方針

全労済では、組合員（契約者）の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

長期共済等の資金を運用するにあたっては、公社債を中心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

(2) 運用環境

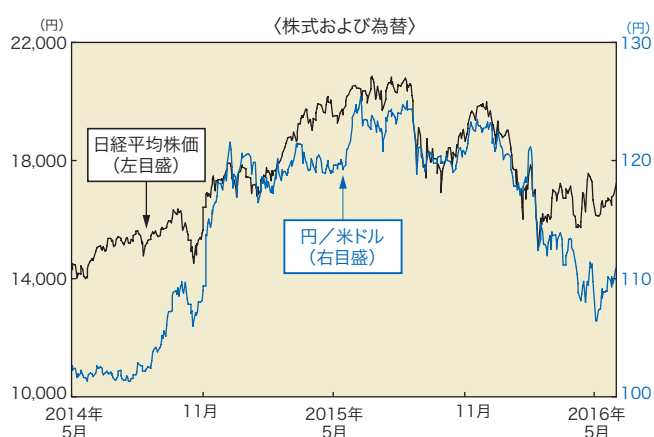
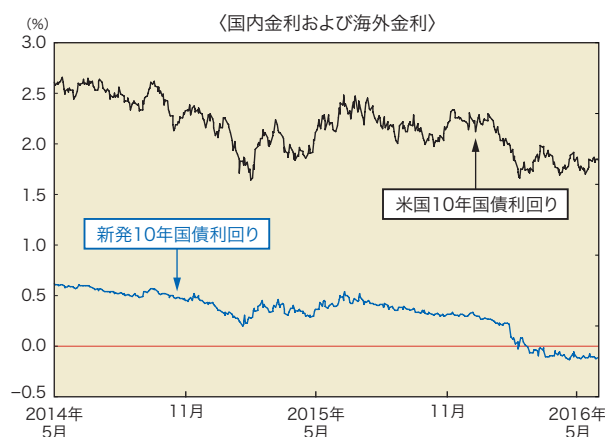
国内金利（新発10年国債利回り）は、年度始の0.39%から低下基調で推移し、2016年1月の日本銀行のマイナス金利政策の導入決定以降はさらに金利低下がすすみ、年度末には△0.12%となりました。

海外金利（米国10年国債利回り）は、年度始の2.12%から2015年12月に米連邦公開市場委員会による利上げが行われたものの、その後は原油価格の下落や新興国経済の減速懸念などにより追加利上げに慎重な姿勢が示されたため低下基調で推移し、年度末には1.84%となりました。

日経平均株価は、年度始の20,563円から新興国経済の減速懸念や円高による企業業績の下振れ懸念などから下落基調で推移し、年度末には17,234円となりました。

為替（円/米ドル）は、年度始の123円73銭から、米国の追加利上げ観測の後退などから円高が進行し、年度末には110円94銭となりました。

	2014年度末	2015年度末	前年度末比
新発10年国債利回り	0.39%	△ 0.12%	△ 0.51P
米国10年国債利回り	2.12%	1.84%	△ 0.28P
日経平均株価	20,563円	17,234円	△ 3,328円
円/米ドル	123.73円	110.94円	△ 12.79円



(3) 資産運用概況

運用資産は、840億円増加して3兆3,035億円となり、構成率は運用の中核である公社債が78.0%、外国証券7.4%、現預金5.8%となりました。

(単位: 億円、%)

	2014年度末		2015年度末		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
現預金	1,509	4.7	1,901	5.8	391
金銭債権	650	2.0	1,460	4.4	810
有価証券・金銭の信託	28,655	89.0	28,328	85.8	△ 327
公社債	26,256	81.6	25,771	78.0	△ 485
株式	21	0.1	16	0.0	△ 5
外国証券	2,293	7.1	2,455	7.4	162
その他の証券	85	0.3	86	0.3	1
長期貸付金	68	0.2	56	0.2	△ 12
運用不動産	18	0.1	18	0.1	△ 0
その他の運用資産	1,295	4.0	1,272	3.8	△ 23
運用資産 合計	32,195	100.0	33,035	100.0	840

資産運用純益は、前年度比で15億円減少の519億円、運用利回りは1.61%となりました。

(単位: 億円、%)

	2014年度	2015年度	増減
資産運用純益	533	519	△ 15
運用利回り	1.70	1.61	△ 0.09P

5 健全性を表す指標

(1) 修正自己資本

▶修正自己資本7,898億円 修正自己資本比率21.9%

総資産が985億円増加したのに対し、自己資本が261億円増加したことに加え、価格変動準備金や異常危険準備金の増加により、修正自己資本は603億円増加し7,898億円、修正自己資本比率は1.1ポイント上昇し21.9%となりました。

(単位: 億円)

摘 要	金 額		自己資本比率(%)		前年比較	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度	増減額	増減率(%)
自己資本	3,597	3,858	10.2	10.7	261	7.3
異常危険準備金等	3,698	4,040	10.5	11.2	342	9.2
修正自己資本 計	7,295	7,898	20.8	21.9	603	8.3
総資産額	35,151	36,136	—	—	985	2.8

(注) 修正自己資本は、自己資本に異常危険準備金、価格変動準備金を加算した広義の自己資本です。

(2) 基礎利益

▶基礎利益1,436億円

基礎利益は、危険差益が増加したことを受け、前年度と比較して32億円増加し1,436億円となりました。

(単位: 億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増減額
基礎利益	1,404	1,436	32
(うち費差損益)	(11)	(4)	(△7)
(うち利差損益)	(15)	(13)	(△2)
(うち危険差損益)	(1,377)	(1,420)	(42)

(注1) 基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

(注2) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(3) 支払余力比率

▶支払余力総額1兆660億円 支払余力比率1,536.7%

リスクの合計額は、資産運用リスクが増加したものの、一般共済リスクや巨大災害リスク等が減少したため7億円減少しました。また支払余力総額は、追加責任準備金および異常危険準備金の積立等により、660億円増加しました。それらにより支払余力比率は、1,536.7%と前年度より102.0ポイント上昇しました。

(単位: 億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増 減
支払余力総額(A)	9,999	10,660	660
リスクの合計額(B)	1,394	1,387	△7
支払余力比率 (A) / {(B) × (1/2)} × 100	1,434.7%	1,536.7%	102.0P

(注) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

(4) 実質純資産

▶実質純資産額1兆6,443億円 実質純資産比率45.5%

実質純資産額は前期より3,291億円増加し、1兆6,443億円となりました。

実質純資産比率は、諸準備金の積増しや有価証券の含み損益の増加により、8.1ポイント上昇し45.5%となり、資産超過で良好な状態を維持しています。

(単位: 億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増 減
実質純資産額	13,152	16,443	3,291
実質純資産比率	37.4%	45.5%	8.1P

(注) 実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性負債を除く)を引いた額です。

6 責任準備金・自己資本積立計画の達成状況

中期経営政策「Zetwork-60」における財務基本計画にもとづく責任準備金・自己資本積立計画においては、最終年度である2017年度末までに1兆1,000億円～1兆1,500億円規模の積立てを計画しています。

2年目である2015年度は745億円の積立てを行い、責任準備金・自己資本の積立残高は1兆943億円、積立率は95.2%となり、責任準備金・自己資本積立計画どおり進んでいます。

Ⅱ 事業運営と経営の健全性

1 総合的なリスク管理 ―組合員の信頼と負託に応えるために―

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化してきており、公共性・社会性の強い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理することがますます重要になってきています。

全労済は、総合的なリスク管理における3つの領域（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）について、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携をはかりながら管理を行っています。

(1) 危機管理領域における取り組み:大規模災害などの非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火などの自然災害および大火などの非常災害に対する、事前、災害発生時および通常業務体制で処理できない異常時などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い大規模地震・自然災害などについて、全労済の重要業務を中断させないためのリソース、各業務の目標復旧時間の設定などをとりまとめています。

また、首都直下地震の発災を想定し、全労済会館などの機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手順をまとめた、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しています。

〈被災組合員への対応〉

大規模な自然災害や広域災害について、全労済では事前の対策、災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱いなどについて「大規模災害時被災者対応規程・内規」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

(2) 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

リスク管理に関する全労済の基本方針を「経営リスク管理基本方針」として定め、リスクの種類ごとに個別に「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を定めるなど体系的に整備しています。

リスク管理体制では、各種リスクを統括する部門として業務担当部門から独立した経営リスク統括部門を設置し、リスク情報およびリスク管理状況について総合的なリスク管理の観点から一元的に管理しています。

さらに、2015年4月に経営企画部内にERM推進室を設置し、統合的リスク管理(ERM)*の枠組み全般の態勢整備を進めています。

*統合的リスク管理(ERM):ERMはEnterprise Risk Managementの略で、組織全体の「リスク」「資本」「収益」を統合的に管理することを通じて、財務の健全性の確保と収益の安定的な向上をはかり、組織価値の向上を目指す戦略的な経営管理手法。

●財務リスクの管理

・ALM(資産と負債の総合管理)

全労済は、取り扱う共済商品の特性（共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など）と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係性を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALMの考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

・ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市場の大きな混乱による損失の拡大といったシナリオをもとに損失額を推計し、財務の健全性に与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

①共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学などの専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震などの自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険などによる対応を行っています。

②資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスクなどが顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

③資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

●オペレーショナルリスクの管理

①事務リスク管理

日常の業務において役職員などが正確な事務・業務を怠る（事務過誤）、あるいは事故・不正などを起こすこと（不祥事）により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアルなどの整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

②システムリスク管理

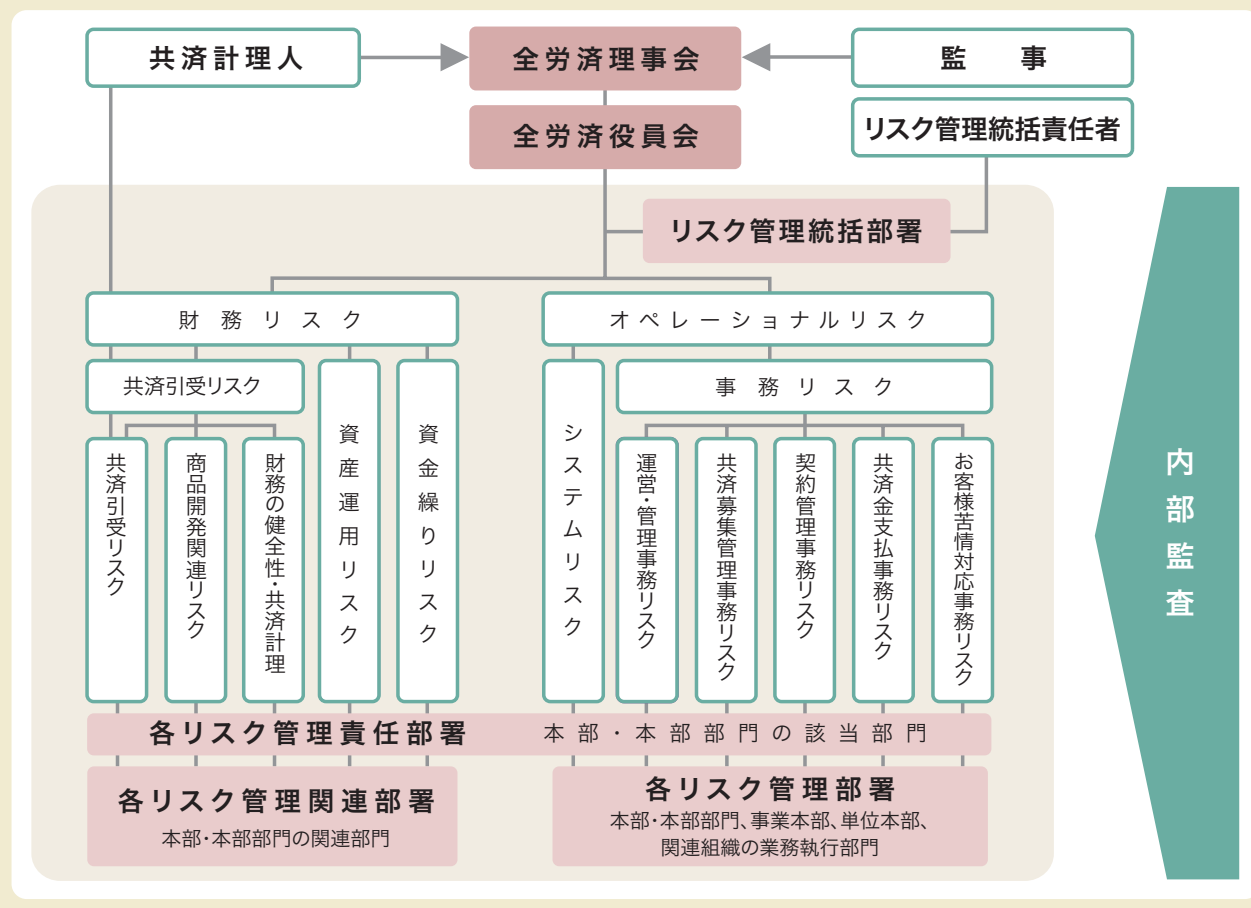
コンピューターシステムのダウンまたは誤作動などのシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢を構築しています。

また、システム不備および不正使用、サイバー攻撃といった課題に対し、各種セキュリティ対策を実施するとともに、マニュアルなどによる適切な業務の徹底および役職員への教育研修をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

なお、内部監査や監督省庁の監督・検査などにより、客観的な視点からシステムリスク管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているかなどの評価を受け、適切なシステムリスク管理態勢の構築にむけての取り組みもすすめています。

■経営リスク管理体制



2 コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さまに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に運営し、社会的責任を果たしていくことは重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則などを遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体としてコンプライアンスの組織風土の醸成をはかっています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

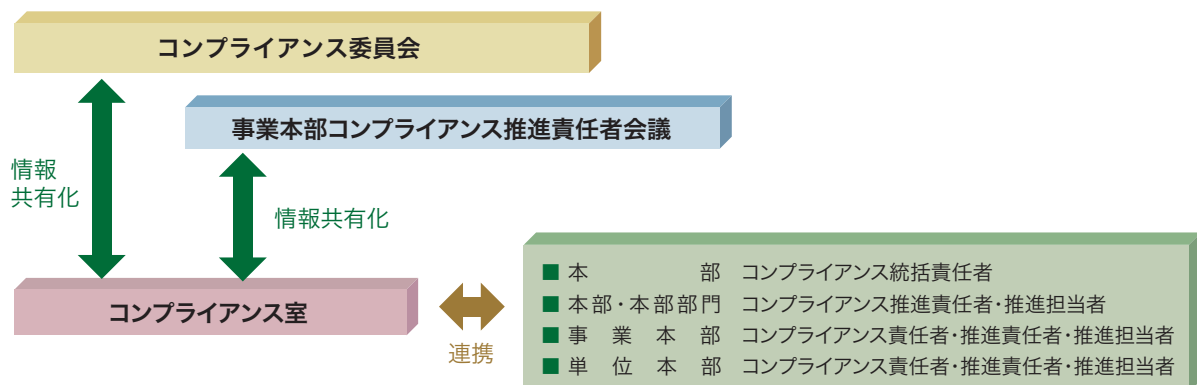
また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に

措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルプライン制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を展開していくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員・お客さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

■全労済コンプライアンス推進体制



全労済コンプライアンス基本方針

全労済は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず、協同組合に従事するものの使命であり、社会的な要請や組合員・お客さまの期待に応えていくための組織や事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めていきます。

1. 社会的要請、組合員・お客さまの期待に応える事業活動

- 全労済は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- 全労済は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- 全労済は協同組合として、組合員・お客さまの豊かで安心できる暮らしの実現をめざし、生活の保障に係わる有用な商品（共済商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、組合員・お客さまに提供していきます。
- 全労済は共済商品・サービス等の提供を通じて、組合員・お客さまの暮らしに係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

3. 経営の健全性と内部統制機能

- 全労済は共済生協として、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、組合員・お客さまの万一の事故や災害等にそなえて十分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- 全労済は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査、モニタリング等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めていきます。
- 全労済は組合員・お客さまからお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めていきます。

4. 業務の適正化と不断の改善

- 全労済は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めていきます。
- 全労済は苦情受付専用窓口等により、組合員・お客さまの声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じていきます。

5. 情報の開示とコミュニケーション

- 全労済は組合員・お客さま、取引先、従業員等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めていきます。
- 全労済は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、また内部通報制度（全労済ヘルプライン）等により、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めていきます。

6. 人権の尊重と自由な組織

- 全労済はすべての関係者の人権・人格を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、障害の有無など多様性を認め、これらにもとづく差別を行いません。
- 全労済は職責、職務の差異に係わらず、従業員一人ひとりの創造力と自主性を尊重し、それらが事業活動に活かされる組織的な仕組みを整備し、自由で活力ある組織風土を形成することに努めていきます。
- 全労済は従業員の健康を守るとともに、安全でゆとりのある職場環境を確保し、実現して行くことに努めていきます。

7. 社会貢献と環境保全活動

- 全労済は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。
- 全労済は地球環境をより良い状態に維持していくことが自らの責務であることを自覚し、「全労済環境方針」のもとに環境保全活動に取り組んでいきます。

全労済役職員行動基準

私たちは、協同組合の活動に従事するものとして、協同組合の理念とともに社会の要請や組合員・お客さまからの期待に適切に応えていくことを使命とし、これらを組織や一人ひとりの個人の積極的かつ創造的な行為と考えています。そのため、私たち一人ひとりが、主体的に全労済のあたらしい組織と事業の姿をつくりあげていきます。

(1) たすけあいの全労済として、運動と事業の発展のために努力します。

私たちは、組合員・お客さまとともに「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」をめざし、協同組合としての運動と新しい時代の事業の発展のために、力を尽くしていきます。

(2) 法令・社会規範等を遵守するとともに、高い倫理性をもって行動します。

私たちは、法令、社会規範、諸規則等をその目的・趣旨に沿って正しく理解し事業や業務の遂行に当たるとともに、高い倫理性にもとづき誠実・正直に責任ある行動をとります。

(3) 組合員・お客さまのくらしの問題解決に向けて、創造性を発揮します。

私たちは、事業活動を通じて良質な共済制度・商品の開発から各種サービスの提供に至るまで、どのように組合員・お客さまのくらしの問題解決やその支援が果たせるのかを念頭に、創造性を発揮し行動していきます。そのために、組合員・お客さまから頂いた苦情や意見に真摯に耳を傾けていきます。

(4) 組合員・お客さまのニーズに応え、業務の改善に取り組みます。

私たちは、事業の目的にそって適正に業務を遂行していくため、組織内で定められた諸規程、規則、マニュアル類に沿って行動するとともに、組合員・お客さまのニーズに適切に対応できるように、常に業務の再点検や必要な改善に取り組んでいきます。

(5) 情報の安全管理に努め、組合員・お客さまの情報を守ります。

私たちは、業務上知りえた情報、特に組合員・お客さまの個人情報・データについては細心の注意をもって取り扱うとともに、事故を発生させないよう十分な安全管理に努めていきます。

(6) リスク情報の共有化を図り、再発防止等に努めます。

私たちは、法令違反・不正・反倫理的行為等の防止に努めるとともに、違反行為等が発生した場合には原因の究明を徹底して行い、これらの情報の共有化と認識の徹底を図り、再発防止や未然防止に向けた対策や改善に取り組んでいきます。

(7) 認め合い、お互いを尊重する職場をつくります。

私たちは、個人の多様な価値観を認め合い、一人ひとりのプライバシーを守るなかで、誹謗や中傷、差別的な言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人格を無視する行為のない、お互いを尊重する職場づくりに努めていきます。

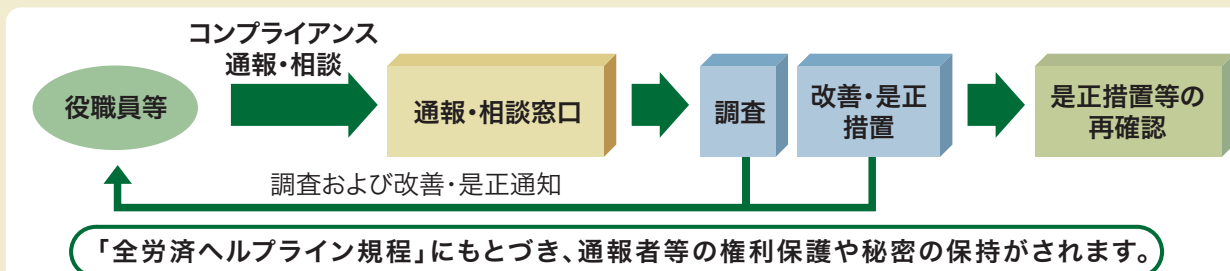


3 全労済ヘルプライン制度

全労済ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライアンス経営の健全性向上を図り、社会的信頼に応えていくことを目的とし、次の課題の達成をめざしています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正を図る。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備を図る。

■制度の基本的な流れ



4 個人情報の保護

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行にともない「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定めました。また、2016年1月のマイナンバー制度の開始にともない「個人情報保護方針」を「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」に改正し、新たに「全労済特定個人情報保護規程」を定めました。全労済ではこれらの方針・規程等にもとづき、組合員・お客さまからお預りしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置などの強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

今後も組合員・お客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

(1) 組合員・お客さまの個人情報の取り扱い

「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」は、ホームページ上で公表するとともに各都道府県本部・共済ショップ窓口などにおいては、組合員・お客さまの目に触れやすい場所に掲示して、組合員・お客さまの個人情報の取り扱いの周知に努めています。

(2) 個人情報保護の責任体制

組合員・お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように整えています。

- ①全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を負うものとします。
- ②本部・事業本部・単位本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。
- ③個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

(3) 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設などへの物理的な対策、役職員の教育など人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的に進めています。

個人情報および特定個人情報にかかる保護方針

ー組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについてー

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

1. 情報の取得と利用目的

全労済は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

2. 取得させていただく情報の種類

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

3. 情報の取得方法

(1) 個人情報について

主に申込書・契約書やアンケートにより、組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

協力団体・労働組合等を通じて共済を利用される組合員・お客さまについては、所属されている協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・お客さまの情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票、または特定個人情報にかかる専用の帳票により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

全労済では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。

なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。

① 組合員・お客さまが同意されている場合

② 法令により必要と判断される場合

③ 組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合

④ 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

ア. 共同利用する旨

イ. 共同で利用される個人データの項目

ウ. 共同して利用する者の範囲

エ. 利用する者の利用目的

オ. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

全労済では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。

① 激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただきます。

なお、特定個人情報については、共同利用することはありません。

(1) 全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。)制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。

(2) 全労済は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および(一社)日本損害保険協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

(3) 全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止等

全労済は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取扱いを停止させていただきます。



5 反社会的勢力への対応

全労済は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 組織として対応します。

反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関と連携します。

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢

力であると知らずに関係を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で速やかに関係を解消します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応を行います。

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供は絶対に行わない。

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対行いません。

6 情報開示

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項を掲載しています。

これらの資料以外にも、各事業本部、単位本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



ホームページ

(URL) <http://www.zenrosai.coop>



全労済ファクトブック
年1回
報道機関やオピニオンリーダー
向けに発行



全労済ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



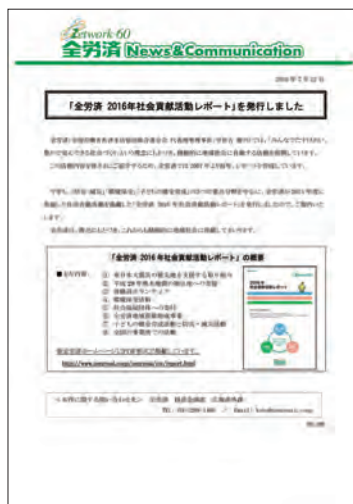
Annual Report
(英文/年次報告書)
年1回
海外向けに発行



全労済NEWS FILE

年6回

ファイナンシャルプランナー等の
オピニオンリーダー向けに発行



News&Communication

随時(2015年度は16回)

報道機関向けに発行



機関誌「zenrosai」

年2回

協力団体向けに発行



社会貢献活動レポート

年1回

協力団体・報道機関等向けに発行



「組合員・お客さまの声」報告書

年1回

組合員・一般生活者向けに発行

Ⅲ 事業活動

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。

1 共済商品の特長

※各商品の詳細については、最寄りの窓口または全労済ホームページなどでご確認ください。

人の保障

全労済が提供している遺族保障、医療保障、障がい・介護保障、老後保障の商品の特長を、個人向け共済と団体向け共済に分けて紹介します。

(1) 個人向け共済

こくみん共済

個人定期生命共済・子ども定期生命共済
熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済
終身生命共済・個人長期生命共済



キッズワイドタイプ キッズタイプ キッズ満期金付プラン 医療タイプ 医療安心タイプ 医療安心Hタイプ
がん保障プラス 終身医療5000 総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ 生きる安心タイプ
生きる安心Wタイプ 生きる安心Hタイプ 傷害安心Wタイプ 傷害安心タイプ シニア医療タイプ シニア総合タイプ
シニア傷害安心タイプ シニア傷害安心Hタイプ 医療プラス 総合プラス

特長

- 全労済が提案する「保障設計」の考え方にもとづき、満0歳のお子さまからシニアの方まで、年齢や保障目的に合ったタイプをご用意しています。
- 各タイプの組み合わせで幅広いニーズにお応えすることで、ご家族一人一人に合ったムリ・ムダのない必要な保障を実現します。

総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年)があります。
- 〈終身医療プラン・定期医療プラン〉
- 最高満80歳まで保障の『定期医療プラン』と、一生涯保障の『終身医療プラン』があります。
 - 入院日額は3,000円～10,000円まで1,000円単位でお選びいただけます(年齢・職業等によって異なる場合があります)。
- 〈終身介護プラン・定期介護プラン〉
- 介護保障に絞った『終身介護プラン』と、医療保障とセットになった『定期介護プラン』があります。

いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン



特長

- 入院、手術、死亡保障があり、共済期間は5年です。
- これまで健康上の理由で共済加入をあきらめていた方や、通院治療中の方であっても、加入引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。
- 入院日額は3,000円または5,000円のいずれか、死亡共済金は4つのコース(最高300万円)からお選びいただけます。

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

Ⅲ

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

新 せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済



特長

- 終身型と定期型(5年・10年)がある、死亡保障です。
- 不慮の事故などによる死亡の場合は、病気による死亡の倍額を保障します。
- リビングニーズ特則が利用できます。

〈終身生命プラン〉

- 一生涯保障が続き、掛金の払い込みは一定期間で満了します(更新による掛金のアップはありません)。
- 病気などの死亡の場合、最高2,000万円まで選べます。
- 医療保障プランをつけることができます。

〈定期生命プラン〉

- 病気などによる死亡の場合、最高3,000万円まで選べます。

ねんきん共済

個人年金共済



特長

- 老後の年金保障に死亡保障がついたもので、最高年額は90万円です。
- 確定年金と終身年金の2種類あり、暮らしの変化に合わせた自由な設計ができます。
- 公的年金の受給開始までの備えとして、活用できます(確定年金)。
- 個人年金保険料控除の対象になります(税制適格タイプ)。

交通災害共済

交通災害共済

特長

- 交通機関にかかわる事故に備える共済です。
- 年齢、健康状態にかかわらず加入でき、共済期間は1年です。
- 交通事故による死亡は、最高600万円まで保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障があります。
- 6種類の型があります(都道府県により、ご加入いただけない型があります)。



(2) 団体向け共済

団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 団体としてまとめて加入し、死亡、障がい、医療などの万一に備えるための、団体の構成員が相互にたすけあう共済制度です。
- 最高5,000万円の死亡・重度障がい保障（基本契約）をベースに、団体ごとに病気入院特約や傷害特約などの特約を付帯できます。
- 同じ団体に所属している構成員なら、年齢や性別にかかわらず掛金は同じです（団体の口数平均年齢で掛金が決まります）。
（注）年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群別掛金のしくみもあります。
- 団体の構成員と一緒に配偶者とお子さまも加入でき、家族ぐるみで、大きな安心が得られます。

団体生命移行共済

個人定期生命共済・熟年定期生命共済

特長

- 在職中に団体生命共済に加入していた契約者・配偶者のための退職後の保障制度です。
- 死亡・重度障がいは最高1,000万円まで保障、後遺障がいや入院も保障します。
- 契約は1年ごとの自動更新、最高満80歳まで保障が続きます（満70歳で保障内容、掛金が変わります）。

新離退職者団体生命共済

団体定期生命共済

特長

- 在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の保障制度です。満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入でき、最高満80歳まで更新できます。
- 掛金は、満70歳まで変わりません。
- 死亡・重度障がい（基本契約）は、最高500万円まで、入院（災害入院特約・病気入院特約）は、1日あたり最高5,000円まで保障します。

新団体年金共済

新団体年金共済

特長

- 団体でまとめて加入し、無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。
- 積立方法が自由で、月払いをベースに、半年払い、年払いの併用もできるなど、ライフサイクルに合わせて掛金額の増減、随時払いが活用できます。
- 積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受取時に医療保障、介護保障、遺族保障、年金での受け取りの中から保障を選択（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）できるプランがあります。

慶弔共済

総合（慶弔）共済

特長

- 労働組合などの団体の構成員全員で加入し、加入者やご家族の慶弔の際に、見舞金や祝金をお支払いする制度です。
- いろいろな型をご用意。団体のニーズに合わせて選択できます。
- 掛金は型により一人月額6円から143円まで（1口）。型ごとに10口まで加入できます。



住まいの保障

「全労済の住まいる共済」は新火災共済と新自然災害共済があります。また、エコ住宅にお住まいの方には、エコ住宅専用のプランがあります。

全労済の住まいる共済

●新火災共済 ●新自然災害共済
風水害等給付金付火災共済
自然災害共済・個人賠償責任共済



特長

●新火災共済

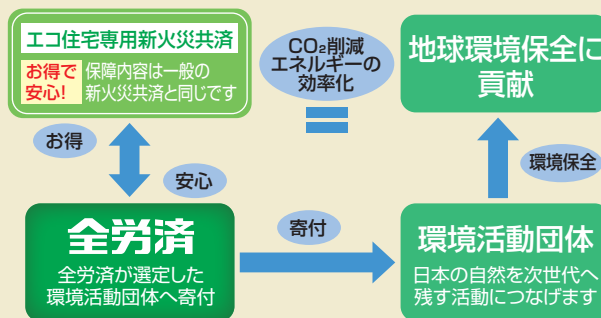
- 火災はもちろん、落雷や他人の住居からの水ぬれや風水害まで、幅広く保障します。
- 最高保障額は、住宅4,000万円、家財2,000万円。住宅・家財合わせて6,000万円の大型保障です。
- 70%以上の焼破損は全焼損扱いとする加入者本位の保障内容です。
- 火災などのときは、再取得価額(被害にあったものと同程度のものを取得するために必要な額として全労済が定めた額)を基準に保障します。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。
- 建物の柱の材質(木質など、鉄骨造、コンクリート造)、所在地などにより加入基準が設定されています。
- 住宅+家財、住宅のみ、家財のみの3つのパターンで加入できます。
- 一口あたりの掛金は全国一律です。

エコ住宅専用プラン



●新火災共済の住まいる共済

- 新火災共済の掛金を割引した地球環境にやさしいプランです。
- オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プランです。



特長

●新自然災害共済

- 風水害から地震、盗難、傷害まで、幅広く、きめ細かく保障されます。
- 新自然災害共済は、新火災共済に付帯する保障プランです。大型タイプ・標準タイプのいずれかをお選びください。
- 風水害の被害で最高保障額は4,200万円です。
- 地震、津波、噴火などによる損壊・焼損の被害で最高保障額は1,800万円です。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン「風水害保障なしタイプ」があります。





くるまの補償

マイカー共済

自動車総合補償共済



特長

- 無事故割引等級は最大22等級・割引率は最高64%と、安全運転を続ける優良ドライバーに有利です。
- 新車割引や、運転者年齢条件35歳以上補償があります。
- 人身傷害補償はご自身の損害を過失割合にかかわらず、契約補償額の範囲内で全労済基準による実損害額で補償します。
- 車両損害補償も内容充実。一般補償に付随諸費用補償を付帯すると、代車費用や身の回り品等の損害を補償します。
- 事故時には、24時間・365日の事故受付体制。専任スタッフが適切なサポートをいたします。事故受付後は、全国ネットのマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉を行いますので安心です。
- 人身傷害補償または車両損害補償付帯の四輪自動車の契約では、マイカー共済ロードサービスが受けられます。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済



特長

- 全労済では自賠責共済も取り扱っています。全労済各県本部窓口や自動車分解整備自動車共済代理店で、お手続きいただけます。
- 自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)により、すべての自動車に加入が義務づけられています。

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

Ⅲ

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

2 組合員向けサービス

(1) 組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」

地域加入の組合員を中心に、2003年1月より身近な情報紙として、組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を発行しています。あわせてホームページ上の組合員特典ページの展開を行い、組合員とのコミュニケーションの強化に向けた取り組みを進めています。

組合員から寄せられた貴重なご意見などについては、内容の分析を進めながら、事業活動に生かす取り組みを行っています。そして、お住まいの地域に応じて各都道府県本部の独自情報を同時に発信し、より身近な情報紙の実現を目指しています。

また、「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」を作成しており、（全労済）ホームページからも閲覧いただけます。「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」の提供により、紙資源の消費を減らすエコ活動に取り組むとともに、組合員との永続的な関係の構築をインターネット環境でも実現していきます。



セイフティ・ファミリー
組合員向けに発行

(2) SFサービス

全労済は、保障を通じてだけではなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約2,000店（2016年7月1日現在）と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしを取り巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスについて、組合員だけの特別割引や特典などがご利用いただける「SFサービス」を提供しています。パソコンや携帯電話、スマートフォンからクーポンを取得できます。

(3) 組合員（ご契約者）専用「マイページサービス」

全労済のインターネットサービスにある組合員専用の「マイページサービス」にご登録いただければ、24時間いつでもどこでもご契約内容の確認などができます。

※ご利用には、登録専用ページにて事前のお手続きが必要です。

※ご契約内容や所属している団体によってはご利用いただけない場合があります。

主なサービスの内容

①ご契約内容の確認

ご契約内容や保障額の合計などをご確認いただけます。

②各種お手続き

住所や口座の変更や、共済掛金払込証明書（保険料控除申告用）の再発行申請ができます。

③こくみん共済の加入申し込みサービス

ご契約者本人の加入申込手続き（新規・追加・変更）ができます。

④全労済からのお知らせ

個人向けのお知らせや組合員の皆さま全体に向けたお知らせなど、さまざまな情報をご確認いただけます。

⑤組合員特典サービス

お得なクーポンやサービス情報などをご確認いただけます。

●組合員特典ページ



●ご契約一覧ページ



(4) 全労済ホームページ

2015年8月に全面リニューアルを行い、全労済ホームページがさらに利用しやすくなりました。

ホームページでは、共済商品の案内や掛金見積もり・申込手続き、全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載、資料請求の受付、一部の共済の申込書のダウンロードなどを行っています。

(URL) <http://www.zenrosai.coop>



■その他にも、防災情報の提供などを行っています。

●全労済のみんなの防災



お近くのご相談窓口のご案内



■お問い合わせ **共済金請求受付**



■掛金見積もり [申込書ダウンロード](#)



■資料請求 各種共済



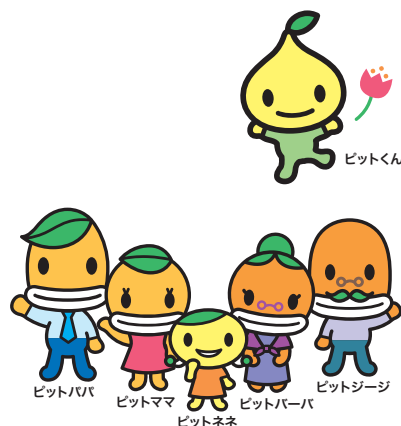
■全労済公式キャラクター「ピットくんファミリー」

●ピットくんの部屋

「ピットくんファミリー」って？

心優しい妖精のピットくんとその家族。3世代6人家族です。
多くの人に「あんしんの種」(＝安心)を届けることが使命で、
全労済について多くの人に知ってもらいたいと強く願っています。

- **名前の由来**
共済が組合員の皆さまの生活に「ピッタリ、フィット」しますように、名付けられました。
- **あんしんの種**
「あんしんの種」は全労済の保障と同じ“安心”を表しています。
- **住まい**
彼らは“あんしんの森”に棲んでいます。
めったに人前には姿を現すことはないのですが、
みんなが安心して暮らしていけるよう、いつもどこからか見守っています。



(5) 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」、「いきいき応援」(「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)に加入いただいている方を対象に、日常生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽に相談いただける電話相談サービスを実施しています。

■電話相談サービス

①健康相談

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

②育児相談

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

③介護相談

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、ケアマネージャーがお答えします。

④年金相談

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

⑤税務相談

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

⑥法律相談

一般的な法律相談について、弁護士がお答えします。

24時間
・
365日

週3回
・
当日
予約制

週1回
・
当日
予約制

■電話による情報提供サービス

①全国の医療機関情報

専門病院、リハビリ病院、人間ドックなど、各医療機関に関する情報を提供します(直接紹介や医療診断はできません)。

②福祉施設情報

特別養護老人ホームなどの全国の福祉施設の情報を提供します(直接紹介はできません)。

③在宅介護情報

各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。

- ・全労済グループの介護事業所
- ・全労済と連携している各都道府県の指定事業者および福祉系事業団体

※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。

24時間
・
365日

平日
9:00
～
17:00

※「ほっとあんしんコール」の受付電話番号は、ご加入後、契約証書の送付時にご案内します。

(6) ライフサポートサービス

死亡・重度障がいとなった際は、社会保険をはじめとしたさまざまな手続きを行わなければならない、「いつ、どこで、どんな手続きをすればいいのか」という不安を抱えます。

全労済では、そうした負担を少しでも軽減できるよう必要な諸手続きを中心とした情報提供を行い、同時に契約の承継や遺された家族の将来にわたる生活保障設計などの相談を行うライフサポートサービスを各都道府県本部で実施しています。

(7) 保養所

保養所を開設し、組合員の皆さまの保養と健康増進のお手伝いをしています。

・勤労者保養センター 越中庄川荘

(〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4984-1 TEL. 0763-82-5111)



3 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれからの生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社によろのではなく、組合員一人一人がどのように生きていくか、何が必要かを考え、組合員自らがその設計を行っていかねばならないと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

生活保障設計運動

生活設計(保障計画・資金計画)の提案

保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計(保障計画+資金計画)に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かな暮らし」を実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。



(2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体(労働組合や共済会)においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。

全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々(労組執行部・福利厚生担当者)を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座

を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月に全国展開がスタートし、プランナー修了者は全国で19,319名となっています(2016年5月末現在)。

「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスです。具体的には、公的なFP(ファイナンシャル・プランナー)資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行っています。

講座は、標準講座(8時間)と基本講座(2時間)を用意しています。



4

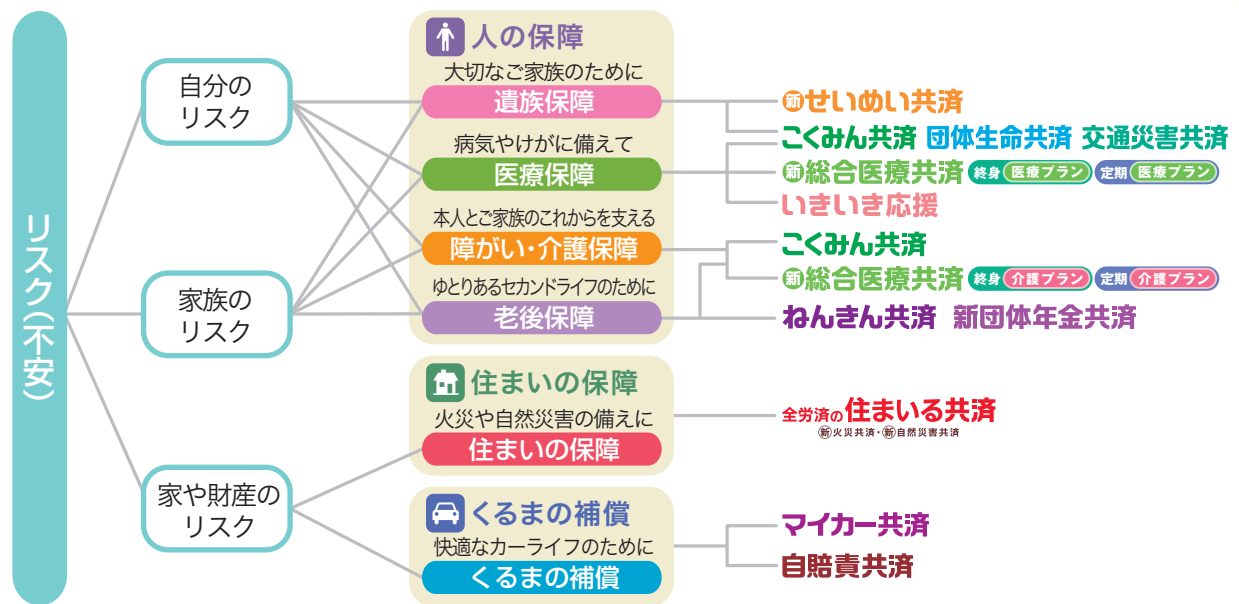
全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障の充実と家計支出の軽減を図ることをすすめています。

(1) さまざまなリスク(不安)から、自分のリスクをみつめる

私たちの身の回りには数多くのリスクが存在します。まず、どのようなリスクがあるのか確認し、それを予防・軽減・回避する対策を講じておくことが、必要な保障を考えるうえで大切です。これが「生活保障設計」の第一歩です。さまざまなリスクから毎日の生活を守り、一人一人に合

った保障設計をしていただくために、全労済は①遺族保障、②医療保障、③障がい・介護保障、④老後保障、⑤住まいの保障、⑥くるまの補償の6つの分野に分け、それぞれについて必要な保障額の目安や考え方を提案しています。

■リスク(不安)とその対策1(全労済の共済での保障)



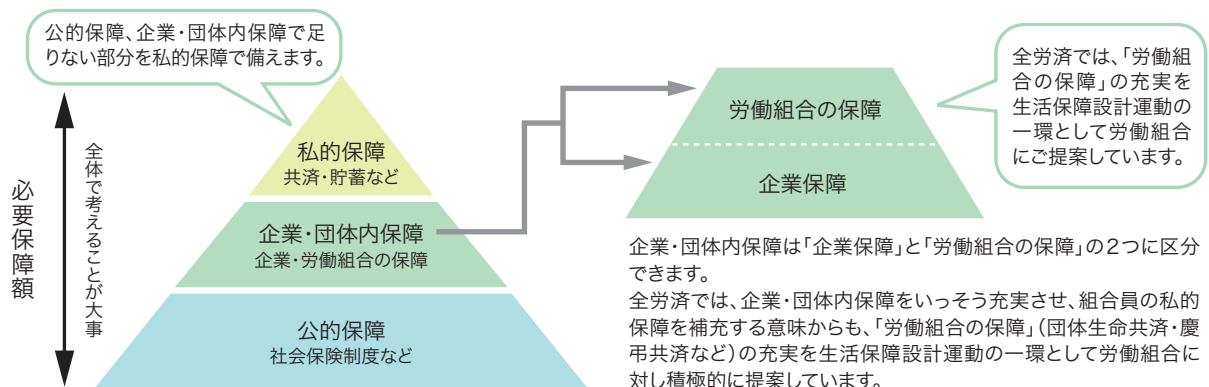
(2) 公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障（共済や貯蓄など）」だけで補おうとするのではなく、「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしく

みや保障内容を知り、それでも足りない部分を「私的保障」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることをめざしています。

■リスク(不安)とその対策2



5 共済の推進

(1) 共済の推進活動

生活協同組合である全労済を構成するのは、全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域において、それぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

①職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購買生協という共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

②地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

③窓口での推進

保障に関する相談や手続きが行える窓口(共済ショップなど)を全国約200カ所に開設しています。

④共済代理店での推進

全国13の労働金庫では、共済代理店として「ろうきんローン専用 住まいる共済」などの募集業務を行っています。

また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2016年5月末現在 1,031工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。これらの共済代理店においては、お客さまの希望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

生協共済代理店では、コープ共済連が統括代理店となり、地域生協においてCO・OP火災共済、CO・OP生命共済《新あいあい》の呼称で、全労済の元受制度の募集業務を行っています。

⑤広告宣伝活動

新聞などへの広告掲載やチラシ(ZENROSAI NEWS)の配付を行っています。

勧誘方針

1. 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
2. 組合員の皆さまに共済内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めていきます。
3. 共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済推進(郵送加入等)を

行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。

5. 共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ確な共済金の支払いに努めていきます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。
7. 組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

(2) 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されています。全労済の会員共済生協に出資金をお支払いいただければ、組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となった場合などで、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡の上、組合員出資金返戻請求の手続きを行っています。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

(3) 申込手続きと注意喚起情報など

①申込手続き

全労済の会員共済生協の組合員となっていたうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

②契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

6 共済金支払いまでの流れ

共済金の請求は、共済契約者（または共済金受取人）からの共済事故発生の連絡（受付）に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いをすすめます。なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。



人の保障

共済金センター
☎0120-580-699
受付時間 平日9:00~19:00

こくみん共済・新総合医療共済・せいめい共済など

病気・けがによるご請求

病気やけがによる、共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

病気やけがでの
入院

病気やけがでの
手術

死亡

職場の労働組合や社員会等の団体を通じてご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話 窓口 ホームページ

病気やけがの状況などをご連絡ください。
ご連絡いただきました内容を元に、共済事故の受付処理を行います。
処理が完了次第、共済金のご請求に必要な書類などをお送りします。

step 3 書類の記入と提出

全労済よりお送りした書類に必要事項をご記入・押印のうえご返送ください。
※ご請求に必要な書類は、傷病の原因や状況により異なります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



住まいの保障

住宅損害受付センター
☎0120-131-459
受付時間 24時間365日

住まいる共済（新火災共済・新自然災害共済）

火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害などにより、住宅被害を受けた場合の共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

火災

落雷

暴風雨

降ひょう

地震

盗難

職場の労働組合や社員会等の団体を通じてご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

被害状況などをご連絡ください。

step 3 被害状況の確認（全労済）

原則として、全労済担当者が直接被害状況などを調査します。その際に立会いをお願いすることがあります。

step 4 書類の記入と提出

全労済よりお渡した書類に必要事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
消防署が発行する罹災証明書などの添付書類が必要となることがあります。

step 5 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



くるまの補償

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
受付時間 24時間365日

マイカー共済など

自動車事故によるご請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求の手続きについてご案内します。

step 1 準備
 共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。
※必ず事前にお近くの警察に事故の届出をしてください。

step 2 全労済へのご連絡

電話
ホームページ
窓口

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

step 3 事故対応
 ご自身の損害や相手方への対応について具体的に打ち合わせします。
 共済金を請求いただく書類の提出が必要となることがあります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い
 提出いただいた書類と合意された内容にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

(1) マイカー共済のサービス

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国77カ所の損調サービスセンターに約820名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約150名体制で、24時間※365日の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00～21:00のみの対応。

マイカー共済 ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます(ご利用は、全労済が出勤を認めた場合に限りです)。

- ・自力走行不能な場合のレッカー搬送
- ・30分以内の路上クイックサービス
- ・燃料切れ時ガソリンなどお届けサービス(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

ハヤクミナロードサービス
☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

24時間 コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

ハヤクミナロードサービス
☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

交通事故証明書 取得サービス

共済金の請求に伴う「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

(2) マイカー共済の事故時の対応

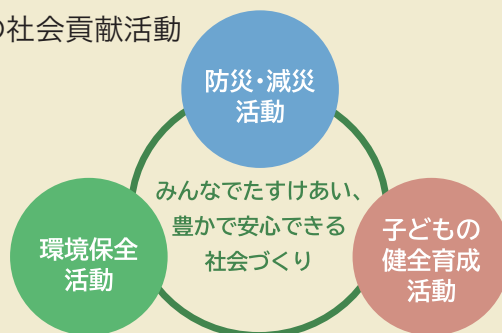
事故発生時	事故受付 事故受付 「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。 オハヤクツーホー ☎0120-0889-24 (携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
	現場急行 現場急行サービス(24時間365日) 事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、サポートします。
対応・示談	事故初期対応 土・日・祝日(9:00～21:00*)もサポート *19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。 人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応を電話等でサポートします。
	示談交渉 示談交渉サービス 事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限りです)。
事故後のフォロー	事故の相談 自動車事故等の相談サービス 「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。 ハナシヲイロイロ ☎0120-8740-16 (携帯電話、PHSからもご利用いただけます) 9:00～21:00 365日受付

Ⅳ 社会貢献活動

1 全労済の社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され持続するために、「防災・減災」「環境保全」「子どもの健全育成」の活動を重点分野と位置づけ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

■全労済の社会貢献活動



2 2015年度のハイライト

◆ 防災・減災活動と子どもの健全育成活動

「子育て応援団すこやか」イベントへ出展

「子育て応援団すこやか」イベントは、子育て支援に対する意識を高め、安心して家庭を築き、子どもを産み育てることに希望が持てる社会づくりをめざしています。その主旨は、全労済の社会貢献活動の「防災・減災」分野と「子どもの健全育成」分野に一致しています。

2015年に、秋田県立武道館にて開催された「子育て応援団すこやかあきた2015」への参加を皮切りに、宮城県と福井県で「ぼうさいクイズ」を出展し、広島県では「よみきかせ会」と「ぼうさいクイズ」を出展しました。これまでで実施された「よみきかせ会」には延べ1,744人、「ぼうさいクイズ」には延べ8,156人の皆さまに参加いただきました。



◆ 東日本大震災を風化させない全労済の取り組み

(1) 被災地の子どもたちへ絵本を贈る活動

2015年12月に全労済グループ役職員の各家庭で眠っている絵本を集めて、被災地の子どもたちへ贈りました。全国から集まった絵本は2,636冊。絵本は黄色のえほんバスに載せて、被災地の子どもたちへ届けられました。この活動はNPO法人 地球の楽好(がっこう)と公益社団法人 日本フィランソロピーの協力のもと実施しました。



(2) 被災地の子どもたちの森づくり支援活動

全労済では、環境保全活動において、公益社団法人国土緑化推進機構とパートナーシップを組んでいます。2013年12月からは、同機構が実施する「震災地域における学校教育環境向上のための緑化事業」を通して、当該地域で緑化活動を行う児童の組織、「緑の少年団」をサポートしています。

東日本大震災の被災地では、特に沿岸部の海岸林が津波により壊滅的な被害を受けるなど、震災を機に緑が減少しました。私たちは、被災地の緑を回復し、子どもたちの緑を大切にする心を育てる目的で、植樹のための木々や、活動用のユニフォームを寄贈するなどの取り組みを行っています。

2015年12月7日～2016年5月30日まで、福島県、茨

城県、宮城県、千葉県に立地する小学校4校の植樹会において、記念植樹を行いました。

当支援活動によって植樹した木が、子どもたちとともに健やかに成長し、小学校と周辺地域の皆さまの心を和ませてくれることを願っています。



(3) きずな公演(宮城公演)

全労済では被災地の子どもたちとご家族などのために、東京都(2013年3月)、福島県(2014年4月)、岩手県(2015年2月)にてミュージカル仕立ての公演や楽団による演奏会、影絵公演などの「きずな公演」を開催してきました。

2015年度は、2016年1月16日に宮城県仙台市のザ・モール仙台長町にて開催し、公演の第1部は「バルーンパフォーマー Syan(シャン)」による魔法のような夢の世界が広がるバルーンパフォーマンス、第2部は「ミュージックボックス」による愉快的演奏会を行いました。

約430名の親子連れが来場され、会場はたくさん笑顔であふれました。



「全労済のよみきかせ会」とは

全労済では、東日本大震災後、被災地や避難している子どもたちの心のケアと健全育成を目的に、2012年11月より継続して「全労済のよみきかせ会」を実施しています。

2014年度以降は、子育てイベントなどで「よみきかせ会」に「ぼうさいクイズ」を組み合わせて実施するようになり、絵本の楽しさとともに防災・減災の知識の必要性を伝えています。

「全労済のよみきかせ会」は、これまでに172カ所の保育園・幼稚園などで、延べ17,160人の子どもたちを対象に実施しました。

また、小さな子どもたちの防災意識を高めるために「じしんがきたらぼうさいえほん ぼうさい」を作成し、よみきかせ会や子育て、防災・減災イベントなどで配布をしています。



3 継続的な取り組み

(1) 防災・減災のための取り組み ～ぼうさいカフェ～

2008年2月以降、全労済が実施している「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に、出前講座として推進しているものです。

楽しく分かりやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲームなど、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで、全国各地で開催しています。

●実施状況

開催年度	実施回数	開催年度	実施回数
2007	2	2012	35
2008	2	2013	42
2009	7	2014	49
2010	8	2015	56
2011	35	合計	236



Dr.ナダレンジャーによる防災科学実験ショー



紙ぶるとストローハウスの工作実験



パネルの展示



来場者の関心が高い非常食試食コーナー



●開催報告

「災害を理解し、災害を学ぶ」というテーマを設定し、防災グッズの展示や公演・実験を交えながら、防災・減災イベントを開催しました。

(2015年6月1日～2016年5月31日)

イベント名	開催日	開催場所
静岡県労働金庫・遠友会 住宅フェスティバル会場内で西部支所・西部エリア推進課共同で「ぼうさいカフェ」	2015年 6月 6日(土)	東遠カルチャーパーク総合体育館「さんりーな」
防災フェア ブース出展	2015年 8月 8日(土)	広島国際会議場
地震～自分と家族は自分で守る～	2015年 8月21日(金)	玉島公民館・玉島市民交流センター
全労済ふれあいフェスタ2015 横浜会場	2015年 8月25日(火)	都筑公会堂
全労済ふれあいフェスタ2015 県央会場	2015年 9月 6日(日)	海老名市文化会館
ぼうさいカフェ in BSSまつり	2015年 9月26日(土)	米子コンベンションセンター
鳥取県主催 防災フェスタ	2015年10月 3日(土)	イオン日吉津店
みんなのぼうさいフェスティバル	2015年10月 4日(日)	米子コンベンションセンター
ぼうさいカフェ in 大分	2015年10月11日(日)	ガレリア竹町ドーム広場
ぼうさいカフェ in パパバプフェスタ	2015年10月18日(日)	どんどんどの森
武雄生協まつり(コブ佐賀共催)	2015年10月24日(土)	コブ佐賀敷地内
ぼうさいカフェ in とっとりせいぎょうまつり	2015年10月25日(日)	北栄町お台場公園
ぼうさいカフェ IN 三重 「住まいと暮らしの総合フェア2015」	2015年10月31日(土) ～11月 1日(日)	四日市ドーム
第64回 おはら祭	2015年11月 3日(火)	照国表参道
防災広場	2015年11月 7日(土)	コンパルホール
平成27年度島根県総合防災訓練	2015年11月 8日(日)	益田市高津川河川敷
ぼうさいカフェ	2015年11月21日(土)	サントムーン柿田川
倉吉小鴨小学校防災セミナー	2015年11月22日(日)	倉吉小鴨小学校
[地域]坊っちゃん劇場貸切公演(鶴姫伝説)非常食コーナー設置	2015年11月29日(日)	坊っちゃん劇場
全労済徳島 スマイルイベント2015 in あいあいフェスティバル	2015年12月 5日(土)	アスティとくしま
宮崎市消防・防災フェスタ2015 in 生目の杜	2015年12月 6日(日)	生目の杜運動公園内「はんびドーム」
[職域]坊っちゃん劇場貸切公演(鶴姫伝説)非常食コーナー設置	2015年12月 6日(日)	坊っちゃん劇場
防災・減災体験型イベント(堺市)	2016年 1月17日(日)	大阪府立大型児童施設「ビッグバン」
「第3回 ママの文化祭」 (愛知県春日井市:2015年度 全労済助成団体)	2016年 1月22日(金)	春日井市総合体育館
ぼうさいカフェ in コーブフェスタ2016	2016年 2月21日(日)	沖縄コンベンションセンター展示棟
全労済高知Presents ぼうさいカフェ2016 in イオンモール高知	2016年 2月28日(日)	イオンモール高知
備え～るフェア2016	2016年 3月 5日(土) ～3月 6日(日)	東京ソラマチ5階
防災カフェ in 住之江公園(大阪市)	2016年 3月 5日(土)	大阪市住之江公園
ぼうさいカフェ in 直方	2016年 3月12日(土)	イオンモール直方
ぼうさいフェスタ in たかおか2016	2016年 3月12日(土)	イオンモール高岡
3.11防災推進イベント	2016年 3月13日(日)	地下鉄京都駅 コトチカ広場
防災・減災体験型イベント(枚方市)	2016年 3月19日(土)	枚方市市民会館
ぼうさいカフェ in あやがわ2016	2016年 3月20日(日)	綾川町総合運動公園
ぼうさいカフェ in 生協まつり(山口)	2016年 3月26日(土) ～3月27日(日)	山口きらら博記念公園多目的ドーム
防災セミナー&体験型防災実験ショー	2016年 3月26日(土)	G-NETしが(滋賀県立男女共同参画センター)
全労済甲府支所共済会「第4回加入者集会 ぼうさいカフェ」	2016年 4月16日(土)	甲府市総合市民会館
ぼうさいカフェ in 酒田	2016年 4月16日(土)	イオン酒田南店
ぼうさいカフェ in よなばる	2016年 4月17日(日)	与那原町観光交流センター
ぼうさいカフェ in かこしま	2016年 4月29日(金)	天保山公園
第87回福岡メーデー	2016年 4月29日(金)	かしいかえん
2015年度ぼうさいカフェ	2016年 4月29日(金)	松江市くにびきメッセ駐車場
第87回愛媛中央メーデー、連合愛媛いきいきフェスティバル 非常食コーナー	2016年 4月29日(金)	城山公園
ぼうさいカフェ in 京築・田川メーデー	2016年 4月29日(金)	行橋市「行橋総合公園」
中央メーデー ぼうさいカフェ	2016年 4月29日(金)	どんどんどの森
ぼうさいカフェ in 大分	2016年 4月29日(金)	若草公園
第87回メーデー・岩手県中央共済会・第87回岩手県中央メーデー	2016年 5月 1日(日)	岩手公園広場
ぼうさいカフェ in 連合メーデー	2016年 5月 1日(日)	新都心公園
ぼうさいカフェ in 丸亀お城まつり2016	2016年 5月 3日(火)	丸亀城周辺
ぼうさいカフェ in ママフェスタ2016	2016年 5月 8日(日)	サンメッセ香川 大展示場
女性のための生活支援セミナー(奈良県防災士会より講演)	2016年 5月10日(火)	ホテル日航奈良
ぼうさいカフェ	2016年 5月12日(木)	サンプリエール長崎
静岡県労働金庫「浜名会」住宅フェスティバル内でのぼうさいカフェ	2016年 5月14日(土)	浜松市総合産業展示館
「ろうきん・ふもとと会住宅フェスティバル」と「富士地区労協の労協祭り」内でのぼうさいブース	2016年 5月14日(土)	富士市「ふじさんめっせ」
ぼうさいカフェ in さかいで塩まつり2016	2016年 5月15日(日)	瀬戸大橋記念公園
静岡県労働金庫「住まいの会」住宅フェスティバル内でのぼうさいカフェ	2016年 5月22日(日)	れんげじスマイルホール
ぼうさいカフェ	2016年 5月23日(月)	ホテルリソル佐世保

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

Ⅳ

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

(2) 子どもの健全育成のための取り組み

①「こくみん共済 U-12 サッカーリーグ」への特別協賛

「U-12 サッカーリーグ」は、「Players First!」(関わる大人が力を合わせて子どもたちに理想の環境を)を合言葉に、育成年代にふさわしいゲーム環境を創出するため、ボールに触れる頻度が高い8人制サッカーを2009年度より実施しています。

全労済は2016年も「こくみん共済U-12 サッカーリーグ」への協賛を通じて、子どもたちの心身の育成と未来の夢の実現を応援します。



②全労済文化フェスティバル

“次代を担う子どもたちとそのご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい”という願いを託し開催しています。

2016年は、全労済ホール／スペース・ゼロ(東京都)で、4作品25公演を上演し、7,180人の皆さまにご来場いただきました。

また、文化フェスティバルの全国展開は3県本部で開催し3,290人のご家族にお楽しみいただきました。

さらに“笑いと涙と感動をあなたに!”をキャッチフレーズに全労済ホール／スペース・ゼロで開催している「2015年夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」は子どもたちを中心に6,054人の方々に来場いただきました。



全労済文化フェスティバル2016「雪のプリンセス」



全労済文化フェスティバル2016「音楽の絵本」開場オープニング風景



全国展開(富山県本部公演)



(3) 事業活動を通じて環境に貢献する取り組み

2000年8月25日、美しい地球環境を守り、協同組合らしさを発揮して環境活動をすすめるため、「全労済環境方針」を作成しました。全労済本部を中心に、次の環境活動に取り組んでいます。

全 労 済 環 境 方 針

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)は、美しい地球環境を守るために、協同組合らしさを発揮して、環境活動をすすめます。

[方針]

全労済は、勤労者を中心とする生活者のための共済生活協同組合、「保障の生協」として、共済商品の開発・改善、および組合員・協力団体への推進活動を行う共済事業を行っています。

全労済の事業活動における環境影響の大きな項目については、環境負荷の軽減と汚染の予防をすすめ、システムの継続的改善により、さらなる環境向上を目指します。

全体として、『すぐできる環境活動』を考えて、毎日の話し合いを通じアイデアを出し合い環境活動を行います。

1. 省資源・省エネルギー・エコライフなど環境に配慮した共済商品の開発・改善・推進に努めるとともに、共済商品の管理水準を高めてサービスの向上を目指し、推進活動に関わる媒体や、資材の削減に努めます。
2. 環境汚染を未然に防止するとともに、環境保全とパフォーマンスの継続的な改善を図ります。

3. 環境関連の法令、条例、その他全労済が受け入れを決めた事項を順守します。

4. 次の事項を重点テーマとして、効果的な取り組みを行います。

①省エネルギーの推進による地球温暖化防止への貢献

②「3R」活動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を行い、省資源への貢献

リデュース(廃棄物の発生抑制) リユース(製品・部品の再使用) リサイクル(資源の再利用)

③自動車の排ガス管理による大気汚染・健康被害の防止への貢献

5. 環境保全型社会を構築するための社会的活動に広範に取り組めます。

6. オフィスにおける省エネルギー、紙の使用量の削減、排出物のリサイクルをすすめます。また、事務用品・備品等の使用量削減と、グリーン購入をすすめます。

①エコ住宅専用 全労済の住まいる共済

エコ住宅専用 全労済の住まいる共済は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて全労済から環境活動団体へ掛金の一部を寄付する共済です。

通常の新火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になり、社会にも組合員にも優しい共済商品です。

2015年度は、環境活動を展開する次の3団体に、1,500万円を寄付しました。

■「公益社団法人 国土緑化推進機構」

「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業

■「公益財団法人 日本環境協会」

■「公益財団法人 日本自然保護協会」

②環境保全のための取り組み

●事業活動分野

マイカー共済の損害調査対応時に、自動車の修理部品としてリサイクルパーツの利用促進を行っています。

また、審査資料などのペーパーレス化を促進しています。

●オフィス活動分野

全労済本部事務局全体が取り組む共通の環境保全課題として、電気使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、事務用品使用量の削減、グリーン購入の推進などの課題に取り組んでいます。

●ビル管理分野

全労済会館のビル設備運用に関する環境法令、都条例の順守を中心に、空調運転時の室温管理や廃棄物管理などの手順を定め、設備運用面での環境負荷の低減を目的とした活動に取り組んでいます。全労済会館の室温基準については、夏季は26～28℃に、冬季および中間期は23～26℃に設定し、年間を通じて冷暖房負荷の抑制に努めています。

全労済の住まいる共済 エコ住宅専用

(新)火災共済・(新)自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

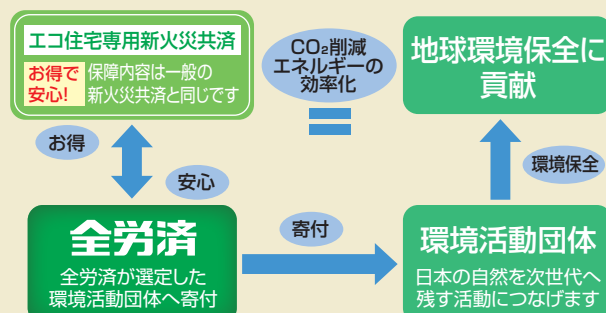
下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅が対象です。

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池(例 エネファーム)
- オール電化住宅の電気設備
給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。
- 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(例 エコキュート)
- 家庭用ガスコージェネレーションシステム(例 エコウィル)
- 潜熱回収型給湯器(例 エコジョーズ)
- 高効率石油給湯器(例 エコフィール)

新火災共済の掛金を割引した地球環境にもやさしいエコ住宅専用プランです。

1口あたりの年払掛金が木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、マンション構造は1円割引となります。

※掛金の払込方法は、年払いのみです。



③2016年全労済地域貢献助成事業

全労済では、1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を継続して行っています。

2016年は、「人と人がささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに、「自然災害に備え、いのちを守るための活動」「地域の自然環境・生態系を守る活動」および「温暖化防止活動や循環型社会づくり活動」に関わるNPOや市民活動団体などより募集しました。

2016年3月23日～4月6日を応募期間とし、296団体より応募をいただきました。その中から厳正なる審査の結果、73団体を選定し、総額19,920,014円を助成しました。

活動の輪が広がることにより、人と人との絆が強まりコミュニティの形成、発展、再生につながることを期待します。

■対象活動

- ①自然災害に備え、いのちを守るための活動
- ②地域の自然環境・生態系を守る活動
- ③温暖化防止活動や循環型社会づくり活動
- ④子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動
- ⑤困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動



■応募状況および選考結果

応募総数	助成団体数	助成金額
296	73	19,920,014円

■2016年全労済地域貢献助成事業 選定団体一覧

都道府県	団体名
北海道	あさひかわサケの会
北海道	ママズケア それいゆ
北海道	丸瀬布昆虫同好会
青森県	特定非営利活動法人 子育て応援隊 ココネットあおもり
青森県	子育て支援サークルpapahug
岩手県	岩手山麓自然学校
宮城県	カワラバン
秋田県	おおだてde子育て
山形県	山形県防災士会(日本防災士会山形県支部)
山形県	遊び工房プロジェクト(Play Laboratory Project:略称P・L・P)
福島県	特定非営利活動法人 竹林再生プロジェクト
茨城県	逆川こどもエコクラブ
栃木県	NPO法人 磯川にやすらぎの郷をつくる会
栃木県	Motto
埼玉県	笹目川の環境を守る会
埼玉県	ねんりんワークス
埼玉県	さいたま冒険遊び場・たねの会
埼玉県	青少年多文化学びサポート(ESMY)
埼玉県	ECOライフファクトリーさくら
千葉県	五育総合研究所
千葉県	東日本大震災復興支援 松戸・東北交流プロジェクト
東京都	一般社団法人 八王子協同エネルギー
東京都	NPO法人 NGOフク21ふらっとホーム
東京都	特定非営利活動法人 福島こども保養プロジェクト・練馬
東京都	トロールの森実行委員会
東京都	野の暮らし
東京都	「非行」と向き合う親たちの会(通称:あめあがりの会)
東京都	にほんごの会くれよん
神奈川県	神奈川地域貢献支援協議会
新潟県	フォルトネット(未来を担う子ども達へのつながり)
静岡県	しろやま読み聞かせクラブ
静岡県	みらいネット浜松
富山県	高岡外国人の子どもことばと学力を考える会(通称:アレッセ高岡)
福井県	ふくい森の子自然学校
愛知県	NPO法人 東山動物園くらぶ
愛知県	中村区竹の子ボランティアサークル
愛知県	リトルハウス

都道府県	団体名
愛知県	日進防災推進連絡会
愛知県	名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
愛知県	NPO法人 高齢者住まいる研究会
岐阜県	土田水辺の会
三重県	環境学習サークルみえ
滋賀県	おにぐるみの学校
滋賀県	親支援グループはやま
滋賀県	NPO法人 CASN
奈良県	特定非営利活動法人 環境市民ネットワーク天理
奈良県	国立大学法人奈良教育大学ボランティアサポートオフィス学生スタッフ
奈良県	とつぶろ。
京都府	特定非営利活動法人 セントラルライフ京都
京都府	「ふくしま・こどもキャンプ 丹後の海」
京都府	NPO法人 HAHATO.CO
京都府	安朱学区社会福祉協議会
大阪府	モモの木
大阪府	生野地区運営委員会
和歌山県	須佐しいやま倶楽部
兵庫県	姫路ジャコウアゲハ倶楽部
兵庫県	ひょうごまちの助産師の会
兵庫県	特定非営利活動法人 あんずぼこ
島根県	オヤジーンズ～自由な心を忘れない大人に～
鳥取県	倉吉まちづくりネットテラハウス
岡山県	真庭自然を観察する会
岡山県	特定非営利活動法人 フードバンク岡山
広島県	もぎもぎ☆ふあーむ
山口県	特定非営利活動法人 山口女性サポートネットワーク
香川県	NPO法人 面会交流支援センター香川
福岡県	おやのかいMIRA I
佐賀県	佐賀地区BBS会
長崎県	トムテのおもちゃ箱
熊本県	球磨湿地研究会
大分県	大分人権教育ワークショップ研究会
宮崎県	特定非営利活動法人 子どもの森
鹿児島県	特定非営利活動法人 Rinかごしま
沖縄県	特定非営利活動法人 宮古島の環境ネットワーク



(4) 社会福祉団体への寄付

全労済では、1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人など

の団体へ、継続して支援を行ってきました。2015年度も外部有識者などによる審査委員会にて、以下の16団体を選定し、助成金を交付しました。

団 体 名	事 業 名
日本社会事業大学	新たな時代における社会福祉経営～福祉人材の育成と管理～ (日本社会事業大学創立70周年記念事業として)
公益社団法人 虹の会	老人福祉施設入所者等レクリエーション活動支援事業
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	高齢者の自立支援を促進する支援活動 一複雑な介護保険制度を理解し、自助、互助を活用した生活ができるように一
一般社団法人 シルバーサービス振興会	高い専門性を持った介護人材の確保とキャリアアップの仕組み構築のための啓発パンフレットの作成・配布事業
一般財団法人 長寿社会開発センター	高齢者の地域づくりのための「居場所」の意義とネットワーク化を考えるための調査研究
公益財団法人 日本チャリティ協会	パラアート(障害者アート)国際交流活動事業
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	障害者の社会参加支援のための人材育成事業
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター	ロービジョンの就労の現状と展望を考える全国セミナーの開催事業
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	障害者権利条約批准後の視覚障害者の就労実態調査
社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会	視覚障害者のための社会福祉に関する情報提供支援事業
特定非営利活動法人 日本セルフセンター	トータルフードマネジメント導入支援事業
特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会	合理的配慮に関する情報提供施設が果たすべき役割に関する調査・研究・啓発事業
公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本	知的障害者スポーツ体験会と交流会の開催
社会福祉法人 浴風会	認知症の人の行方不明を防ぐ方策の普及推進事業
特定非営利活動法人 日本せきずい基金	シンポジウム「次世代の脊髄損傷療法」開催事業
一般社団法人 福祉創造助成事業団	社会福祉事業における外国人介護人材の受け入れに係る調査研究事業

(5) その他の取り組み

① 東京工業大学工学院における全労済寄付講義の開講

全労済では、東京工業大学工学院との間で研究・教育ネットワークを構築し、さまざまな活動を通じて協同組合理念の実現を目指しています。2007年4月より同工学院において『生涯設計のためのリスク管理と労働福祉』をテーマに、寄付講義(前期14回、後期14回を予定)を開講しており、9年目の開講となります。

② 将来を担う共済および協同組合などの研究者の育成

共済および協同組合などの研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程(博士後期課程)を対象とした給付奨学生(奨学金年額60万円)を募集しています。

全労済は、この給付奨学生の取り組みが、1人でも多くの共済および協同組合などの研究者の育成につながることを期待しています。

③ インターンシップ

学生の就業体験支援の一環として、毎年インターンシップ実習生の受け入れを夏休み期間に行っています。実習内容は多岐にわたり、協力団体への訪問など貴重な経験を積むことができます。

④ シンポジウム・セミナーの開催、調査研究活動の展開など

全労済の基本三法人の1つである一般財団法人全労済協会を通じた公益的な活動として、勤労者福祉や社会保障をテーマにしたシンポジウム・講演会やセミナーをはじめ、さまざまな調査研究活動を行っています。

- シンポジウムの開催(2015年10月:東京)
- 講演会の開催(2016年4月:富山)
- 調査研究活動の展開
- 公募委託調査研究報告書の刊行(11冊)
- 退職準備教育研修会/コーディネーター養成講座の開催(東京・大阪)
- 寄附講座(早稲田大学・慶応義塾大学)
- 広報誌の発行(毎月1回発行)

V 協同組合との連携・提携

1 協同組合間の協同の活動

(1) 労働金庫・生協との事業提携

①労働金庫との事業提携

労働者福祉を目的とする労働金庫(ろうきん)と全労済は、〈ゆとり・つながり・たすけあい〉をキーワードとする「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」を2009年3月に公表し、実現に向けた協同宣言を発表しました。ろうきんと全労済は、働く人たちの自主的な福祉事業団体として、これまで50年以上の間、働く人たちの生活を豊かにするための金融・共済サービスに取り組んでいます。

また、ろうきんは全労済の共済代理店として「ろうきんローン専用 住まい共済」および「全労済の住まい共済」を取り扱っています。

今後は、これまで以上に生活者・市民活動との連携を強める中で、新しい金融や共済のニーズを見出し、生活者が必要とする商品・制度・サービスを、協同組織のパートナーシップを通じて提供することをめざ

します。これらの取り組みにより、ろうきんと全労済は金融と共済というそれぞれの本業を通じて、地域社会の新しい基盤づくりと、たすけあい、思いやりのある社会の創造に奉仕します。

②コープ共済連との事業提携

コープ共済連およびその会員の地域生協では、全労済の共済代理店として、「CO・OP火災共済」「CO・OP生命共済《新あいあい》」の呼称で、全労済元受制度の募集業務を行っています。

協同組合間協同にもとづく取り組みとして、具体的には、各地域生協と全労済各都道府県本部の間で組合員向け保障相談会や防災・減災イベントなどを協同で実施しています。

(2) 日本共済協会への参加

「共済事業を行う協同組合」の社会的な役割を強めるための協同の必要性が指摘され始めたのは、1960年代のことです。

その後、共済事業は順調に発展を続けてきましたが、団体相互の連携は、根拠法が異なっていたこともあり、充分ではありませんでした。そこで、JA共済連・全労済・JF共済連・共済保険研究会の四者の間で具体的な検討が始まりました。まず、1988年に「共済団体連絡協議会」が発足し、1992年に「社団法人日本共済協会」が結成され、2013年4月に「一般社団法人 日本共済協会」となりました。

日本共済協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展をはかり、地域社会における農林漁業者、中小企業者、労働者などの生活の安定および福祉の向上に貢献する」ことを目的として、次のような活動を行っています。

- ①協同組合・共済の研究者・実務者による「共済理論研究会」の開催
- ②会員団体等の共済団体役職員のスキル向上と情報提供のための教育・研修会の開催
- ③協同組合・共済事業について、広く社会に理解を深めるとともに、さまざまな社会問題を考えていくことを目的とした「日本共済協会セミナー」の開催
- ④会員団体間の協力と連携の促進
- ⑤海外の共済団体等との交流と連携の促進
- ⑥ADR促進法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)にもとづく法務大臣の認証を受けた「共済相談所」における契約関係者からの相談業務・苦情解決支援業務・紛争解決支援業務
- ⑦月刊誌「共済と保険」や統計資料「共済年鑑」等の発行

■日本共済協会会員・賛助会員

会 員	●全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) ●全国共済農業協同組合連合会(JA共済連) ●全国共済水産業協同組合連合会(JF共済連) ●日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連) ●日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連) ●全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連) ●全国生活協同組合連合会(全国生協連)	
賛助会員	(第I種賛助会員) ●公益社団法人全国農業共済協会(NOSAI全国)	(第II種賛助会員) ●全国共済生活協同組合連合会(生協全共連) ●全日本火災共済協同組合連合会(日火連) ●全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) ●全国自動車共済協同組合連合会(全自共) ●一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) ●共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)

(3) 日本協同組合連絡協議会(JJC)への参加

農協、生協、漁協など、日本国内の協同組合の中央組織は、各種協同組合運動の相互連携、国際的な協同組合運動との連携強化を目的として、1956年に「日本協同組合連絡協議会(JJC=Japan Joint Committee of Co-operatives)」を設立しました。

全労済は、1992年にこれに加盟し、協同組合の国際活動に伴う連携・協力などの活動をすすめています。現在、JJCは国際協同組合同盟(ICA)に加盟する全15団体で構成されています。

(4) 国際協同組合年記念協同組合全国協議会(IYC記念全国協議会)への参加

国連は2012年を「国際協同組合年(IYC=International Year of Cooperatives)」に定めました。これを受け、全労済と日本国内の協同組合は、2010年に「2012 IYC記念全国実行委員会」を立ち上げ、IYCに向けて、協同組合の価値や役割を広く社会に知らせる活動や、協同組合の発展につながる様々な取り組みを行ってきました。

2013年には、この実行委員会の目的を継承した「IYC記念全国協議会」が設立されました。その活動の中で、2015年3月には、宮城県仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」へ参加し、協同組合によ

る東日本大震災からの復旧・復興活動や地域に根ざした防災・減災活動の紹介などをおこないました。

※2012国際協同組合年(IYC)とは

2009年12月の国連総会で、世界が抱える貧困、金融・経済危機、食料危機、気候変動といった重要課題の解決に向けて、協同組合が大きな役割を果たすことを期待し、2012年を国際協同組合年とすることが決議されました。



■「JJC」と「IYC記念全国協議会」の構成団体

「JJC」構成団体

全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)

全国農業協同組合中央会(JA全中)
全国農業協同組合連合会(JA全農)
全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
農林中央金庫
株式会社日本農業新聞
一般社団法人家の光協会
日本生活協同組合連合会(日生活)
全国漁業協同組合連合会(JF全漁連)
全国森林組合連合会(Jforest全森組)
日本労働者協同組合連合会(日本労協連)
全国大学生生活協同組合連合会(全国大学生協連)
一般社団法人全国労働金庫協会
日本医療福祉生活協同組合連合会(医療福祉生協連)

一般社団法人日本共済協会

(2016年5月末現在)

「IYC記念全国協議会」構成団体

全国中小企業団体中央会(全国中央会)
生活クラブ事業連生活協同組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会(JA全厚連)
株式会社農協観光
日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会(全信中協)
共栄火災海上保険株式会社
ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン
労働者福祉中央協議会(中央労福協)
日本文化厚生農業協同組合連合会(文化連)

2 国際活動

全労済は、日本国内だけでなく、世界の協同組合や相互扶助を実践する組織との協同・連帯も大切にしています。

歴史、文化、社会経済の発展状況が国によって異なるように、協同組合運動もまた多種多様な形で発展してきました。協同組合運動に参加する10億人の協同組合人をはじめ、世界の人々との交流を通じて互いの経験を共有し、学びあうことは、人と人とのつながりを大切にする協同組合組織にとって非常に意義があることだと全労済は考えています。そして、世界の

協同組合運動の発展が世界平和にも寄与し、社会的な公正を高め、人々の暮らしや福祉を向上させることになるという信念のもと、国際活動を行っています。

具体的には、国際協同組合同盟(ICA)、国際協同組合保険連合(ICMIF)に加盟し、それぞれの活動への参画や会員団体との交流を通じて、協同組合運動の国際的普及と推進のための開発活動や、海外の協同組合や相互扶助の保険団体などの社会的経済組織をはじめとするさまざまな団体との情報交換を行っています。

(1) ICAへの参加

「国際協同組合同盟（ICA=International Cooperative Alliance）」は、1895年に設立された世界の協同組合の連合組織です。世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と、国際的な協同組合間協同の促進、世界の平和と安全への貢献を目的として、国際機関への提言・意思反映活動、国際会議の開催、情報発信などを行っています。

現在、101カ国から280以上の団体が加盟しており、参加の組合員数は10億人を超える世界最大のNGOです。

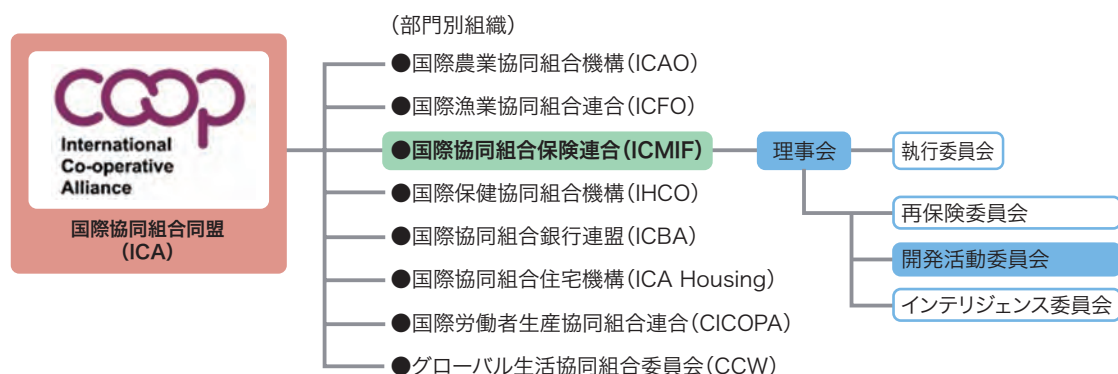
全労済は、1992年にICAへ加盟し、世界の協同組合が直面する課題について相互協力するなどの活動を行っています。

(2) ICMIFへの参加

1962年に、全労済は日本の共済団体として初めて、ICAの専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深める活動を開始しました。この保険委員会は、その後名称を「国際協同組合保険連合（ICMIF=International Cooperative and Mutual Insurance Federation）」と改め、今日に至っています。現在では、70を超える国から220以上の団体が加盟しています。

全労済は、ICMIF理事会の一員となり、その活動全般に貢献するとともに、ICMIFおよびICMIF会員団体との連携を強化しています。また、ICMIF常設委員会の一つである「開発活動委員会」や、地域事務局である「アジア・オセアニア協会」へも参画し、開発援助活動として、セミナーの開催や研修生の受け入れなどを行っているほか、調査活動などを通して共済・協同組合保険の普及に貢献してきました。

■ICA・ICMIF 組織機構図



ICMIF事務所の外観



2015年ICMIF総会(米国)で発表する中世古全労済理事長



VI 全労済の組織と概要

1 全労済のあゆみ

(1) 前史

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年には、「日本協同組合同盟」が結成され、賀川豊彦氏が会長になりました。1946年、金融制度の民主化の中で、「保険業法」改正に際し、協同組合にも保険事業を認めようという案が、いったんは文章化されます。しかし、隣接業界等の反対により、ついに「協同組合保険」は実現しませんでした。その後、協同組合関係者は、各種協同組合法の立法にあたり、「共済」という形で事業の根拠を創り出していきました。

1947年農協法成立、1948年生協法成立、1949年中小企業等協同組合法成立。いずれにも「共済事業」が挿入されました。

そして、北海道共済連（農協）、野田醤油生協などをかわきりに、協同組合による共済事業は、大きく進展します。



労金協会の総会で挨拶する賀川豊彦氏（1958年6月）

(2) 創設期

こうして、1950年前後から、労働組合や生協関係者の間にも、労働者福祉運動の一つとしての共済事業に関する関心が高まり、労働組合福祉対策中央協議会（中央労福協）や、日本生協連が共済事業を提唱します。

労働組合を中心とした共済活動は、こうした時代を背景に、1954年12月に大阪で始まり、翌1955年には新潟で、また1956年には富山・長野・北海道・群馬・福島にも誕生しました。いずれも、発足にあたって、まず火災共済事業を手がけました。

特に新潟では、発足のわずか5ヵ月後に大火災に遭遇しましたが、組合員の総力をあげて取り組んだ結果、掛金収入を上回る給付金の支払いという困難を乗り越えることができ、共済事業の歴史に残る一步を標すことになりました。

この大火災を契機に、各地で共済事業が始まるとともに、さらなる非常事態や大災害に備えるために、事業の全国組織化が急がれることになりました。



新潟大火（1955年10月）

(3) 基礎確立期（労済連時代）

1957年、事業を開始していた18都道府県労済は、その中央組織として、「全国労働者共済生活協同組合連合会」（労済連）を結成し、火災再共済事業を開始し、翌1958年に、労済連は正式に「消費生活協同組合法」にもとづく法人として、厚生大臣の許可を得ました。

また、火災再共済に次いで同年、労済連元受制度として「生命共済」を開発、続いて1962年には「総合共済」（慶弔共済）を開始し、労働組合との協力関係

を広げながら、労済の基礎固めをすすめました。

全国には、火災共済事業を実施する各県労済生協が続々と設立され、1964年、埼玉労済の設立をもって、全都道府県（本土復帰前の沖縄を除く）に展開することになりました。一方では、世界各国の保険協同組合の実情を学び、労済運動の発展に役立てるため、1962年「国際協同組合保険委員会：ICIF」（現国際協同組合保険連合：ICMIF）に加盟しました。

組合員・
お客さまの
声の反映

事業と経営の
概況

事業運営と
経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要
VI

1964年に発生した新潟地震の際、新潟福対協と労済連は、総額で火災共済金の額に相当する見舞金の給付を行いました。団結と助け合いの精神を発揮したこの対応は、その後の労済運動の飛躍に大きく貢献するものとなりました。

さらに、労済連は、勤労者の要求に確実に応えていくために事業の一層の充実をめざし、「団体生命共済」、「交通災害共済」、大型の生命共済である「希望共済」と、次々に事業を拡大していきました。1971年には、「加入者が加入者を」を合言葉に、自主的な加入を呼びかける一方、全国統合運動を開始しました。

1969年には関東地方の1都8県が中央労済連に結集し、さらに、1971年には近畿地方の2府2県が集まって近畿労済連を創立しました。こうして、地方ごとの組織統合をすすめながら、最終的には、全国の組合員の力を結集して、事業活動の安定と飛躍的な発展をはかり、労働者の生活と権利を確実に守っていくために、全国事業統合へ向かって歩みをすすめていきました。

やがて、全国統合準備委員会が発足して3年後の1976年、労済連設立以来の念願であった全国事業統合が実現の運びとなりました。



新潟地震(1964年6月)



全労済創立総会(1976年10月)

(4) 運動発展期(全労済時代)

全国事業統合は、労済運動20年の実績をふまえ、運動方針の一本化、共済制度の一本化、損益会計の一本化、そして機関・事務局運営の一本化を実現しました。略称も「労済連」から、「全労済」に改めました。

共済制度は、例えば、これまで県によってまちまちだった火災共済の掛金が、全国一律年額90円に引き下げとなり、風水害給付金が加わって一段と改善されるなど、全国統合によるメリットを最大限に活かして、大きく改善されました。

1980年には、全国事業統合の一定の定着を基礎として、80年代の指針となる第一次長期計画を策定しました。この中では、具体的な活動の基本方針として、組織基盤の拡大と、労働者の生活保障要求の全般にわたる事業化などを掲げました。

以後、全労済は各地で発生する自然災害や大火災にその対応力を強めながら、着実に発展を続けました。

1983年には、労済運動を、地域における勤労市民層に広げる方針を実現するため、「こくみん共済」を実施し、短期間のうちに成果をあげました。また、高齢化社会に備えた総合的な生活保障の仕組みをめざして、1984年「ねんきん共済」を、1986年「医療・新希望共済」を実施しました。また、1987年には、「マイカー共済」の元受化を開始しました。1988年「せいめい共済・総合医療共済」、1990年には、生涯保障として「終身共済」を開始しました。これらの制度内容は、時代とともに変化する組合員の要求に応じて、着実に改善されてきました。

1990年代に入り、全労済は、第一次長期計画の基本方針を土台に、第二次長期計画を策定し、「社

会的な役割の強化」と「総合生活保障事業の展開」をその大きな課題として取り組んできました。

1996年には、「車両共済」、1997年に「自賠責共済」を開始しました。

1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」に対しては、全国的な救助・支援活動を展開するとともに、185億円余にのぼる見舞金・共済金の支払いを行ってきました。このことを契機とし、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2,500万人署名活動に取り組んだことが大きな力となり、1998年5月「被災者生活再建支援法」を成立させることができました。また、同年の総会で「高齢者の自立支援」を目的とした、介護サービス事業に取り組むことも決定しました。

1999年8月に開催した第74回通常総会においては、21世紀初頭(1999年度～2009年度)を展望する「全労済21世紀ビジョン」を策定し、その実現に向けて取り組みを開始しました。2000年に「自然災害共済」を、2002年には「団体生命移行共済」を開始しました。特に「こくみん共済」は、2003年に発売20周年を迎え、地域における勤労市民層に多くの支持をいただく中で、2003年度末には、契約件数で600万件を達成することができました。

今日、全労済は、1987年に発足した「全労済再共済連合会(現:日本再共済生活協同組合連合会)」、そして1989年に創立された「全労済協会(現:勤労者福祉・共済振興協会)」の3法人により「全労済グループ」を構成し、すべての勤労市民とその家族が助け合って、豊かな暮らしを創造していくための「総合的な保障」

をめざして、活動が続けるとともに、組合員の保障の最適化の実現に向けた保障設計運動を展開しています。

また、2002年8月に開催した第83回通常総会において決定された「21世紀経営改革方針」にもとづき、民主的な討議を踏まえながら、経営改革を着実にすすめて、2005年9月より事業本部の再編、全国的組織機構改革、役員制度改定などを実施しました。

創立50周年を迎える2007年に開催した第99回通常総会で、「あたらしい全労済の理念」を制定しました。この理念を将来にわたり、全労済の最上位概念として、また、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として明文化をはかりました。

また、第166通常国会において約60年ぶりに改正された生協法（2008年4月1日施行）への対応として、組合員（契約者）保護のさらなる充実や組合員ニーズに応える取り組みをすすめるとともに、安定的な事業運営、経営の健全性向上に取り組みました。

「全労済21世紀ビジョン」と「21世紀経営改革方針」の取り組みの成果と課題を踏まえ、2009年度から5か年の経営方針として「2009年度～2013年度中期経営政策」を策定し、コールセンター・共済金センター

の2拠点化、住宅災害の支払業務の集中化・2拠点化、住宅災害の24時間・365日の事故受付、分かりやすい申込書・ツールへの見直し、マイページサービスの開始など、組合員から信頼・支持される事業基盤への革新の取り組みをすすめました。

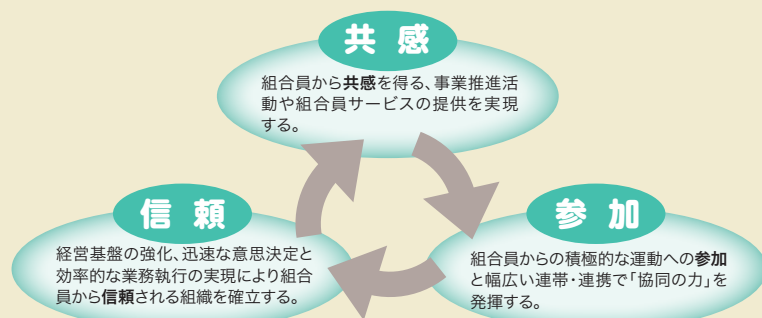
2010年4月施行の保険法への対応として、事業規約を保険法に則した内容に改めるとともに、規定の横断的な整理、条文の平明化をすすめて、組合員への保険法の周知に向けた対応をはかりました。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災に対しては被災者の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金の支払いを最大の使命とし、全労済グループの全役職員の総力を挙げて被災者対応に取り組みました。

現在、全労済では、2014年8月に開催された第118回通常総会で決定された創立60周年を迎える2017年までの4か年の経営方針「Zetwork-60」（2014年度～2017年度中期経営政策）にもとづき、より魅力的な保障の生協としての〈60周年の全労済の姿〉の確立に向けて、3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」の取り組みをすすめています。

■60周年の全労済の姿

- 2017年に60周年を迎える全労済は、これからも組合員・協力団体の「共感・参加・信頼」を得て、より魅力的な「保障の生協」を目指します。
- 60年の歴史を糧に労働者福祉運動の原点に立ち返り、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現を目指します。



「共済商品」とは

【共済制度】、【共済制度+α要素（パンフレット改善、迅速な共済金支払など含む）】および【組合員サービス】の3つで構成するもの

■選ばれる組織となる

社会、組合員、協力団体から選ばれる“魅力的な全労済”となるため、「組合員が主体的に参加できる協同組合運動の展開」、「納得される共済商品の提供」や「期待に応える職員の育成」を実現する。

■ムダの無い効率的な組織を確立する

経営諸リスクに対応する積立と自己資本の強化、効率的な組織機構・運営と事業費構造を実現する。

2 協同組合としての全労済

(1) 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利

用や運営も、この組合員によって行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第2章 事業

(最大奉仕の原則)

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

■各分野の協同組合一覧

分 野	法 律 (所 管 省 庁)	協 同 組 合
農 業	農業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	農業協同組合など
漁 業	水産業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	漁業協同組合など
林 業	森林組合法にもとづく事業(農林水産省)	森林組合
消 費	消費生活協同組合法にもとづく事業(厚生労働省)	購買生協、共済生協、大学生協など
商 工	中小企業等協同組合法にもとづく事業(金融庁、経済産業省、国土交通省など)	火災共済協同組合、事業協同組合など

(2) 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを

使って確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は、経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

(3) 労働者自主福祉事業団体としての全労済

協同組合としての全労済のもう一つの特徴は、労働者自主福祉運動との結びつきにあります。日本における「労働者自主福祉運動」は、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それは、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福祉活動の分野を指しています。

労働者自主福祉の活動は、労働組合、労働者福祉中央協議会(中央労福協)を中心に、事業団体として労働金庫、購買生協、住宅生協、共済生協などが担っています。

全労済の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な活動によって組織化され、成り立ってきました。そして今では、労働組合のみならず地域の勤労者・生活者全体に、活動の裾野が広がっています。

■労働者自主福祉事業団体

労働金庫	●労働者の労働者による労働者のための唯一の金融機関で、労働者の団体を会員とする協同組織。 ●各種預金、会員や営利を目的としない法人に対する貸付、代理業務、為替取引の業務を行っている。
購買生協	●組合員の日常生活に不可欠な生鮮食品をはじめ、さまざまな日用品、家電製品など幅広く組合員に供給している。 ●購買生協は、生協法にもとづく生協の中でも組合員数、事業高とも最大の規模を持っている。
住宅生協	●勤労者のために好ましい居住環境を提供することを目的としている生協。 ●住宅生協は、労働団体や労働金庫などとの協力によって、住宅や宅地の安定的供給をめざしている。
共済生協	●勤労者の生活上に生起する事故の際の協同的な助け合いの事業を行う組織。 ●保険のしくみを使って、保障事業を行っている。



3 組合員の運営参加

(1) 組合員と運営組織

生活協同組合を構成するのは、組合員です。全労済も生活協同組合であり、全労済の活動は、組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加することで支えられています。

職場では、労働組合や事業所を「協力団体」という形で登録し、その組合員や従業員に全労済・共済の紹介や各種活動を行っていただいています。さらに、協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われています。

また、勤労者や生活者の方々を対象としている「地域」においては、全労済に共感していただいた「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介など、各種活動を行っていただいています。

一定のエリアごとに地域推進員が集まり、そのエリア内の組合員のグループ化をすすめていき「地区運営組織」を設置し、全労済への意見反映が行われています。

① 組合員

出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労済の会員共済生協の組合員の資格が得られ、共済事業の利用ができます。

② 協力団体

協力団体数は、全国で約31,000団体になります。その内訳は、労働組合、共済会、互助会など、職域を中心とした協力団体が30,436団体、地域の方を中心とした協力団体（生協、自治会など）は675団体です。

③ 地域推進員

地域推進員とは、全労済や共済の紹介、組合員参加の諸活動の世話役などとして協力いただく方のことをいいます。

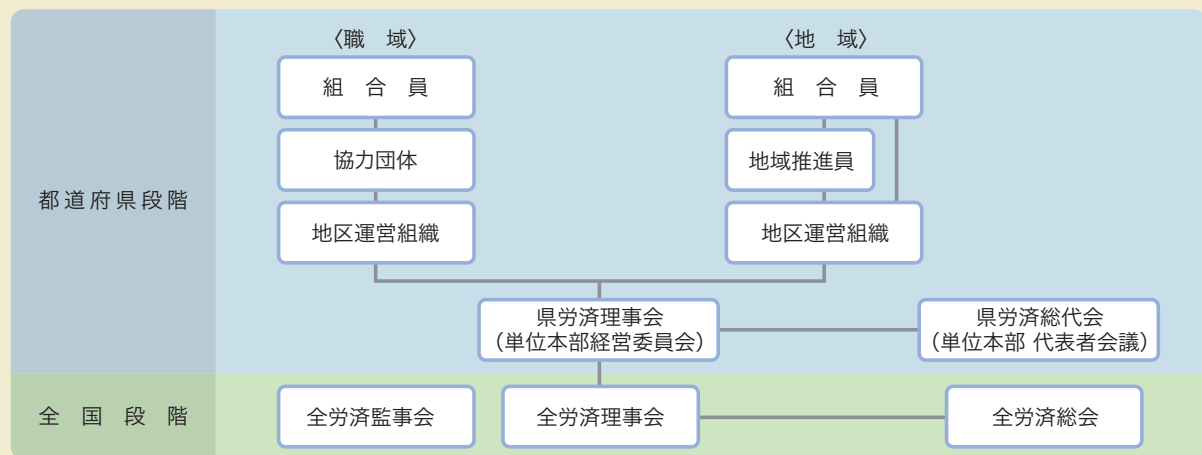
④ 地区運営組織

各地区にある協力団体や、推進員を中心に組織された労済運動推進のための協力機構のことを地区運営組織と呼んでいます。

職域の団体を中心に設置する場合や地域加入者を中心に設置する場合、あるいは両者合同で設置するなど、設置状況は都道府県によって異なります。

■全労済の運営組織図

2016年9月1日現在



(2) 運営の監査

全労済では6名の監事〔常勤監事2名、非常勤監事4名（うち1名は員外監事）〕を選任のうえ、監査法人および内部監査部門との連携を図りながら、全労済の運動理念と基本方針ならびに法令、定款および総会決定にもとづいた事業運営と業務執行が行われているかの監査を実施しています。

また、コンプライアンス室では、本部の各部門、事業本部・単位本部および子会社などを対象とし、内部管理態勢などの適切性と有効性の観点から、全労済の健全かつ適切な運営を確保することを目的とした定期的な内部監査を実施しています。

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

(1) 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

①都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

②都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

③生協連合会=3会員

■連合会としての全労済

都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労済生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

全国交運共済生協 JP共済生協 電通共済生協 教職員共済 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済

生協連合会=3会員

日本再共済連 日本生協連 コープ共済連



全労済会館



全労済ホール/スペース・ゼロ

(2) 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された」地域共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運

営を一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

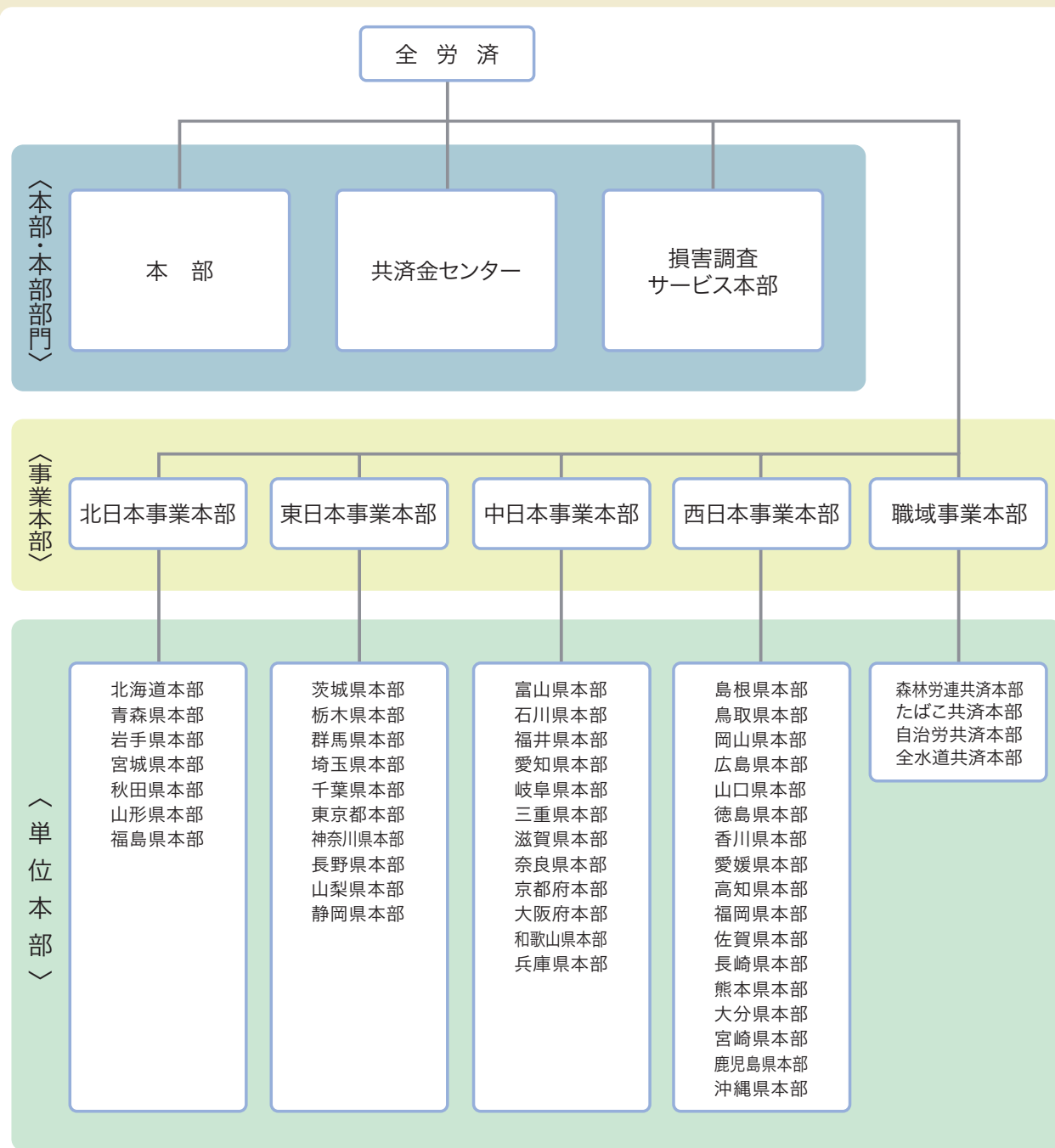
社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

VI

■単一事業体としての全労済



※各単位本部に、自賠責共済事業を実施するために自賠責共済事務所を設置しています。

[本部]

経 営 企 画 部	経営計画・経営基本政策の策定、政治・行政への総合対応、広報活動、国際活動、関連団体との連携、ERM(統一的リスク管理)の整備と推進、防災委員会事務局
経 営 リ ス ク 統 括 室	経営諸リスクの管理・コントロール
経 理 部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資 金 証 券 部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人 事 部	人事政策、人事諸制度の企画・推進
総 務 部	機関運営・事務局運営の概括管理、施設・設備管理、秘書業務、社会的・公共的活動の調査研究・立案・推進
推 進 統 括 部	事業推進計画の策定、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、推進職員の教育
普 及 推 進 部	地域における推進課題に関する普及・促進、コンタクトセンター運営に関する企画・指導、ホームページ運用・管理、広告宣伝活動
職 域 推 進 部	全国的な職域推進方針、活動計画の立案、職域・協力団体に関する推進整備、単産共済との連携、産別・広域推進に関する調整
産 別 ・ 広 域 推 進 一 部	東京を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
産 別 ・ 広 域 推 進 二 部	大阪を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
産 別 ・ 広 域 推 進 三 部	愛知を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
生 協 ・ 法 人 部	会員生協・各共済代理店・法人における事業推進課題に関する企画・指導
共 済 開 発 部	共済制度の研究・開発および運用
シ ス テ ム 企 画 部	システム開発方針・計画策定、次世代システム開発
事 務 企 画 部	事務処理に関する企画・指導
コ ン プ ラ イ ア ン ス 室	内部監査の実施、改善指導、法務、コンプライアンスの推進
共 済 金 支 払 監 理 室	適切な共済金支払いに向けた監督・管理
Z e t w o r k - 6 0 推 進 室	経営政策実行課題の推進、業務品質向上の推進、自動車共済事業の現状把握・分析と検証
N e w - Z e t w o r k 創 造 室	次期中期経営政策の基本構想、ブランド戦略、60周年事業の立案
監 事 事 務 局	監査の実施に関する実務

[業務センター部門]

共 済 金 セ ン タ ー	共済金支払い認定、共済金の支払い手続き、事故受付
損 害 調 査 サ ー ビ ス 本 部	損害調査業務、共済金の支払い、事故受付、損害調査担当職員の管理

共 済 計 理 人	共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与
-----------	-----------------------------



5 全労済の役職員

(1) 役員



代表理事 理事長
中世古 廣司
(なかせこ ひろし)



代表理事 専務理事
原 日出夫
(はら ひでお)



代表理事 専務理事
崎田 弘
(さきた ひろし)

[理事]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
代表理事 理事長	なかせ ひろし 中世古 廣司	全大阪労働者共済生活協同組合	理 事	さ たけ いさお 佐竹 功	静岡県労働者共済生活協同組合
副理事長	りきいし としひろ 力石 利博	青森県労働者共済生活協同組合		な かい ひろあき 中井 宏明	全大阪労働者共済生活協同組合
	ひろた まさみ 廣田 政巳	神奈川県労働者共済生活協同組合		こ ば や し 光林 邦彦	石川県労働者共済生活協同組合
	おかやま しん 岡山 伸	愛知県労働者共済生活協同組合		か さ じ ま 笠島 邦夫	愛知県労働者共済生活協同組合
	お だ かずゆき 小田 一幸	広島県労働者共済生活協同組合		さ かい ゆき 酒井 行雄	兵庫県労働者共済生活協同組合
	とくなが ひであき 徳永 秀昭	全日本自治体労働者共済生活協同組合		な かの たけし 中野 威	山 口 県 共 済 生 活 協 同 組 合
代表理事 専務理事	はら ひで お 原 日出夫	員 外		かわごえ としろう 川越 敏良	徳 島 県 共 済 生 活 協 同 組 合
	さ きた ひろし 崎田 弘	員 外		はら だ としはる 原田 敏春	長 崎 県 労 働 者 共 済 生 活 協 同 組 合
常務理事	は だ しゅうじ 羽田 秀司	員 外		たていし ひろふみ 立石 博文	鹿児島県労働者共済生活協同組合
	い く さ わ ひろ 生澤 千裕	員 外		い わ さ き はるよし 岩崎 春良	全国森林関連産業労働者共済生活協同組合
理 事	やまがみ きよし 山上 潔	北海道労働者共済生活協同組合		わ だ としあき 和田 寿昭	日 本 生 活 協 同 組 合 連 合 会
	く どう まさ し 工藤 雅志	秋田県労働者共済生活協同組合		つ づ い よしのり 坪井 義範	全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
	た か ず のりゆき 高須 則幸	東京労働者共済生活協同組合		じん ぼ まさ し 神保 政史	員外(中央推進会議)
	よ こ た ゆきひで 横田 行秀	埼玉県労働者共済生活協同組合		しの はら じゅんこ 篠原 淳子	員外(日本労働組合総連合会)
	もとしげ ひろし 元重 博志	神奈川県労働者共済生活協同組合		も り た あけ み 森田 明美	員外(学識経験者)
	ほ そ の ひろし 細根 洋	千葉県労働者共済生活協同組合		え ざ わ まさひこ 江澤 雅彦	員外(学識経験者)
				ゆ い わ た え こ 唯根 妙子	員外(学識経験者)

[監事]

役 職 名	氏 名	所属会員
常勤監事 監事長	い で まさひろ 井手 雅弘	神奈川県労働者共済生活協同組合
常勤監事 副監事長	とよし ま あつ み 豊島 敦海	広島県労働者共済生活協同組合
監 事	こ ば や し やすし 小林 靖	員外(学識経験者)
	ほ し あき 星 秋雄	宮城労働者共済生活協同組合
	み う ら ひろかず 三浦 宏和	全大阪労働者共済生活協同組合
	さいとう よしのぶ 齋藤 由宣	全日本自治体労働者共済生活協同組合

[執行役員]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
本部常務執行役員	あ の ゆたか 阿野 豊	—	中日本事業本部 常務執行役員	た か や ま けいじ 高山 圭史	—
	あ べ た か み 阿部田 克美	—	西日本事業本部 専務執行役員	つ ち や そういち 土屋 荘一	—
	いなむら ひろし 稲村 浩史	—	西日本事業本部 常務執行役員	ひょうどう 依藤 弘志	—
北日本事業本部 専務執行役員	たかはし ただお 高橋 忠雄	—	職域事業本部 専務執行役員	あ り ど ん かつ お 有留 和雄	—
東日本事業本部 専務執行役員	もり まさ み 森 正巳	—	職域事業本部 常務執行役員	こ ん まさのり 金 雅範	—
東日本事業本部 常務執行役員	か とう ひろし 加藤 洋	—	本部執行役員 経営企画部長	やまなか かずよし 山中 一能	—
中日本事業本部 専務執行役員	は ま だ たけし 濱田 毅司	—	本部執行役員 人事部長	つねもり よしひろ 常森 義弘	—

組合員・
お客さまの声の反映

事業と経営の概況

事業運営と経営の健全性

事業活動

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

VI

(2) 職 員

①常勤役職員数

3,504名(2016年5月末)※他団体出向者含む

②採用状況

2014年 103名

2015年 88名

2016年 124名

③職員への教育・研修の状況

協同組合運動と共済事業の発展を通じて、今後も全労済は社会的責任を果たしていく必要があります。

職員への教育・研修は、その担い手である職員一人一人が、全労済の理念・信条を具現化するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応できる自立型職員の育成を目的にしています。全労済では、このような視点から教育・人材育成制度にもとづいた研修活動を行っています。

ア.目標管理・職場でのOJT

人材育成の深耕をはかるOJT教育を継続的に実施しうる職場風土の構築に向け、目標による管理などのあらゆる機会を通じて、その意識付けを行っています。

イ.共通教育

共通教育は、職員として修得が必須である理念や歴史、生協の本旨などについて、全職員を対象にeラーニングなどで実施しています。また、「共済募集人資格取得・継続研修」や「コンプライアンス研修」などを実施しています。

ウ.集合研修

集合研修は、人材育成段階ごとの育成のねらいを踏まえ、「階層別研修」、「役職別研修」、「職種別研修」、「希望選

望選型研修」、「選抜型研修」の形態になっています。

階層別研修は、入会から3年間の基礎教育を中心として、全労済職員に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

役職別研修は、係長以上の役職を対象に、マネジメント能力・意識の向上にむけ、各役職に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

職種別研修は、各職種の各段階で求められる知識・スキルの修得・向上と専門性を高めることを目的に実施しています。

希望選型研修は、各人が資格ステージや業務内容、知識や能力に応じて選択受講できる研修で、さらなる知識・スキルの修得・向上とキャリアアップを目的に実施しています。また、目標管理・評価制度ともリンクさせています。

選抜型研修は、若手リーダーの育成や経営幹部職員の育成を目的としています。

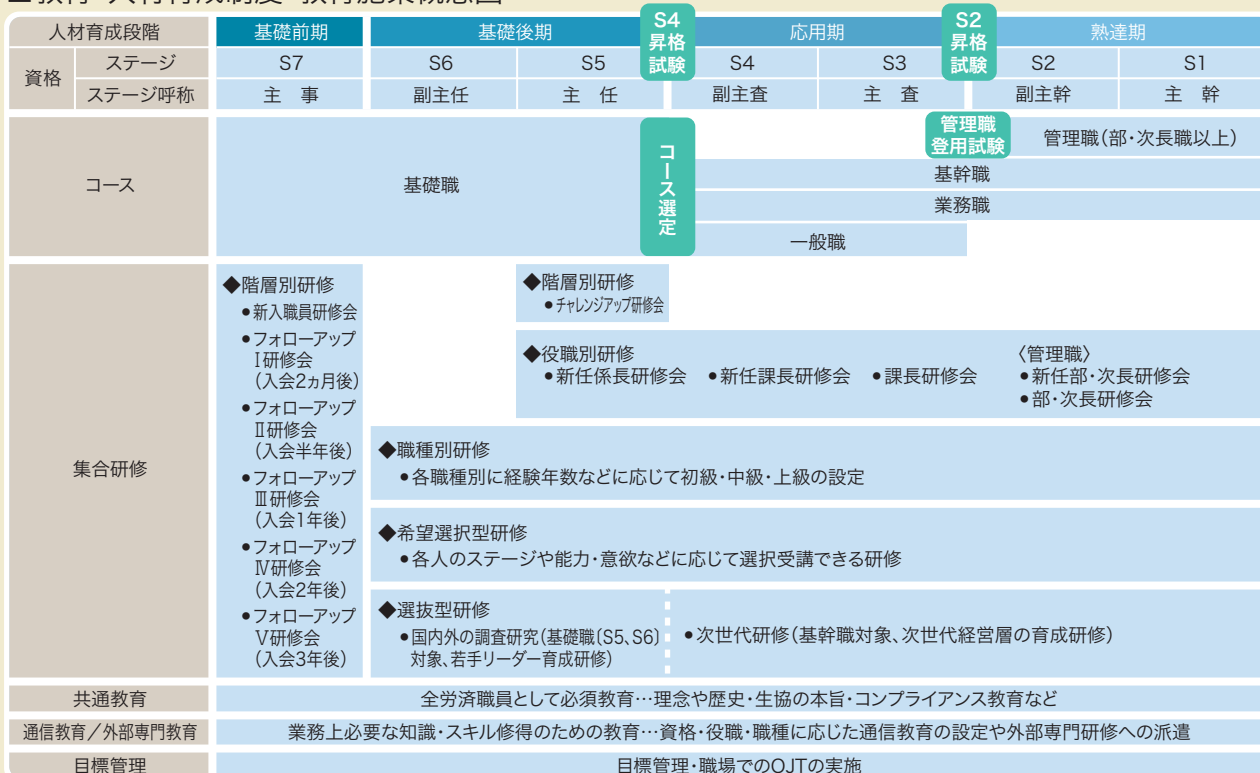
エ.通信教育

通信教育は、業務上必要な知識・スキルの修得を目的に、目標管理・評価制度とリンクさせ、本人の啓発意識、全労済職員モデル基準にもとづく主体的な修得手段(業務教育)として実施しています。

オ.外部専門研修

外部専門研修は、全労済内部で修得が難しい知識・スキルの修得を目的に、外部団体主催の専門教育研修へ派遣しています。

■教育・人材育成制度・教育施策概念図



※コースには、別途、共済専門職(アクチュアリー対象)を設定しています。

※損害調査担当職員については、上図とは別の教育制度を持ち、研修活動を行っています。

(1) 基本三法人

全労済グループは、次の基本三法人で構成されています。

①全労済(1957.9.29創立)

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

消費生活協同組合法(生協法)にもとづいて設立された、共済事業を行う生活協同組合の連合会組織で、各種共済事業を行っています。各都道府県に設立された47の地域に分かれた共済生協、職域ごとに設立された8共済生協、3生協連合会から構成されています。

②日本再共済連(1975.1.13設立)

(日本再共済生活協同組合連合会)

国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

※2006年4月1日より、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会から日本再共済生活協同組合連合会へ名称変更しました。

③全労済協会(2013.6.3一般財団法人移行※)

(一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会)

勤労者の生活・福祉に関わる調査・研究を行うシンクタンク事業と相互扶助事業(認可特定保険業「自治体提携慶弔共済保険」「法人火災共済保険」「法人自動車共済保険」・損害保険代理店業「火災保険」「自動車保険」)を行っています。

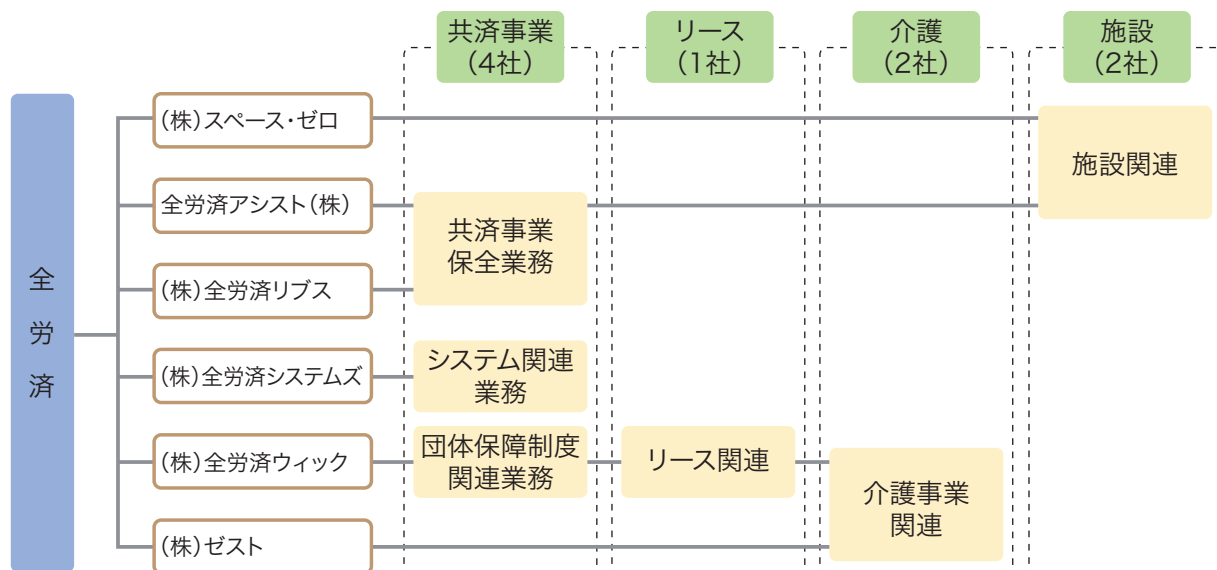
役員・評議員は、全労済、日本再共済連、労働団体、福祉事業団体、学識経験者などにより構成されています。

※(財)全国勤労者福祉振興協会(1982年設立)と(財)全国労働者福祉・共済協会(1989年設立)が2004年6月1日に統合し、2013年6月3日に一般財団法人に移行しました。

(2) 子会社

全労済の子会社において営まれている主な事業内容は、共済事業関連(共済事業の保全業務・システム関連業務・団体保障制度関連業務)、介護事業関連、リース関連、施設関連などであり、全労済が共済事業を遂行していくうえで必要な業務や事業などを行っています。

■子会社の概要図





データ編

CONTENTS

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

- 1. 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標…60
- 2. 事業状況総括表…60
- 3. 支払共済金状況表…62
- 4. 契約者割戻しの状況…63

2) 共済契約に関する指標

- 1. 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金…64
- 2. 契約種類別保障機能別保有契約高…64
- 3. 受入共済掛金明細表…65
- 4. 支払共済金明細表…65
- 5. 保有契約高増加率…66
- 6. 新契約平均共済金額(長期生命共済)…66
- 7. 保有契約平均共済金額(長期生命共済)…66
- 8. 解約失効率(長期共済)…66
- 9. 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)…66
- 10. 死亡率(長期生命共済)…66
- 11. 支払余力比率の明細…67
- 12. 再共済実施状況…67
- 13. 契約年度別責任準備金残高及び予定利率…67
- 14. 県別・会員別保有契約高…68

3) 経理に関する指標

- 1. 責任準備金の積立方式及び積立率…68
- 2. 契約者割戻準備金明細表…68
- 3. 引当金の明細…69
- 4. 出資金及び積立金明細表…69
- 5. 事業経費明細表…69
- 6. 支払備金明細表…70
- 7. 未経過共済掛金明細表…70
- 8. 異常危険準備金明細表…70
- 9. 共済掛金積立金明細表…70
- 10. 業務用固定資産の明細…71

4) 資産運用に関する指標

- 1. 主要資産の平均残高…71
- 2. 主要資産の構成及び増減…72
- 3. 主要資産の運用利回り…73
- 4. 資産運用収益の明細…73
- 5. 資産運用費用の明細…73
- 6. 利息及び配当金等収益明細…74
- 7. 有価証券の種類別残高…74
- 8. 有価証券の残存期間別残高…75
- 9. 業種別保有株式明細表…76
- 10. 貸付金明細…76
- 11. 使途別の貸付金残高…77
- 12. 担保の種類別貸付金残高…77
- 13. 海外投資残高…77
- 14. 外国証券の海外投資地域別構成…77
- 15. 海外投資運用利回り…78
- 16. リスク管理債権の状況…78
- 17. 債務者区分による債権の状況…78
- 18. 有価証券等の時価情報…79
- 19. 金銭の信託の時価情報…80
- 20. デリバティブ取引の時価情報…81

II. 決算関係書類

- 1. 貸借対照表…82
- 2. 損益計算書…83
- 3. 決算関係書類の注記…84
- 4. 貸借対照表の推移…91
- 5. 損益計算書の推移…92
- 6. 剰余金処分計算書…93

III. 子会社等の状況に関する事項

- 1. 子会社等の状況…94
- 2. 子会社等の直近事業年度における事業の概況…95

※表中の数値は特に注記のない限り、単位未満四捨五入にしています。
※「データ編」は、全労済の年度末(2016年5月31日)現在のものであります。

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標

	単 位	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	百万円	718,588	675,305	690,379	701,304	692,712
経常剰余金	百万円	36,915	32,295	87,854	91,075	81,865
当期剰余金	百万円	△ 14,015	9,406	25,921	31,266	24,520
出資金	百万円	142,471	142,596	180,715	181,223	181,732
出資口数	千口	14,247	14,260	18,071	18,122	18,173
純資産額	百万円	222,129	247,139	314,547	361,231	387,028
総資産額	百万円	3,116,448	3,233,931	3,399,538	3,515,108	3,613,564
責任準備金残高	百万円	2,646,890	2,745,467	2,809,171	2,876,773	2,937,158
貸付金残高	百万円	7,057	8,249	7,641	6,773	5,613
有価証券残高	百万円	2,321,094	2,413,303	2,575,535	2,650,989	2,603,142
剰余金の配当金額(注1)	百万円	0	2,348	0	0	0
常勤従業員数 (注2)	人	3,472	3,458	3,642	3,570	3,504
保有契約高	億円	6,914,070	6,918,198	7,680,417	7,670,233	7,649,906
保有契約件数	千件	34,427	33,707	33,432	33,169	32,619
保有契約口数	千口	4,029,574	3,982,971	4,032,834	4,017,554	4,000,263
共済金支払件数	千件	2,213	2,151	2,009	2,045	2,079
基礎利益 (注3)	億円	1,177	1,206	1,373	1,404	1,436
支払余力比率 (注4)	%	1,196.4	1,389.3	1,574.4	1,434.7	1,536.7
受入共済掛金	百万円	590,729	586,393	600,506	595,919	590,760
支払共済金	百万円	387,914	334,833	330,886	321,670	322,859

(注1) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

(注2) 常勤従業員は他団体出向者を含んでいます。

(注3) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩により支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注4) 2015年度は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

また2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。

2 事業状況総括表

(単位: 千件、千口、億円、%)

事業別		風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠責共済	団体定期 生命共済
科 目						内、車両特約		
件 数	期 始	4,541	2,047	3,102	2,154	869	185	5,624
	2016年5月末	4,415	2,053	3,010	2,144	891	196	5,516
	純 増 加	-126	6	-92	-11	22	11	-109
	(前年純増加)	(5)	(64)	(-83)	(3)	(35)	(5)	(-65)
	増 加 率	-2.8	0.3	-3.0	-0.5	2.5	5.7	-1.9
	(前年増加率)	(0.1)	(3.2)	(-2.6)	(0.1)	(4.2)	(2.9)	(-1.1)
	期 末 目 標 数	4,543	2,115	3,046	2,171	898	200	5,535
	目 標 達 成 率	97.2	97.1	98.8	98.8	99.2	97.6	99.6
口 数	期 始	902,023	484,967	73,404	539,499	17,626	55,504	612,473
	2016年5月末	912,397	490,372	71,045	539,407	18,062	58,684	596,617
	純 増 加	10,374	5,406	-2,359	-92	437	3,180	-15,856
	(前年純増加)	(5,771)	(15,930)	(-1,863)	(3,248)	(845)	(1,580)	(-8,372)
	増 加 率	1.2	1.1	-3.2	-0.0	2.5	5.7	-2.6
	(前年増加率)	(0.6)	(3.4)	(-2.5)	(0.6)	(5.0)	(2.9)	(-1.3)
	期 末 目 標 数	930,993	504,084	71,902	544,434	18,175	60,120	609,059
	目 標 達 成 率	98.0	97.3	98.8	99.1	99.4	97.6	98.0
契 約 高	期 始	902,023	438,464	90,455	5,190,173	17,626	55,504	369,293
	2016年5月末	912,397	439,155	87,534	5,182,194	18,062	58,684	357,470
	純 増 加	10,374	691	-2,921	-7,979	437	3,180	-11,823
	(前年純増加)	(5,771)	(11,169)	(-2,400)	(21,805)	(845)	(1,580)	(-8,383)
	増 加 率	1.2	0.2	-3.2	-0.2	2.5	5.7	-3.2
	(前年増加率)	(0.6)	(2.6)	(-2.6)	(0.4)	(5.0)	(2.9)	(-2.2)
	期 末 目 標 数	930,993	452,108	88,860	5,232,953	18,175	60,120	363,006
	目 標 達 成 率	98.0	97.1	98.5	99.0	99.4	97.6	98.5

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別		個人定期	こども定期	熟年定期	傷害共済	個人賠償	個人長期生命共済	
科 目		生命共済	生命共済	生命共済		責任共済	内、満期部分	
件数	期 始	4,523	584	248	480	185	1,131	
	2016年5月末	4,402	549	240	494	421	1,078	
	純 増 加	-121	-35	-8	14	236	-53	
	(前年純増加)	(-109)	(-30)	(-5)	(16)	(69)	(-52)	
	増 加 率	-2.7	-6.0	-3.2	3.0	127.7	-4.7	
	(前年増加率)	(-2.4)	(-4.8)	(-2.0)	(3.5)	(59.6)	(-4.4)	
	期 末 目 標 数	4,440	561	244	501	384	1,086	
口数	期 始	856,880	139,487	12,778	60,737	18,493	101,304	2,443
	2016年5月末	833,080	131,890	12,435	58,429	42,106	95,390	2,405
	純 増 加	-23,800	-7,598	-342	-2,308	23,613	-5,915	-37
	(前年純増加)	(-22,317)	(-6,256)	(-195)	(-1,905)	(6,908)	(-6,525)	(-36)
	増 加 率	-2.8	-5.4	-2.7	-3.8	127.7	-5.8	-1.5
	(前年増加率)	(-2.5)	(-4.3)	(-1.5)	(-3.0)	(59.6)	(-6.1)	(-1.5)
	期 末 目 標 数	840,488	135,068	12,655	60,120	39,159	96,252	2,382
契約高	期 始	326,674	67,145	3,845	25,474	18,493	41,406	2,443
	2016年5月末	312,515	63,322	3,666	25,859	42,106	38,993	2,405
	純 増 加	-14,158	-3,823	-179	385	23,613	-2,413	-37
	(前年純増加)	(-13,960)	(-3,207)	(-173)	(745)	(6,908)	(-2,559)	(-36)
	増 加 率	-4.3	-5.7	-4.7	1.5	127.7	-5.8	-1.5
	(前年増加率)	(-4.1)	(-4.6)	(-4.3)	(3.0)	(59.6)	(-5.8)	(-1.5)
	期 末 目 標 数	316,760	64,805	3,730	26,521	39,159	39,423	2,382
契約高	期 始	316,760	64,805	3,730	26,521	39,159	39,423	2,382
	2016年5月末	316,760	64,805	3,730	26,521	39,159	39,423	2,382
	純 増 加	99.2	97.8	98.2	98.6	109.8	99.2	101.0
	(前年純増加)	99.2	97.8	98.2	98.6	109.8	99.2	101.0
	増 加 率	99.2	97.8	98.2	98.6	109.8	99.2	101.0
	(前年増加率)	99.2	97.8	98.2	98.6	109.8	99.2	101.0
	期 末 目 標 数	99.2	97.8	98.2	98.6	109.8	99.2	101.0

事業別		個人年金共済	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済		元受合計
科 目							
件数	期 始	199	105	508	930		26,362
	2016年5月末	199	101	511	925		25,832
	純 増 加	0	-4	3	-5		-530
	(前年純増加)	(5)	(-4)	(1)	(-3)		(-252)
	増 加 率	0.0	-3.9	0.5	-0.5		-2.0
	(前年増加率)	(2.4)	(-3.7)	(0.1)	(-0.3)		(-0.9)
	期 末 目 標 数	204	103	543	944		26,238
口数	期 始	54,947	487	3,356	70,426		3,986,765
	2016年5月末	54,838	463	3,370	70,409		3,970,931
	純 増 加	-109	-24	14	-17		-15,834
	(前年純増加)	(1,139)	(-25)	(-6)	(222)		(-12,667)
	増 加 率	-0.2	-4.9	0.4	-0.0		-0.4
	(前年増加率)	(2.1)	(-4.8)	(-0.2)	(0.3)		(-0.3)
	期 末 目 標 数	56,204	473	4,023	72,148		4,037,183
契約高	期 始	8,937	2,954	11,242	10,888		7,562,969
	2016年5月末	8,817	2,860	11,251	10,677		7,557,501
	純 増 加	-120	-94	9	-210		-5,469
	(前年純増加)	(123)	(-82)	(-50)	(-196)		(17,092)
	増 加 率	-1.3	-3.2	0.1	-1.9		-0.1
	(前年増加率)	(1.4)	(-2.7)	(-0.4)	(-1.8)		(0.2)
	期 末 目 標 数	9,123	2,915	13,825	11,032		7,655,334
契約高	期 始	9,123	2,915	13,825	11,032		7,655,334
	2016年5月末	9,123	2,915	13,825	11,032		7,655,334
	純 増 加	96.6	98.1	81.4	96.8		98.7
	(前年純増加)	96.6	98.1	81.4	96.8		98.7
	増 加 率	96.6	98.1	81.4	96.8		98.7
	(前年増加率)	96.6	98.1	81.4	96.8		98.7
	期 末 目 標 数	96.6	98.1	81.4	96.8		98.7

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別		火災再共済	慶弔再共済	自動車再共済		元受・再共済 合 計	受託事業	総合計
科 目	期 間							
件 数	期 始	187	4,426	26		31,001	2,168	33,169
	2016年5月末	183	4,421	20		30,456	2,163	32,619
	純 増 加	-4	-5	-6		-545	-5	-550
	(前年純増加)	(2)	(-57)	(-11)		(-318)	(55)	(-263)
	増 加 率	-2.3	-0.1	-23.0		-1.8	-0.2	-1.7
	(前年増加率)	(1.3)	(-1.3)	(-30.1)		(-1.0)	(2.6)	(-0.8)
口 数	期 末 目 標 数	187	4,437	21		30,882	2,255	33,138
	目 標 達 成 率	97.7	99.6	98.4		98.6	95.9	98.5
	期 始	4,665	17,566	6,390		4,015,386	2,168	4,017,554
	2016年5月末	4,561	17,689	4,919		3,998,100	2,163	4,000,263
	純 増 加	-104	123	-1,471		-17,286	-5	-17,291
	(前年純増加)	(93)	(-17)	(-2,744)		(-15,335)	(55)	(-15,280)
契 約 高	増 加 率	-2.2	0.7	-23.0		-0.4	-0.2	-0.4
	(前年増加率)	(2.0)	(-0.1)	(-30.0)		(-0.4)	(2.6)	(-0.4)
	期 末 目 標 数	4,665	17,588	4,996		4,064,432	2,255	4,066,688
	目 標 達 成 率	97.8	100.6	98.5		98.4	95.9	98.4
	期 始	4,665	39,232	63,366		7,670,233		7,670,233
	2016年5月末	4,561	39,090	48,754		7,649,906		7,649,906
契 約 高	純 増 加	-104	-142	-14,612		-20,327		-20,327
	(前年純増加)	(93)	(-99)	(-27,269)		(-10,183)		(-10,183)
	増 加 率	-2.2	-0.4	-23.1		-0.3		-0.3
	(前年増加率)	(2.0)	(-0.3)	(-30.1)		(-0.1)		(-0.1)
	期 末 目 標 数	4,665	39,289	49,541		7,748,828		7,748,828
	目 標 達 成 率	97.8	99.5	98.4		98.7		98.7

(注1) 団体年金共済・新団体年金共済の口数は、随時平準方式で換算しています。

(注2) 個人賠償責任共済の件数については、合計の件数カウントには含めていません。

3 支払共済金状況表

(単位:件、千円、%)

事業別		風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済	自賠責共済	団体定期 生命共済
科 目	期 間				内) 損調付帯費用		
件 数	前 年 度 実 績	40,777	17,806	28,219	201,192	—	169,285
	当 年 度 実 績	45,005	27,526	27,179	192,823	—	174,769
	増 減	4,228	9,720	-1,040	-8,369	—	5,484
	増 減 率	10.4	54.6	-3.7	-4.2	—	3.2
	前 年 度 実 績	14,426,904	6,693,240	4,399,756	57,399,841	2,369,121	42,004,141
	当 年 度 実 績	14,416,846	13,274,138	4,258,597	55,767,086	2,483,538	40,595,485
金 額	増 減	-10,058	6,580,899	-141,159	-1,632,755	114,417	-1,408,656
	増 減 率	-0.1	98.3	-3.2	-2.8	4.8	-3.4

事業別		こくみん共済・団体生命移行共済					個人賠償共済	
科 目	期 間	個人定期	こども定期	熟年定期	傷 害		内) 損調付帯費用	
件 数	前 年 度 実 績	416,356	294,140	86,815	12,288	23,113	421	—
	当 年 度 実 績	414,410	294,465	83,981	12,143	23,821	694	—
	増 減	-1,946	325	-2,834	-145	708	273	—
	増 減 率	-0.5	0.1	-3.3	-1.2	3.1	64.8	—
	前 年 度 実 績	59,171,867	47,572,524	4,102,753	2,371,451	5,125,139	50,565	3,123
	当 年 度 実 績	56,895,574	45,632,668	3,999,659	2,417,597	4,845,650	83,176	5,870
金 額	増 減	-2,276,293	-1,939,856	-103,095	46,146	-279,489	32,612	2,747
	増 減 率	-3.8	-4.1	-2.5	1.9	-5.5	64.5	88.0

事業別		個人長期生命共済			個人年金共済	団体年金共済	
科 目	期 間	通常部分	満期部分			団体年金共済	新団体年金共済
件 数	前 年 度 実 績	165,887	116,296	49,591	368,125	259,302	26,735
	当 年 度 実 績	159,351	113,258	46,093	379,535	265,935	36,079
	増 減	-6,536	-3,038	-3,498	11,410	6,633	9,344
	増 減 率	-3.9	-2.6	-7.1	3.1	2.6	35.0
	前 年 度 実 績	43,980,727	17,885,123	26,095,604	40,812,073	34,162,522	3,485,919
	当 年 度 実 績	41,420,938	17,407,356	24,013,582	42,539,445	34,929,979	4,506,133
金 額	増 減	-2,559,789	-477,768	-2,082,022	1,727,372	767,456	1,020,214
	増 減 率	-5.8	-2.7	-8.0	4.2	2.2	29.3



(単位: 件、千円、%)

事業別 科 目		終身共済		元受合計	火災再共済	慶弔再共済	自動車再共済	総合計
		内) 生存・長寿						
件 数	前 年 度 実 績	109,084	10,048	1,778,398	2,210	261,286	2,752	2,044,646
	当 年 度 実 績	112,041	7,410	1,801,658	1,876	273,450	2,251	2,079,235
	増 減	2,957	−2,638	23,260	−334	12,164	−501	34,589
	増 減 率	2.7	−26.3	1.3	−15.1	4.7	−18.2	1.7
金 額	前 年 度 実 績	13,202,429	2,931,423	317,385,026	145,355	3,385,107	754,357	321,669,845
	当 年 度 実 績	12,966,804	2,183,089	318,423,465	93,446	3,646,734	695,046	322,858,690
	増 減	−235,625	−748,334	1,038,439	−51,909	261,626	−59,311	1,188,845
	増 減 率	−1.8	−25.5	0.3	−35.7	7.7	−7.9	0.4

4 契約者割戻しの状況

(1) 割戻準備金繰入額明細表

(単位: 百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
団体定期生命共済	15,022	15,499
個人定期生命共済	17,024	16,543
こども定期生命共済	1,096	1,042
熟年定期生命共済	619	593
傷害共済	508	507
個人長期生命共済	3,219	3,356
新団体年金共済	—	956
全制度合計	37,487	38,495

(2) こくみん共済割戻・振替出資単価一覧

(単位: 円)

共済種類	個人定期生命共済										
タイプ	総合	総合2倍	大型	総合プラス	生きる安心	生きる安心H	生きる安心W	医療	医療プラス	医療安心	医療安心H
割戻単価(月)	300	600	900	150	420	210	840	320	160	500	250
振替出資単価(月)	30	60	90	15	42	21	84	32	16	50	25

共済種類	個人定期生命共済										
タイプ	総合 60歳移行	総合2倍 60歳移行	大型 60歳移行	生きる安心 60歳移行	生きる安心W 60歳移行	医療 60歳移行	医療安心 60歳移行	総合 65歳移行	総合2倍 65歳移行	医療 65歳移行	医療安心 65歳移行
割戻単価(月)	250	500	750	350	700	260	380	240	480	260	380
振替出資単価(月)	25	50	75	35	70	26	38	24	48	26	38

共済種類	個人定期生命共済		こども定期生命共済		熟年定期生命共済		
タイプ	総合 70歳移行	総合2倍 70歳移行	キッズ	キッズ ワイド	シニア 総合	シニア 医療	シニア 総合移行
割戻単価(月)	90	180	140	250	220	220	220
振替出資単価(月)	9	18	14	25	22	22	22

共済種類	傷 害 共 済									
タイプ	シニア 傷害	シニア 傷害安心	シニア 傷害ベース	シニア 傷害安心H	シニア 傷害ベースH	傷害 安心W	傷害W	傷害 安心	傷害	傷害 プラス
割戻単価(月)	100	90	90	50	50	100	100	60	60	50
振替出資単価(月)	10	9	9	5	5	10	10	6	6	5

2) 共済契約に関する指標

1 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金

(単位: 新契約高(件数)は千件、保有契約高は億円、元受共済掛金は百万円)

共済種類	2014年度			2015年度		
	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金
風水火災共済	259	902,023	59,391	167	912,397	57,144
自然災害共済	158	438,464	41,642	146	439,155	48,759
交通災害共済	134	90,455	8,489	123	87,534	8,279
自動車総合補償共済	112	5,190,173	80,743	111	5,182,194	81,626
自賠償共済	93	55,504	2,342	98	58,684	2,445
団体定期生命共済	300	369,293	89,031	285	357,470	87,307
個人定期生命共済	466	326,674	112,883	411	312,515	110,034
こども定期生命共済	36	67,145	7,301	30	63,322	6,943
熟年定期生命共済	26	3,845	6,054	19	3,666	5,942
傷害共済	70	25,474	10,473	73	25,859	10,406
個人賠償責任共済	85	18,493	359	260	42,106	794
個人長期生命共済	43	41,406	66,384	34	38,993	63,612
個人年金共済	8	8,937	18,053	3	8,817	14,776
団体年金共済	—	2,954	5,344	—	2,860	4,900
新団体年金共済	27	11,242	40,969	28	11,251	41,931
終身生命共済	36	10,888	39,747	32	10,677	39,413

(注) 元受共済掛金は、元受契約の受入共済掛金です。

2 契約種類別保障機能別保有契約高

(単位: 百万円)

	区 分	共済種類	2014年度	2015年度
死亡保障	普通死亡	短期共済	33,869,068	32,481,981
		長期共済	2,807,803	2,674,561
		合計	36,676,871	35,156,542
	災害死亡	短期共済	29,671,861	28,691,715
		長期共済	2,149,380	2,024,984
	合計	31,821,241	30,716,699	
	その他の 条件付死亡	短期共済	21,956,398	20,941,627
		長期共済	0	0
		合計	21,956,398	20,941,627
死亡保障合計			90,454,510	86,814,868
生存保障	満期・生存給付	短期共済	0	0
		長期共済	1,970,326	1,933,744
		合計	1,970,326	1,933,744
	年金	短期共済	0	0
		長期共済	(65,936)	(65,805)
	合計	(65,936)	(65,805)	
	その他	短期共済	0	0
		長期共済	601,998	613,841
		合計	601,998	613,841
生存保障合計			2,572,325	2,547,584
入院保障	災害入院	短期共済	40,245	38,409
		長期共済	5,497	5,350
		合計	45,742	43,759
	疾病入院	短期共済	23,322	22,496
		長期共済	5,499	5,352
	合計	28,820	27,848	
	その他の 条件付入院	短期共済	4,023	3,945
		長期共済	777	747
		合計	4,800	4,693
入院保障合計			79,362	76,300
障害保障		短期共済	327,426	357,301
		短期共済	(82,900,537)	(79,415,700)
		長期共済	(4,864,654)	(4,598,587)
手術保障		短期共済	105,347	105,050
		長期共済	(11,753)	(11,430)

(注1) 本表における短期共済とは、交通災害、団体定期生命、個人定期生命、こども定期生命、熟年定期生命、傷害共済の総称です。長期共済とは、個人長期生命、個人年金、団体年金、新団体年金、終身生命の総称です。

(注2) ()内数値は、契約高として計上していませんが保障対象であることを表しています。

(注3) 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(注4) 生存保障の年金欄の金額は、年金年額です。

(注5) 生存保障のその他欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済の年金支払開始後の責任準備金です。

(注6) 入院保障欄の金額は、入院給付日額です。

3 受入共済掛金明細表

(単位: 百万円、%)

共済種類	2014年度	2014年度		2015年度	2015年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	59,391	10.0	0.4	57,144	9.7	-3.8
自然災害共済	41,642	7.0	4.7	48,759	8.3	17.1
交通災害共済	8,489	1.4	-3.4	8,279	1.4	-2.5
自動車総合補償共済	80,743	13.5	-0.4	81,626	13.8	1.1
自賠責共済	2,342	0.4	8.0	2,445	0.4	4.4
団体定期生命共済	89,031	14.9	-2.1	87,307	14.8	-1.9
個人定期生命共済	112,883	18.9	-2.2	110,034	18.6	-2.5
こども定期生命共済	7,301	1.2	-3.6	6,943	1.2	-4.9
熟年定期生命共済	6,054	1.0	-0.9	5,942	1.0	-1.9
傷害共済	10,473	1.8	-0.1	10,406	1.8	-0.6
個人賠償責任共済	359	0.1	75.5	794	0.1	121.3
個人長期生命共済	66,384	11.1	-7.1	63,612	10.8	-4.2
個人年金共済	18,053	3.0	14.0	14,776	2.5	-18.2
団体年金共済	5,344	0.9	-7.3	4,900	0.8	-8.3
新団体年金共済	40,969	6.9	-1.7	41,931	7.1	2.3
終身生命共済	39,747	6.7	0.0	39,413	6.7	-0.8
火災再共済	269	0.0	-0.8	269	0.0	-0.3
慶弔再共済	5,410	0.9	55.7	5,407	0.9	-0.1
自動車再共済	1,035	0.2	70.5	773	0.1	-25.3
全制度合計	595,919	100.0	-0.8	590,760	100.0	-0.9

4 支払共済金明細表

(単位: 百万円、%)

共済種類	2014年度	2014年度		2015年度	2015年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	14,427	4.5	-15.1	14,417	4.5	-0.1
自然災害共済	6,693	2.1	-29.6	13,274	4.1	98.3
交通災害共済	4,400	1.4	-3.5	4,259	1.3	-3.2
自動車総合補償共済	57,400	17.8	-0.4	55,767	17.3	-2.8
自賠責共済	1,081	0.3	-6.9	1,275	0.4	18.0
団体定期生命共済	42,004	13.1	-2.5	40,595	12.6	-3.4
個人定期生命共済	47,573	14.8	-3.8	45,633	14.1	-4.1
こども定期生命共済	4,103	1.3	-4.3	4,000	1.2	-2.5
熟年定期生命共済	2,371	0.7	-0.9	2,418	0.7	1.9
傷害共済	5,125	1.6	0.0	4,846	1.5	-5.5
個人賠償責任共済	51	0.0	87.6	83	0.0	64.5
個人長期生命共済	43,981	13.7	-9.7	41,421	12.8	-5.8
個人年金共済	40,812	12.7	5.2	42,539	13.2	4.2
団体年金共済	3,486	1.1	42.1	4,506	1.4	29.3
新団体年金共済	30,677	9.5	-2.2	30,424	9.4	-0.8
終身生命共済	13,202	4.1	3.1	12,967	4.0	-1.8
火災再共済	145	0.0	45.2	93	0.0	-35.7
慶弔再共済	3,385	1.1	54.3	3,647	1.1	7.7
自動車再共済	754	0.2	183.5	695	0.2	-7.9
全制度合計	321,670	100.0	-2.8	322,859	100.0	0.4

5 保有契約高増加率

(単位: 億円、%)

共済種類	2014年度	増加率	2015年度	増加率
風水火災共済	902,023	0.6	912,397	1.2
自然災害共済	438,464	2.6	439,155	0.2
交通災害共済	90,455	-2.6	87,534	-3.2
自動車総合補償共済	5,190,173	0.4	5,182,194	-0.2
自賠償共済	55,504	2.9	58,684	5.7
団体定期生命共済	369,293	-2.2	357,470	-3.2
個人定期生命共済	326,674	-4.1	312,515	-4.3
こども定期生命共済	67,145	-4.6	63,322	-5.7
熟年定期生命共済	3,845	-4.3	3,666	-4.7
傷害共済	25,474	3.0	25,859	1.5
個人賠償責任共済	18,493	59.6	42,106	127.7
個人長期生命共済	41,406	-5.8	38,993	-5.8
個人年金共済	8,937	1.4	8,817	-1.3
団体年金共済	2,954	-2.7	2,860	-3.2
新団体年金共済	11,242	-0.4	11,251	0.1
終身生命共済	10,888	-1.8	10,677	-1.9
火災再共済	4,665	2.0	4,561	-2.2
慶弔再共済	39,232	-0.3	39,090	-0.4
自動車再共済	63,366	-30.1	48,754	-23.1
全制度合計	7,670,233	-0.1	7,649,906	-0.3

6 新契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2014年度	2015年度
個人長期生命共済	1,860	1,840
終身生命共済	2,750	2,820

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

9 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)

(単位: 円)

共済種類	2014年度	2015年度
個人長期生命共済	4,190	4,220
個人年金共済	15,080	11,180
新団体年金共済	5,970	5,870
終身生命共済	3,930	3,800

7 保有契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2014年度	2015年度
個人長期生命共済	3,230	3,160
終身生命共済	3,190	3,190

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

10 死亡率(長期生命共済)

(単位: ‰)

共済種類	2014年度	2015年度
個人長期生命共済	2.91	3.05
終身生命共済	7.04	7.62

(注1) 死亡率は、死亡保障を主とする契約に係る件数率です。

(注2) 1‰(パーミル)は1000分の1を表しています。

8 解約失効率(長期共済)

(単位: ‰)

共済種類	2014年度	2015年度
個人長期生命共済	3.5	3.3
個人年金共済	0.7	0.6
団体年金共済	3.0	2.9
終身生命共済	3.9	3.6

(注1) 解約失効率=期中解約・失効件数/月度平均加入件数。

(注2) 年金共済は、年金支払開始前契約についての解約失効率。

(注3) 団体年金共済には、新団体年金共済を含んでいます。

11 支払余力比率の明細

(単位: 百万円、%)

	2014年度決算 ①	2015年度決算 ②	増 減 ②-①
1. 支払余力総額(百万円)	999,917	1,065,967	66,050
(1) 純資産の部の合計額	278,476	291,252	12,776
(2) 価格変動準備金	42,484	50,024	7,540
(3) 異常危険準備金	327,340	353,967	26,627
(4) 一般貸倒引当金	12	9	△ 3
(5) その他有価証券評価差額の90%(負の場合は100%)	30,915	31,874	960
(6) 土地の含み損益の85%(負の場合は100%)	△ 22,003	△ 21,623	380
(7) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等	323,596	338,515	14,919
(8) その他	19,098	21,949	2,852
2. リスクの合計額(百万円)	139,389	138,736	△ 653
R1 一般共済リスク相当額	52,188	50,837	△ 1,351
R2 巨大災害リスク相当額	58,317	57,597	△ 720
R3 予定利率リスク相当額	12,279	12,230	△ 49
R4 資産運用リスク相当額	45,299	46,653	1,354
R5 経営管理リスク相当額	3,362	3,346	△ 15
3. 支払余力比率(支払余力総額) / {1 / 2 × (リスクの合計額)} × 100	1,434.7	1,536.7	102.0ポイント

(注1) 上記は、消費生活協同組合法施行規則第166条の2、第166条の3及び消費生活協同組合法施行規程第4条の2から第4条の5までの規定に基づいて算出しています。

(注2) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

12 再共済実施状況

(1) 再共済又は再保険を引受けた主要な会社数

項 目	2014年度	2015年度
再共済又は再保険を引受けた主要な会社数	3社	3社

(2) 上位5社に対する支払再共済掛金の割合

項 目	2014年度	2015年度
上位5社に対する支払再共済掛金の割合	100%	100%

(3) 格付機関の格付に基づく区分ごとの支払再共済掛金の割合

項 目	2014年度	2015年度
A以上	17.2%	17.0%
BBB以上	0.0%	0.0%
その他(格付なし)	82.8%	83.0%

(注) 格付区分の方法

1. S&P社の格付を使用しています。

2. S&P社の格付がない場合は「その他(格付なし)」に区分しています。

(4) 未収再共済金の額

(単位: 百万円)

区 分	2014年度	2015年度
未収再共済金(出再分)	1,319	1,536

(注) 自賠責共済にかかる未収再共済金を除いています。

13 契約年度別責任準備金残高及び予定利率

(単位: 百万円、%)

契 約 年 度	責任準備金残高	予 定 利 率
～1985年度	36,053	2.25～6.00
1986年度～1990年度	250,877	2.25～6.00
1991年度～1995年度	706,904	2.25～6.00
1996年度～2000年度	172,264	2.25～3.75
2001年度～2005年度	133,336	1.00～2.25
2006年度	43,920	1.00～1.50
2007年度	36,186	1.00～1.50
2008年度	33,471	1.00～1.50
2009年度	30,279	1.00～1.50
2010年度	24,298	1.00～1.50
2011年度	37,778	1.00～1.50
2012年度	34,684	1.00～1.50
2013年度	28,234	1.00～1.50
2014年度	21,296	1.00～1.50
2015年度	14,297	1.00～1.50

(注1) 責任準備金残高には、予定利率を有する共済掛金積立金(団体年金共済、新団体年金共済を除く)を記載しています。

(注2) 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金に係る主な予定利率を記載しています。

14 県別・会員別保有契約高

(単位:百万円)

	2014年度	2015年度
北海道	20,505,930	20,318,683
青森	9,761,629	9,805,540
岩手	7,577,250	7,570,480
宮城	10,610,257	10,534,878
秋田	7,408,385	7,367,240
山形	9,478,728	9,439,268
福島	13,863,248	13,868,898
北日本	79,205,427	78,904,987
茨城	20,184,067	20,303,474
栃木	15,968,008	15,902,448
群馬	11,764,988	11,787,596
埼玉	26,603,308	26,477,201
千葉	18,084,266	17,933,524
東京	46,994,283	46,207,161
神奈川	31,342,622	30,858,842
長野	16,716,295	16,616,404
山梨	5,655,605	5,625,764
静岡	22,619,315	22,496,386
東日本	215,932,757	214,208,801
富山	12,311,900	12,246,447
石川	6,642,926	6,607,442
福井	5,024,860	4,954,372
愛知	25,534,247	25,520,551
岐阜	8,242,539	8,213,028
三重	8,424,121	8,407,109
滋賀	4,905,511	4,917,642
奈良	3,688,467	3,657,145
京都	9,445,207	9,391,004
大阪	28,826,039	28,776,498
和歌山	5,455,334	5,397,535
兵庫	14,486,914	14,398,630
中日本	132,988,065	132,487,403
島根	4,445,299	4,457,685

(注) 2014年度からその他実績の一部について取り扱いが変更となっています。

(単位:百万円)

	2014年度	2015年度
鳥取	3,579,520	3,590,200
岡山	9,833,691	9,873,715
広島	12,633,805	12,802,829
山口	11,482,152	11,514,317
徳島	4,983,026	5,062,827
香川	5,473,826	5,507,786
愛媛	7,840,931	7,913,135
高知	5,343,719	5,402,420
福岡	15,629,282	15,854,162
佐賀	4,001,732	4,041,130
長崎	5,568,918	5,616,592
熊本	6,270,184	6,368,573
大分	6,616,074	6,636,629
宮崎	8,409,886	8,484,010
鹿児島	7,897,458	8,049,938
沖縄	11,331,758	11,772,159
西日本	131,341,260	132,948,106
地方事業本部計	559,467,509	558,549,297
自治労	90,953,538	92,165,523
森林	7,638,098	7,433,225
たばこ	5,513,223	5,425,123
全水道	2,058,905	2,027,005
職域事業本部計	106,163,764	107,050,876
事業本部計	665,631,272	665,600,173
その他	248,008	228,395
統合会員計	665,879,280	665,828,568
新 潟	16,590,854	16,547,015
会員単協計	16,590,854	16,547,015
J P	30,163,713	29,829,559
電 通	36,907,347	35,725,381
全国交運	17,482,120	17,060,067
単産会員計	84,553,179	82,615,008
合 計	767,023,314	764,990,591

3 経理に関する指標

1 責任準備金の積立方式及び積立率

(単位:%)

項 目	2014年度	2015年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率	100	100

(注) 積立率は、生協法施行規則に定める純共済掛金式により計算した共済掛金積立金に対する積立率を記載しています。

2 契約者割戻準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
団体定期生命共済	15,186	15,690
個人定期生命共済	17,040	16,567
こども共済	1,099	1,049
熟年定期共済	652	668
傷害共済	510	512
個人長期生命共済	12,357	13,137
個人年金共済	505	451
新団体年金共済	17	972
終身生命共済	1,069	1,033
全制度合計	48,435	50,079



3 引当金の明細

(単位:百万円)

項 目	2014年度	2015年度	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	12	9
	個別貸倒引当金	178	177
	合 計	190	185
その他引当金	役員退職給与引当金	1,407	1,231
	退職給付引当金	24,963	24,633
	合 計	26,371	25,864
価格変動準備金	42,484	50,024	7,540
合 計	69,045	76,074	7,029

4 出資金及び積立金明細表

(単位:百万円)

種 類	2014年度				2015年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
会 員 出 資 金	180,715	508	—	181,223	181,223	508	—	181,732
法 定 準 備 金	36,511	5,185	—	41,696	41,696	6,254	—	47,950
任 意 積 立 金	59,388	39,400	20,916	77,872	77,872	27,300	7,010	98,162
経営諸リスク対応特別積立金	35,741	5,000	—	40,741	40,741	8,000	—	48,741
地震等災害見舞金基金	500	6,000	371	6,129	6,129	9,000	673	14,456
事業経営基盤整備積立金	—	13,000	—	13,000	13,000	6,500	3,581	15,919
事業推進政策積立金	1	14,100	1,546	12,555	12,555	2,800	1,779	13,576
事務能率積立金	20,217	—	18,688	1,529	1,529	—	—	1,529
社会貢献・国際連帯活動基金	702	300	143	859	859	300	137	1,022
災害救護活動・災害復興支援基金	567	1,000	168	1,398	1,398	700	836	1,263
労災補償積立金	1,175	—	—	1,175	1,175	—	4	1,171
新制度等開発積立金	486	—	—	486	486	—	—	486
合 計	276,614	45,093	20,916	300,791	300,791	34,062	7,010	327,844

5 事業経費明細表

(単位:百万円、%)

項 目	2014年度	2014年度		2015年度	2015年度	
		構成率	増減率		構成率	増減率
人件費	48,056	39.2	0.1	47,810	39.0	-0.5
物件費	60,809	49.6	2.0	61,243	49.9	0.7
その他諸経費	1,097	0.9	-2.4	1,091	0.9	-0.6
支払委託手数料	12,637	10.3	3.1	12,523	10.2	-0.9
合 計	122,599	100.0	1.3	122,667	100.0	0.1

6 支払備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
風水火災共済	3,343	3,157
自然災害共済	1,786	7,389
交通災害共済	1,532	1,465
自動車総合補償共済	42,995	45,096
団体定期生命共済	9,225	8,504
個人定期生命共済	9,804	9,824
こども定期生命共済	1,038	1,049
熟年定期生命共済	442	510
傷害共済	1,625	1,398
個人賠償責任共済	45	49
個人長期生命共済	5,318	4,477
個人年金共済	570	647
団体年金共済	114	88
新団体年金共済	399	410
終身生命共済	8,341	8,391
火災再共済	11	10
慶弔再共済	360	391
自動車再共済	534	509
全制度合計	87,483	93,364

7 未経過共済掛金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
風水火災共済	18,321	19,808
自然災害共済	18,601	14,893
交通災害共済	2,964	2,779
自動車総合補償共済	25,926	26,741
団体定期生命共済	846	835
個人定期生命共済	72	59
こども定期生命共済	13	11
熟年定期生命共済	4	3
傷害共済	3,896	4,142
個人賠償責任共済	201	463
個人長期生命共済	4,656	4,478
個人年金共済	22,576	22,083
団体年金共済	6	5
新団体年金共済	14	15
終身生命共済	4,867	4,818
火災再共済	50	101
慶弔再共済	1,767	1,542
自動車再共済	0	78
全制度合計	104,779	102,853

8 異常危険準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
風水火災共済	62,294	66,880
自然災害共済	89,271	102,441
交通災害共済	11,536	13,245
自動車総合補償共済	25,175	27,982
団体定期生命共済	18,407	17,856
個人定期生命共済	17,066	16,263
こども定期生命共済	1,004	1,004
熟年定期生命共済	381	346
傷害共済	4,321	7,039
個人賠償責任共済	137	306
個人長期生命共済	9,844	9,945
個人年金共済	36,219	37,503
団体年金共済	10,048	9,899
新団体年金共済	19,846	19,735
終身生命共済	18,088	19,071
火災再共済	161	170
慶弔再共済	3,468	4,175
自動車再共済	74	108
全制度合計	327,340	353,967

9 共済掛金積立金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2014年度	2015年度
団体定期生命共済	2,103	2,032
個人定期生命共済	5,491	5,264
こども定期生命共済	225	213
熟年定期生命共済	84	85
個人長期生命共済	207,772	206,181
個人年金共済	948,036	967,916
団体年金共済	220,885	221,512
新団体年金共済	646,933	643,217
終身生命共済	413,126	433,917
全制度合計	2,444,655	2,480,338



10 業務用固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価
有形固定資産	60,862	748	77	2,124	59,409	44,378	103,788
土地	37,193	—	3	—	37,190	—	37,190
建物	17,748	69	38	659	17,121	20,882	38,002
建物付属設備	3,069	384	26	528	2,900	17,082	19,982
機械及び装置	38	3	—	9	31	176	207
構築物	218	11	3	28	198	819	1,017
器具備品	565	139	6	165	534	2,264	2,798
電話設備	45	7	0	16	36	317	353
リース資産	1,985	135	2	719	1,400	2,838	4,238
固定資産仮勘定	909	3,139	1,798	—	2,250	—	—
無形固定資産	830	1,239	2	317	1,749	—	—
電話加入権	111	—	2	1	108	—	—
水道施設利用権	1	—	—	0	1	—	—
ソフトウェア	718	1,239	—	316	1,641	—	—
その他固定資産	99	18	1	39	77	—	—
合 計	62,701	5,144	1,879	2,480	63,486	44,378	103,788

4) 資産運用に関する指標

1 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現預金	162,205	174,772
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	40,000	84,077
金銭の信託	188,783	217,537
有価証券	2,600,319	2,609,276
公社債	2,563,042	2,570,380
株式	1,263	1,173
外国証券	34,489	35,518
公社債	34,282	35,518
株式等	207	—
その他の証券	1,525	2,204
長期貸付金	7,167	6,146
運用不動産	1,854	1,823
その他の運用資産	130,616	128,259
合 計	3,130,945	3,221,891

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
有価証券・金銭の信託	2,789,102	2,826,813
公社債	2,571,046	2,584,899
株式	1,263	1,173
外国証券	208,712	230,440
公社債	48,289	51,131
株式等	160,423	179,309
その他の証券	8,080	10,301

2 主要資産の構成及び増減

(1) 運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
現預金	150,946	4.7	190,089	5.8
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭債権	65,000	2.0	146,000	4.4
金銭の信託	214,492	6.7	229,645	7.0
有価証券	2,650,989	82.3	2,603,142	78.8
公社債	2,609,836	81.1	2,563,419	77.6
株式	2,081	0.1	1,608	0.0
外国証券	36,198	1.1	34,499	1.0
公社債	36,198	1.1	34,499	1.0
株式等	—	—	—	—
その他の証券	2,874	0.1	3,615	0.1
長期貸付金	6,773	0.2	5,613	0.2
運用不動産	1,835	0.1	1,832	0.1
その他の運用資産	129,492	4.0	127,172	3.8
合 計	3,219,528	100.0	3,303,494	100.0

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
有価証券・金銭の信託	2,865,481	89.0	2,832,787	85.8
公社債	2,625,641	81.6	2,577,113	78.0
株式	2,081	0.1	1,608	0.0
外国証券	229,279	7.1	245,455	7.4
公社債	53,675	1.7	50,626	1.5
株式等	175,604	5.5	194,829	5.9
その他の証券	8,480	0.3	8,611	0.3

(2) 運用資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
	増減額	増減額
現預金	－16,188	39,144
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	29,000	81,000
金銭の信託	25,445	15,153
有価証券	75,454	－47,847
公社債	78,989	－46,417
株式	589	－473
外国証券	－5,201	－1,699
公社債	－2,402	－1,699
株式等	－2,799	—
その他の証券	1,077	742
長期貸付金	－868	－1,160
運用不動産	－118	－4
その他の運用資産	－2,456	－2,321
合 計	110,270	83,966



3 主要資産の運用利回り

(単位: %)

区 分	2014年度	2015年度
現預金	0.06	0.06
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	0.09	0.08
金銭の信託	2.57	1.74
有価証券	1.77	1.76
公社債	1.75	1.76
株式	7.63	1.22
外国証券	2.92	1.89
公社債	2.63	1.89
株式等	50.50	—
その他の証券	4.30	2.44
長期貸付金	2.90	3.09
運用不動産	3.77	4.35
その他の運用資産	1.62	1.39
合 計	1.70	1.61

上表のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位: %)

区 分	2014年度	2015年度
有価証券・金銭の信託	1.82	1.76
公社債	1.75	1.76
株式	7.63	1.22
外国証券	2.58	1.77
公社債	3.20	1.89
株式等	2.40	1.74
その他の証券	3.99	0.65

4 資産運用収益の明細

(単位: 百万円)

区 分	2014年度	2015年度
利息及び配当金等収益	45,427	45,132
金銭の信託運用益	5,237	4,146
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,093	1,273
有価証券償還益	70	50
金融派生商品収益	—	879
為替差益	87	—
その他の運用収益	2,671	2,379
合 計	54,585	53,859

5 資産運用費用の明細

(単位: 百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支払利息	1	0
金銭の信託運用費	341	315
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	7	142
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	243	77
金融派生商品費用	90	—
為替差損	—	846
貸倒引当金繰入額	—	—
その他の運用費用	555	609
合 計	1,237	1,989

(注) 2014年度および2015年度において貸付金の償却はありません。

6 利息及び配当金等収益明細

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
預金利息	92	102
有価証券利息配当金	45,044	44,664
公社債利息	44,120	43,954
株式配当金	36	40
外国証券等利息配当金	888	670
貸付金利息	205	187
その他の利息及び配当金	85	179
合 計	45,427	45,132

7 有価証券の種類別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
公社債	2,609,836	98.4	2,563,419	98.5
国債	1,460,829	55.1	1,432,991	55.0
地方債	248,873	9.4	257,209	9.9
社債	900,134	34.0	873,219	33.5
株式	2,081	0.1	1,608	0.1
外国証券	36,198	1.4	34,499	1.3
公社債	36,198	1.4	34,499	1.3
株式等	—	—	—	—
その他の証券	2,874	0.1	3,615	0.1
合 計	2,650,989	100.0	2,603,142	100.0



8 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2014 年度末	公社債	223,409	270,686	182,207	124,168	239,750	1,569,615	—	2,609,836
	国債	43,522	67,909	78,514	67,326	169,599	1,033,960	—	1,460,829
	地方債	22,399	15,699	—	1,997	5,593	203,185	—	248,873
	社債	157,488	187,079	103,693	54,844	64,559	332,471	—	900,134
	株式	—	—	—	—	—	—	2,081	2,081
	外国証券	7,500	14,073	7,000	997	6,627	—	—	36,198
	公社債	7,500	14,073	7,000	997	6,627	—	—	36,198
	株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	2,874	2,874
	合 計	230,910	284,760	189,207	125,165	246,377	1,569,615	4,955	2,650,989
2015 年度末	公社債	173,547	216,432	203,095	152,590	253,887	1,563,868	—	2,563,419
	国債	32,549	62,192	71,458	81,664	179,314	1,005,814	—	1,432,991
	地方債	14,500	1,200	106	6,998	14,364	220,041	—	257,209
	社債	126,498	153,041	131,531	63,928	60,209	338,012	—	873,219
	株式	—	—	—	—	—	—	1,608	1,608
	外国証券	4,119	11,504	8,853	2,941	7,083	—	—	34,499
	公社債	4,119	11,504	8,853	2,941	7,083	—	—	34,499
	株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	3,615	3,615
	合 計	177,665	227,937	211,948	155,532	260,969	1,563,868	5,224	2,603,142

有価証券+金銭の信託の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2014 年度末	公社債	223,409	272,751	189,052	125,963	244,850	1,569,615	—	2,625,641
	国債	43,522	67,909	78,514	67,326	169,599	1,033,960	—	1,460,829
	地方債	22,399	15,699	—	1,997	5,593	203,185	—	248,873
	社債	157,488	189,144	110,538	56,639	69,658	332,471	—	915,939
	株式	—	—	—	—	—	—	2,081	2,081
	外国証券	7,819	18,809	7,000	7,760	9,419	2,868	175,604	229,279
	公社債	7,819	18,809	7,000	7,760	9,419	2,868	—	53,675
	株式等	—	—	—	—	—	—	175,604	175,604
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	8,480	8,480
	合 計	231,228	291,561	196,052	133,722	254,269	1,572,484	186,165	2,865,481
2015 年度末	公社債	173,752	218,109	207,489	153,139	260,756	1,563,868	—	2,577,113
	国債	32,549	62,192	71,458	81,664	179,314	1,005,814	—	1,432,991
	地方債	14,500	2,877	106	6,998	14,364	220,041	—	258,886
	社債	126,704	153,041	135,925	64,476	67,077	338,012	—	885,236
	株式	—	—	—	—	—	—	1,608	1,608
	外国証券	4,119	12,935	15,832	6,162	7,710	3,869	194,829	245,455
	公社債	4,119	12,935	15,832	6,162	7,710	3,869	—	50,626
	株式等	—	—	—	—	—	—	194,829	194,829
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	8,611	8,611
	合 計	177,871	231,045	223,321	159,300	268,465	1,567,736	205,049	2,832,787

9 業種別保有株式明細表

(単位:百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
水産・農林業		—	—
鉱業		23	—
建設業		56	—
製造業	食料品	69	80
	繊維製品	33	30
	パルプ・紙	—	—
	化学	99	105
	医薬品	23	26
	石油・石炭製品	39	31
	ゴム製品	54	43
	ガラス・土石製品	—	—
	鉄鋼	—	—
	非鉄金属	78	61
	金属製品	—	—
	機械	42	46
	電気機器	295	230
	輸送用機器	278	192
	精密機器	64	97
	その他製品	—	—
電気・ガス業		—	—
運輸・情報通信業	陸運業	242	213
	海運業	—	—
	空運業	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—
	情報・通信業	136	170
商業	卸売業	135	25
	小売業	38	34
金融・保険業	銀行業	165	96
	証券・商品先物取引業	—	—
	保険業	—	—
	その他金融業	—	30
不動産業		197	88
サービス業		15	14
合 計		2,081	1,608

(注1) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

(注2) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

10 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
契約者貸付	3,335	49.2	3,200	57.0
その他の貸付	3,438	50.8	2,413	43.0
合 計	6,773	100.0	5,613	100.0

(注1) その他の貸付は、子会社である(株)全労済ウィックに対する貸付です。

(注2) 一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

〈業種別の貸付金残高〉

業種別の貸付金残高(2014年度末および2015年度末)の内訳は、「金融・保険業」です。



11 使途別の貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
設備資金	3,438	100.0	2,413	100.0
運転資金	—	—	—	—
合 計	3,438	100.0	2,413	100.0

12 担保の種類別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
不動産その他担保物	—	—	—	—
債務保証	—	—	—	—
損失補償	—	—	—	—
その他	3,438	100.0	2,413	100.0
合 計	3,438	100.0	2,413	100.0

13 海外投資残高

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
外貨建資産	27,434	12.0	26,326	10.7
公社債	21,175	9.2	22,003	9.0
株式	—	—	—	—
現預金・その他	6,259	2.7	4,323	1.8
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
円貨建資産	201,845	88.0	219,129	89.3
公社債	32,500	14.2	28,623	11.7
その他	169,345	73.9	190,506	77.6
合 計	229,279	100.0	245,455	100.0

(注) 2015年度より集計方法を変更し、「2 主要資産の構成及び増減」のうち外国証券(有価証券+金銭の信託)の内訳を記載しています(2014年度末の数値については再集計した数値を記載)。

14 外国証券の海外投資地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分		外国証券		公社債		株式等	
		金 額	構成率	金 額	構成率	金 額	構成率
2014年度末	北米	12,316	5.4	12,316	22.9	—	—
	ヨーロッパ	80,592	35.2	41,359	77.1	39,233	22.3
	オセアニア	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	136,371	59.5	—	—	136,371	77.7
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—
	合 計	229,279	100.0	53,675	100.0	175,604	100.0
2015年度末	北米	14,437	5.9	14,437	28.5	—	—
	ヨーロッパ	76,552	31.2	36,189	71.5	40,363	20.7
	オセアニア	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	154,467	62.9	—	—	154,467	79.3
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—
	合 計	245,455	100.0	50,626	100.0	194,829	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

15 海外投資運用利回り

(単位:%)

区 分	2014年度	2015年度
海外投資運用利回り	2.58	1.77

(注) 有価証券+金銭の信託の運用利回りです。

16 リスク管理債権の状況

2014年度末および2015年度末において「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に該当するものではありません。

17 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構成率	金 額	構成率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—
要管理債権及び条件緩和貸付金	—	—	—	—
計	—	—	—	—
正常債権	6,773	100.0	5,613	100.0
合 計	6,773	100.0	5,613	100.0

(注) ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除く。))であり、「条件緩和貸付金」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(①および②に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。

④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。



18 有価証券等の時価情報(有価証券等のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分		帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
2014 年度末	責任準備金対応債券	1,582,081	1,801,817	219,736	220,020	284
	満期保有目的の債券	425,922	479,121	53,199	53,203	4
	その他有価証券	887,745	922,095	34,350	35,499	1,149
	公社債	618,852	629,333	10,480	10,903	423
	株式	1,251	2,081	830	830	—
	外国証券	8,690	8,698	8	25	17
	公社債 株式等	8,690	8,698	8	25	17
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,597	2,874	1,277	1,277	—
	金銭の信託	192,355	214,109	21,755	22,465	710
	金銭債権	65,000	65,000	—	—	—
	合 計	2,895,749	3,203,033	307,284	308,722	1,438
	公社債	2,599,356	2,880,584	281,228	281,935	707
	株式	1,251	2,081	830	830	—
	外国証券	36,190	38,385	2,195	2,216	21
	公社債	36,190	38,385	2,195	2,216	21
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,597	2,874	1,277	1,277	—
	金銭の信託	192,355	214,109	21,755	22,465	710
	金銭債権	65,000	65,000	—	—	—
2015 年度末	責任準備金対応債券	1,541,106	1,925,202	384,096	384,096	—
	満期保有目的の債券	422,127	564,500	142,373	142,375	1
	その他有価証券	980,052	1,015,468	35,416	38,461	3,045
	公社債	597,072	625,186	28,114	28,120	7
	株式	1,089	1,608	519	543	24
	外国証券	9,334	9,499	165	167	2
	公社債	9,334	9,499	165	167	2
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	2,795	3,615	821	871	50
	金銭の信託	223,762	229,559	5,797	8,759	2,962
	金銭債権	146,000	146,000	—	—	—
	合 計	2,943,286	3,505,170	561,885	564,931	3,046
	公社債	2,535,306	3,087,828	552,523	552,529	7
	株式	1,089	1,608	519	543	24
	外国証券	34,334	36,559	2,225	2,229	4
	公社債	34,334	36,559	2,225	2,229	4
	株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券	2,795	3,615	821	871	50
	金銭の信託	223,762	229,559	5,797	8,759	2,962
	金銭債権	146,000	146,000	—	—	—

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

(注2) その他有価証券の公社債の帳簿価格については、2015年度よりヘッジ会計の実施に応じた集計方法へ変更しています(2014年度末の数値については再集計した数値を記載)。

(注3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表には含めておりません。当該有価証券の2014年度末における帳簿価格は383百万円、2015年度末における帳簿価格は86百万円です。

前項のうち、有価証券+金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分		帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
2014年度末	責任準備金対応債券	1,582,081	1,801,817	219,736	220,020	284
	満期保有目的の債券	425,922	479,121	53,199	53,203	4
	その他有価証券	887,745	922,095	34,350	35,499	1,149
	公社債	632,777	645,137	12,360	12,783	423
	株式	1,251	2,081	830	830	—
	外国証券	182,481	201,779	19,299	20,026	727
	公社債	21,348	26,175	4,827	4,865	38
	株式等	161,132	175,604	14,472	15,161	689
	その他の証券	6,236	8,097	1,861	1,861	—
	金銭債権	65,000	65,000	—	—	—
	合 計	2,895,749	3,203,033	307,284	308,722	1,438
	公社債	2,613,281	2,896,389	283,108	283,814	707
	株式	1,251	2,081	830	830	—
	外国証券	209,981	231,467	21,486	22,217	731
2015年度末	公社債	48,848	55,862	7,014	7,056	42
	株式等	161,132	175,604	14,472	15,161	689
	その他の証券	6,236	8,097	1,861	1,861	—
	金銭債権	65,000	65,000	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,541,106	1,925,202	384,096	384,096	—
	満期保有目的の債券	422,127	564,500	142,373	142,375	1
	その他有価証券	980,052	1,015,468	35,416	38,461	3,045
	公社債	610,448	638,879	28,432	28,809	378
	株式	1,089	1,608	519	543	24
	外国証券	215,188	220,455	5,268	7,860	2,593
	公社債	22,555	25,626	3,071	3,168	97
	株式等	192,633	194,829	2,196	4,693	2,496
	その他の証券	7,327	8,525	1,198	1,248	50
	金銭債権	146,000	146,000	—	—	—
	合 計	2,943,286	3,505,170	561,885	564,931	3,046
	公社債	2,548,681	3,101,522	552,841	553,218	378
	株式	1,089	1,608	519	543	24
	外国証券	240,188	247,515	7,328	9,922	2,594
	公社債	47,555	52,686	5,131	5,229	98
	株式等	192,633	194,829	2,196	4,693	2,496
	その他の証券	7,327	8,525	1,198	1,248	50
	金銭債権	146,000	146,000	—	—	—

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

(注2) その他有価証券の公社債の帳簿価格については、2015年度よりヘッジ会計の実施に応じた集計方法へ変更しています(2014年度末の数値については再集計した数値を記載)。

(注3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2014年度末における帳簿価格は383百万円、2015年度末における帳簿価格は86百万円です。

19 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
金銭の信託	192,355	214,109	21,755	22,465	710	223,762	229,559	5,797	8,759	2,962

(注) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2014年度末における帳簿価格は383百万円、2015年度末における帳簿価格は86百万円です。

20 デリバティブ取引の時価情報

(1) 取引の内容

当会が利用対象としているデリバティブ取引は以下のとおりです。

・通貨関連：為替予約取引

(2) 取組方針

保有する外貨建債券の為替変動リスクを防止または軽減するヘッジ目的でデリバティブ取引を行い、投機的な取引は行わないこととしています。

(3) リスクの内容

当会で利用しているデリバティブ取引については、市場リスク(為替変動リスク)および信用リスク(取引相手先が契約不履行に陥るリスク)などがあります。

ただし、市場リスクについては、デリバティブ取引が現物資産のヘッジ目的であることから、リスクは限定的であると考えます。

また、信用リスクについては、信用度の高い取引先を相手としていることから、契約が履行されないリスクは小さいものと考えます。

なお、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象である外貨建債券とヘッジ手段である為替予約取引の時価変動額を比較する方法により行っています。

(4) リスク管理体制

当会では、デリバティブ取引のリスク管理にあたっては規定を定め、ヘッジ対象の現物資産と一体としてリスク量の計測・把握などリスク管理を行っています。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しています。

(5) 定量的情報に関する補足説明

①時価算定に関する補足説明

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関が算定した価格にもとづいております。

②差損益に関する補足説明

当会では、デリバティブ取引を現物資産の市場リスクをヘッジするために活用していることから、デリバティブ取引のみの情報だけでなく、ヘッジ対象となっている資産の時価情報と合わせて見る必要があります。

(6) 差損益の内訳

(単位:百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他
ヘッジ会計適用分	—	—49	—	—	—	—	85	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—49	—	—	—	—	85	—	—	—

(注) 差損益は、損益計算書に計上しています。

(7) ヘッジ会計が適用されているもの

①通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2014年度末			2015年度末		
		契約額等	時 価	差 損 益	契約額等	時 価	差 損 益
店頭取引	為替予約取引						
	売建	5,404	5,453	—49	17,579	17,495	85
	米ドル	2,424	2,470	—46	12,997	12,920	77
	ユーロ	2,980	2,983	—3	4,582	4,574	8
	買建	—	—	—	—	—	—
	米ドル	—	—	—	—	—	—
	ユーロ	—	—	—	—	—	—
合 計		5,404	5,453	—49	17,579	17,495	85

(注) 上表において、残存期間1年超の取引はありません。

②金利関連・株式関連・債券関連・その他

金利関連・株式関連・債券関連・その他については、2014年度末および2015年度末に該当の残高はありません。

(8) ヘッジ会計が適用されていないもの

2014年度末、2015年度末に該当の残高はありません。

Ⅱ．決算関係書類

1 貸借対照表

(単位:千円)
(2016年5月31日現在)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
1. 現金及び預金		190,089,391	1. 共済契約準備金		3,080,600,282
(1) 現金	7,196		(1) 支払備金	93,363,682	
(2) 預貯金	190,082,195		(2) 責任準備金	2,937,157,813	
2. 金銭の信託		229,645,000	(3) 割戻準備金	50,078,787	
3. 金銭債権		146,000,000	2. 再共済勘定		3,519,048
4. 有価証券		2,603,142,266	3. 業務委託勘定		580,768
(1) 国債	1,432,990,828		4. 業務受託勘定		85,139
(2) 地方債	257,209,008		5. その他共済負債		30,588,030
(3) 社債	873,219,373		6. 借入金		22,146
(4) 株式	1,608,436		7. 前受収益		31,648
(5) 外国証券	34,499,223		8. 未払費用		8,811,208
(6) 投資信託受益証券	3,615,396		9. 未払利息		44
5. 貸付金		5,613,388	10. その他負債		26,408,923
(1) 契約者貸付金	3,200,482		(1) 未払金	1,782,258	
(2) その他の貸付金	2,412,906		(2) 未払法人税等	21,460,827	
6. 運用不動産		1,831,717	(3) 預り金	401,050	
(1) 土地	1,096,588		(4) 仮受金	20,174	
(2) 減価償却資産	735,129		(5) リース債務	1,530,911	
7. その他の運用資産		127,171,782	(6) 金融派生商品	126,484	
8. 再共済勘定		2,037,369	(7) 資産除去債務	705,329	
9. 業務委託勘定		1,723,867	(8) その他の負債	381,888	
10. 業務受託勘定		76,385	11. 引当金		25,864,475
11. その他共済資産		18,280,234	(1) 退職給付引当金	24,633,294	
12. 前払費用		310,381	(2) 役員退職給与引当金	1,231,180	
13. 未収収益		12,501,273	12. 価格変動準備金		50,024,000
14. その他資産		2,675,946	負債合計		3,226,535,715
(1) 未収金	204,495		(純資産の部)		
(2) 差入保証金	976,225		1. 会員資本		361,500,475
(3) 仮払金	2,910		(1) 出資金	181,731,530	
(4) 金融派生商品	211,020		(2) 剰余金	179,768,945	
(5) その他の資産	1,281,295		① 法定準備金	47,949,722	
15. 業務用固定資産		63,485,631	② 任意積立金	98,162,374	
(1) 土地	37,189,814		ア. 経営諸リスク対応特別積立金	48,740,800	
(2) 減価償却資産	20,819,521		イ. 地震等災害見舞基金	14,456,178	
(3) リース資産(有形)	1,399,996		ウ. 事業経営基盤整備積立金	15,918,718	
(4) 固定資産仮勘定	2,250,055		エ. 事業推進政策積立金	13,575,994	
(5) 無形固定資産	1,749,061		オ. 事務能率積立金	1,528,764	
(6) その他固定資産	77,180		カ. 社会貢献・国際連帯活動基金	1,022,247	
16. 関係団体等出資金		6,393,413	キ. 災害救援活動・災害支援復興基金	1,262,585	
(1) 関係団体出資金	5,767,468		ク. 労災補償積立金	1,171,000	
(2) 子会社等株式	625,945		ケ. 新制度等開発積立金	486,085	
17. 繰延税金資産		202,771,228	③ 当期末処分剰余金(うち当期剰余金)	33,656,848	
18. 貸倒引当金		△ 185,388		24,520,491	
資産合計		3,613,563,889	2. 評価・換算差額等		25,527,698
			(1) その他有価証券評価差額金	25,527,698	
			純資産合計		387,028,173
			負債及び純資産合計		3,613,563,889



2 損益計算書

(単位:千円)
〈自2015年6月1日 至2016年5月31日〉

科 目	金 額	
経 常 収 益		692,712,070
1. 共済掛金等収入		600,733,777
(1) 受入共済掛金	590,759,859	
(2) 受入再共済金	8,322,084	
(3) 受入返戻金	57,063	
(4) 受入受託手数料	1,594,768	
2. 共済契約準備金戻入額		36,863,807
(1) 割戻準備金戻入額	36,863,807	
3. 資産運用収益		53,859,084
(1) 利息及び配当金等収益	45,131,737	
(2) 金銭の信託運用益	4,145,556	
(3) 有価証券売却益	1,273,270	
(4) 有価証券償還益	50,404	
(5) 金融派生商品収益	879,418	
(6) その他の運用収益	2,378,696	
4. その他経常収益		1,255,400
(1) 受取配当金	116,114	
(2) 受取賃料	746,567	
(3) 年金払特則受入	84,172	
(4) その他の経常収益	308,546	
経 常 費 用		610,846,964
1. 共済金等支払額		419,494,456
(1) 支払共済金	322,858,690	
(2) 支払再共済掛金	21,085,228	
(3) 支払返戻金	38,559,728	
(4) 支払割戻金	36,863,807	
(5) 支払その他費用	127,001	
2. 共済契約準備金繰入額		66,277,504
(1) 支払備金繰入額	5,880,774	
(2) 責任準備金繰入額	60,384,578	
(3) 割戻金据置利息繰入額	12,151	
3. 資産運用費用		1,988,769
(1) 支払利息	440	
(2) 金銭の信託運用費	314,827	
(3) 有価証券売却損	141,710	
(4) 有価証券償還損	76,952	
(5) 為替差損	846,223	
(6) その他の運用費用	608,615	

科 目	金 額	
4. 事業経費		122,667,381
(1) 人件費	47,809,891	
(2) 物件費	61,243,479	
(3) その他諸経費	1,090,583	
(4) 支払委託手数料	12,523,427	
5. その他経常費用		418,852
(1) 寄附金	392,743	
(2) その他の経常費用	26,108	
経常剰余金		81,865,105
特別損失		8,797,128
1. 固定資産処分損	90,372	
2. 減損損失	3,189	
3. 価格変動準備金繰入	7,540,000	
4. 地震等災害見舞金	672,934	
(1) 平成28年熊本地震	428,026	
(2) その他の地震	244,908	
5. 平成28年熊本地震臨時費用	470,922	
6. その他特別損失	19,708	
税引前当期剰余金		73,067,977
法人税等		21,995,361
法人税等調整額		△ 11,942,865
割戻準備金繰入額		38,494,989
当期剰余金		24,520,491
当期首繰越剰余金		2,126,661
地震等災害見舞金基金取崩額		672,934
事業経営基盤整備積立金取崩額		3,581,281
事業推進政策積立金取崩額		1,778,685
社会貢献・国際連帯活動基金取崩額		137,104
災害救援活動・災害支援復興基金取崩額		835,689
労災補償積立金取崩額		4,000
当期末処分剰余金		33,656,848

3 決算関係書類の注記

I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はない。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保有する有価証券を保有目的別に区分のうえ、次のとおり行っている。

(1)「満期保有目的の債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。

(2)「責任準備金対応債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価している。

なお、「責任準備金対応債券」は「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものである。

(3)子会社等株式として区分した有価証券については、移動平均法による原価により評価している。

(4)「その他有価証券」として区分した有価証券で、時価のあるもののうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日前1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価している。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価または償却原価(定額法)により評価している。

なお、「その他有価証券」の評価差額の計上方法は、全部純資産直入法を採用している。

2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券と同様の方法により行っている。

また、評価は信託の契約ごとに算出し、その合計額を貸借対照表に計上している。

3. 金融派生商品の評価基準および評価方法

金融派生商品(デリバティブ取引)は、市場価格等にもとづく時価により評価している。

4. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産の減価償却は定率法により行っている。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却は定額法により行っている。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当期に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。これによる決算関係書類に与える影響は、軽微である。

(2)無形固定資産(ソフトウェア含む)の減価償却は、定額法により行っている。

(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っている。

5. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の金額にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を発生翌期から費用処理している。

過去勤務費用については、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理している。

(2)役員退職給与引当金

内規にもとづく期末要支給額を計上している。



(3) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

6. 責任準備金の積立方法

責任準備金は「消費生活協同組合法」第50条の7の規定にもとづく準備金であり、共済掛金積立金については「消費生活協同組合法施行規則」第179条の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算している。

なお、1999年11月30日以前に発効した個人年金共済契約を対象に、追加責任準備金を積み立てることにしている。これにより、当期に積み立てた額は15,000,000千円である。

7. 価格変動準備金

価格変動準備金は「消費生活協同組合法」第50条の9の規定にもとづく準備金であり、保有する資産の価格変動などにより発生しうる損失に備えるため所要額を計算し、計上することとしている。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

9. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産等の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(平成11年10月22日 企業会計審議会)にもとづき行っている。

10. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして先物外国為替取引(為替予約)による時価ヘッジを行っている。ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動額を比較する方法により行っている。

11. 消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜経理方式で処理している。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却している。

12. 決算関係書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

13. その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は以下のとおりである。

① 個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額のデュレーションと、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額および責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理している。

② 責任準備金対応債券の目標デュレーションを含む資産運用方針や資産配分計画を定めている。

③ 責任準備金対応債券にかかる小区分の設定にあたっては、将来における一定期間内の共済収支にもとづくデュレーションを勘案した方法を継続して採用している。この方法に用いた将来の共済収支の期間は30年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.6年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは7.6年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.1年である。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表額は1,541,106,176千円、時価は1,925,202,010千円である。

III. 会計方針の変更

1. 「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日 企業会計基準第21号。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(平成25年9月13日 企業会計基準第7号。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当期から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更した。また、当期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する期の決算関係書類に反映させる方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当期において、決算関係書類に与える影響額はない。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産
当座借越契約等にもとづき担保に供している資産…大口定期預金 31,400,000千円
2. 減価償却累計額の金額
運用不動産から直接控除した減価償却累計額 1,536,202千円
業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 44,378,309千円
3. 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮記帳控除額
建物付属設備から国庫補助金相当額32,760千円が控除されている。
4. 保証債務等
常勤役職員の労働金庫提携住宅ローン借入等に対する保証債務 401,210千円
5. 子法人等及び関連法人等に係る債権又は債務
金銭債権 2,452,277千円
金銭債務 2,674,519千円
6. 役員に対する金銭債権又は金銭債務
理事および監事に対する金銭債権又は金銭債務はない。
7. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する金額
(1)「消費生活協同組合法施行規則」第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額はない。
(2)「消費生活協同組合法施行規則」第184条において準用する第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額は5,216,611千円である。
8. 貸付有価証券
消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、19,863,867千円である。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子法人等及び関連法人等との取引による収益総額 640,944千円
うち事業取引高 627,034千円
うち事業取引以外の取引高 13,910千円
2. 子法人等及び関連法人等との取引による費用総額 15,475,493千円
すべて事業取引高であり、事業取引以外の取引高はない。

VI. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要
当会は、確定給付型の制度として退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用している。
2. 確定給付制度
 - (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

・期首における退職給付債務	63,185,869千円
・勤務費用	2,677,510千円
・利息費用	733,587千円
・数理計算上の差異の当期発生額	8,497,420千円
・退職給付の支払額	△ 2,746,612千円
・期末における退職給付債務	72,347,775千円
 - (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

・期首における年金資産	36,646,419千円
・期待運用収益	974,794千円
・数理計算上の差異の当期発生額	△1,499,979千円
・事業主からの拠出額	1,632,894千円
・退職給付の支払額	△1,293,830千円
・期末における年金資産	36,460,298千円
 - (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

・積立型制度の退職給付債務	47,651,792千円
・年金資産	△ 36,460,298千円
	11,191,494千円



・非積立型制度の退職給付債務	24,695,983千円
・未認識数理計算上の差異	△ 11,282,846千円
・未認識過去勤務費用	28,663千円
・退職給付引当金	24,633,294千円

(4) 退職給付に関連する損益

・勤務費用	2,677,510千円
・利息費用	733,587千円
・期待運用収益	△ 974,794千円
・数理計算上の差異の当期の費用処理額	333,503千円
・過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 14,331千円
・確定給付制度に係る退職給付費用	2,755,474千円

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

・債券	65.3%
・株式	21.4%
・生命保険一般勘定	8.6%
・現金及び預金	4.7%
・合計	100.0%

(6) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりである。

・割引率	0.197%
・長期期待運用収益率	2.66%

VII. 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計に関する事項は以下のとおりである。

- (1) 繰延税金資産の総額は216,282,563千円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は3,541,479千円である。また、繰延税金負債の合計は9,969,856千円であり、繰延税金資産の純額は202,771,228千円であった。
- (2) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金187,861,400千円、価格変動準備金13,966,700千円、退職給付引当金6,877,615千円である。また、繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券評価差額金9,888,087千円である。
- (3) 当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、割戻準備金繰入額△14.71%である。

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	450,817千円
減価償却累計額相当額	376,429千円
期末残高相当額	74,387千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	22,865千円	58,917千円	81,782千円

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	30,299千円
減価償却費相当額	26,551千円
支払利息相当額	1,740千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はない。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、共済事業として各種共済の引き受けを行っており、共済掛金として収受した金銭を資産と負債の総合的管理（ALM）の考え方にもとづき、将来の共済金などの支払いに備えて運用している。総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指している。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産のうち有価証券と金銭の信託は、主に公社債、外国証券、株式、投資信託受益証券である。これらに係るリスクには、市場リスク（金利変動リスク、為替変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスクがある。金融派生商品（デリバティブ取引）は、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクを防止または軽減する目的として行っており、リスクは限定的なものとなっている。この金融派生商品（デリバティブ取引）にはヘッジ会計を適用しており、外貨建債券の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして先物外国為替取引（為替予約）による時価ヘッジを行っている。ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針にもとづきヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動額を比較する方法により行っている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当会では、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけるため、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけている。資産運用リスクの管理にあたっては規定を定め、リスク量の計測、把握などリスク管理を行っている。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告している。

市場リスクについては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の状況を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分を見直すなど適切に管理している。

信用リスクについては、外部格付等を利用し、発行体ごとにリスクの状況を分析・管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年5月31日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	190,089,391	190,126,710	37,318
金銭の信託	229,559,027	229,559,027	—
金銭債権	146,000,000	146,000,006	6
有価証券	2,603,142,266	3,129,611,260	526,468,994
責任準備金対応債券	1,541,106,176	1,925,202,010	384,095,833
満期保有目的の債券	422,127,190	564,500,351	142,373,160
その他有価証券	639,908,899	639,908,899	—
金融派生商品	84,536	84,536	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	84,536	84,536	—

※金融派生商品（デリバティブ取引）によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。



(1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金

満期までの期間が短いものを除き、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定している。満期までの期間が短いものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

② 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券は、④有価証券と同様の算定方法である。

なお、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、2.の表中の金銭の信託に含めていない。

当該有価証券の当期末における貸借対照表計上額は85,973千円である。

③ 金銭債権

金銭債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

④ 有価証券

時価のある有価証券のうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日前1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価としている。

⑤ 金融派生商品

先物外国為替取引(為替予約)の時価については、取引金融機関が算定した価格にもとづいている。

(2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 責任準備金対応債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,532,106,176	1,915,416,250	383,310,073
	外国証券	9,000,000	9,785,760	785,760
	小計	1,541,106,176	1,925,202,010	384,095,833
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,541,106,176	1,925,202,010	384,095,833

② 満期保有目的の債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	406,127,190	547,226,021	141,098,830
	外国証券	15,000,000	16,275,730	1,275,730
	小計	421,127,190	563,501,751	142,374,560
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券	1,000,000	998,600	△1,400
	小計	1,000,000	998,600	△1,400
合計		422,127,190	564,500,351	142,373,160

③ その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	583,233,818	611,354,102	28,120,283
	株式	833,648	1,376,774	543,125
	外国証券	7,479,215	7,646,690	167,475
	投資信託受益証券	2,094,826	2,965,835	871,008
	小計	593,641,509	623,343,402	29,701,892
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	13,838,422	13,831,740	△6,682
	株式	255,836	231,662	△24,173
	外国証券	1,854,749	1,852,533	△2,216
	投資信託受益証券	699,705	649,560	△50,144
	小計	16,648,714	16,565,496	△83,217
合計		610,290,223	639,908,899	29,618,675

④当期における有価証券の売却については、次のとおりである。

ア. 有価証券売却益の内訳は、公社債1,257,228千円、株式12,258千円、投資信託受益証券3,783千円である。

イ. 有価証券売却損の内訳は、公社債23,587千円、株式37,053千円、外国証券80,867千円、投資信託受益証券201千円である。

(3) 金銭の信託に関する注記事項

金銭の信託の保有目的区分は、その他有価証券である。取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりである

(単位: 千円)

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	金銭の信託	116,034,205	124,274,410	8,240,204
	小計	116,034,205	124,274,410	8,240,204
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	金銭の信託	107,813,684	105,370,590	△2,443,093
	小計	107,813,684	105,370,590	△2,443,093
合計		223,847,890	229,645,000	5,797,110

(4) 満期がある有価証券等の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預金	128,862,750	20,000,000	—	—	—	—
金銭の信託	205,000	3,085,824	10,883,142	3,582,276	7,133,442	2,764,407
金銭債権	136,000,000	10,000,000	—	—	—	—
有価証券	177,483,000	227,200,000	209,459,530	152,065,550	255,809,950	1,533,027,013
責任準備金対応債券	89,600,000	100,900,000	65,300,000	83,300,000	165,600,000	1,032,000,000
満期保有目的の債券	7,000,000	10,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	394,788,690
その他有価証券	80,883,000	116,300,000	143,159,530	66,765,550	89,209,950	106,238,323
合計	442,550,750	260,285,824	220,342,672	155,647,826	262,943,392	1,535,791,420

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 会社

記載すべき重要なものはない。

2. 組合

記載すべき重要なものはない。

3. 役員及びその近親者

記載すべき重要なものはない。

XI. その他の注記

記載すべき重要なものはない。



4 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
資 産 の 部	1. 現金及び預貯金		168,942	176,967	167,134	150,946	190,089
	2. 金銭の信託		155,773	171,259	189,047	214,492	229,645
	3. 金銭債権		45,000	38,000	36,000	65,000	146,000
	4. 有価証券		2,321,094	2,413,303	2,575,535	2,650,989	2,603,142
	5. 貸付金		7,057	8,249	7,641	6,773	5,613
	6. 運用不動産		3,922	3,085	1,953	1,835	1,832
	7. その他の運用資産		137,029	134,604	131,948	129,492	127,172
	8. 再共済勘定		2,602	2,211	2,370	1,846	2,037
	9. 業務委託勘定		1,634	1,697	1,664	1,653	1,724
	10. 業務受託勘定		371	360	82	80	76
	11. その他共済資産		15,521	15,251	17,233	16,996	18,280
	12. その他事業資産		154	1	—	—	—
	13. 前払費用		530	699	348	292	310
	14. 未収収益		11,512	11,985	12,471	12,555	12,501
	15. その他資産		10,498	11,348	2,497	2,416	2,676
	16. 業務用固定資産		64,941	63,075	62,987	62,701	63,486
	17. 関係団体等出資金		5,631	5,608	5,936	6,106	6,393
	18. 繰延税金資産		164,469	176,457	184,885	191,126	202,771
	19. 貸倒引当金		△234	△229	△193	△190	△185
資産の部合計			3,116,448	3,233,931	3,399,538	3,515,108	3,613,564
負 債 の 部	1. 共済契約準備金		2,764,097	2,862,445	2,947,694	3,012,692	3,080,600
	2. 再共済勘定		2,496	2,643	2,568	3,375	3,519
	3. 業務委託勘定		1,044	633	566	649	581
	4. 業務受託勘定		314	336	78	85	85
	5. その他共済負債		32,444	33,819	33,534	29,579	30,588
	6. その他事業負債		73	4	—	—	—
	7. 借入金		91	71	57	36	22
	8. 前受収益		30	37	39	33	32
	9. 未払費用		8,912	8,904	8,697	9,389	8,811
	10. 未払利息		0	0	0	0	0
	11. その他負債		24,873	27,892	33,813	29,186	26,409
	12. 引当金		38,044	23,771	25,256	26,371	25,864
	13. 価格変動準備金		21,900	26,240	32,688	42,484	50,024
負債の部合計			2,894,319	2,986,792	3,084,991	3,153,877	3,226,536
純 資 産 の 部	1. 会員資本		234,081	243,612	305,304	336,472	361,500
	(1) 出資金		142,471	142,596	180,715	181,223	181,732
	(2) 剰余金		91,610	101,017	124,590	155,248	179,769
	① 法定準備金		34,329	34,629	36,511	41,696	47,950
	② 任意積立金		54,579	55,311	59,388	77,872	98,162
	③ 当期末処分剰余金		2,703	11,077	28,691	35,681	33,657
	(うち当期末剰余金)		△14,015	9,406	25,921	31,266	24,520
	2. 評価・換算差額等		△11,952	3,527	9,243	24,759	25,528
	純資産の部合計		222,129	247,139	314,547	361,231	387,028
負債及び純資産の部合計			3,116,448	3,233,931	3,399,538	3,515,108	3,613,564

5 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常損益の部	経常収益		718,588	675,305	690,379	701,304	692,712
	1. 共済掛金等収入		640,974	598,866	611,279	605,363	600,734
	(1) 受入共済掛金		590,729	586,393	600,506	595,919	590,760
	(2) 受入再共済金		47,771	10,318	9,022	7,634	8,322
	(3) 受入返戻金		38	45	51	52	57
	(4) 受入受託手数料		2,436	2,111	1,699	1,758	1,595
	2. 共済契約準備金戻入額		26,262	26,504	25,785	40,109	36,864
	(1) 支払備金戻入額		4,764	—	—	2,950	—
	(2) 割戻準備金戻入額		21,498	26,504	25,785	37,160	36,864
	3. その他事業収入		846	412	—	—	—
	(1) 介護事業収入		728	360	—	—	—
	(2) その他の事業収入		117	52	—	—	—
	4. 資産運用収益		49,450	48,654	51,969	54,585	53,859
	5. その他経常収益		1,056	869	1,347	1,246	1,255
	(1) 受取出資配当金		149	99	120	108	116
	(2) 受取賃貸料		588	660	734	728	747
	(3) 年金払特別受入		—	—	181	34	84
	(4) その他の経常収益		319	111	313	376	309
	経常費用		681,673	643,010	602,525	610,230	610,847
	1. 共済金等支払額		473,621	427,089	419,500	418,351	419,494
	(1) 支払共済金		387,914	334,833	330,886	321,670	322,859
	(2) 支払再共済掛金		19,328	20,373	21,389	20,257	21,085
	(3) 支払返戻金		44,768	45,294	41,323	39,079	38,560
	(4) 支払割戻金		21,447	26,419	25,699	37,160	36,864
	(5) 支払その他費用		165	171	203	186	127
	2. 共済契約準備金繰入額		89,254	99,112	60,458	67,620	66,278
	(1) 支払備金繰入額		—	518	5,772	—	5,881
	(2) 責任準備金繰入額		89,223	98,577	54,669	67,603	60,385
	(3) 割戻金据置利息繰入額		31	17	17	17	12
	3. その他事業費用		39	16	—	—	—
	(1) 介護事業費用		16	8	—	—	—
	(2) その他事業費用		22	8	—	—	—
	4. 資産運用費用		3,866	1,166	1,231	1,237	1,989
	5. 事業経費		114,565	115,318	120,980	122,599	122,667
	(1) 人件費		45,435	45,415	47,993	48,056	47,810
	(2) 物件費		55,167	56,219	59,606	60,809	61,243
	(3) その他諸経費		991	1,001	1,123	1,097	1,091
	(4) 支払委託手数料		12,973	12,683	12,257	12,637	12,523
	6. その他経常費用		327	308	357	423	419
	(1) 寄附金		258	295	343	376	393
	(2) その他の経常費用		70	13	14	47	26
	経常剰余金		36,915	32,295	87,854	91,075	81,865
特別損益の部	特別利益		3	14,934	8	94	—
	(1) 固定資産売却益		—	7	1	6	—
	(2) 引当金取崩益		—	—	—	—	—
	(3) 厚生年金基金代行返上益		—	14,908	—	—	—
	(4) その他特別利益		3	19	8	88	—
	特別損失		5,426	6,254	8,363	10,239	8,797
	(1) 固定資産処分損		310	63	152	43	90
	(2) 不動産圧縮損		0	—	7	—	—
	(3) 減損損失		120	1,489	1,077	—	3
	(4) 価格変動準備金繰入		2,000	4,340	6,448	9,796	7,540
	(5) リース解約損		—	—	6	0	—
	(6) 地震等災害見舞金		—	—	—	—	673
	(7) 平成28年熊本地震臨時費用		—	—	—	—	471
	(8) その他特別損失		2,996	362	673	399	20
	税引前当期剰余金		31,491	40,975	79,500	80,930	73,068
	法人税等		20,121	23,797	26,342	24,203	21,995
	法人税等調整額		△341	△17,968	△10,636	△12,026	△11,943
	割戻準備金繰入額		25,726	25,740	37,872	37,487	38,495
	当期剰余金		△14,015	9,406	25,921	31,266	24,520
	当期首繰越剰余金		762	803	1,046	2,794	2,127
	会計方針の変更による累積的影響額		—	—	—	△607	—
	会計方針の変更を反映した当期首繰越剰余金		—	—	—	2,187	—
	任意積立金取崩額		15,956	868	1,723	2,228	7,010
	当期末処分剰余金		2,703	11,077	28,691	35,681	33,657

6 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
当期未処分剰余金	2,703	11,077	28,691	35,681	33,657
任意積立金取崩額	—	—	18,688	—	—
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	—	—	—	—	—
事務能率積立金	—	—	18,688	—	—
剰余金処分額	1,900	10,030	44,585	33,554	31,505
法定準備金	300	1,882	5,185	6,254	4,905
利用高割戻金	—	2,348	—	—	—
社会貢献・国際連帯活動基金	—	300	300	300	300
事務能率積立金	1,100	2,300	—	—	—
災害救援活動・災害支援復興基金	500	200	1,000	700	1,300
地震等災害見舞金基金	—	—	6,000	9,000	3,000
経営諸リスク対応特別積立金	—	2,000	5,000	8,000	7,000
事業推進政策積立金	—	1,000	14,100	2,800	3,300
事業経営基盤整備積立金	—	—	13,000	6,500	11,700
次期繰越剰余金	803	1,046	2,794	2,127	2,152

(注) 次期繰越剰余金に含まれている生協法第51条の4の教育事業等繰越金は、2011年度140百万円、2012年度471百万円、2013年度1,297百万円、2014年度1,564百万円、2015年度1,227百万円です。

■利用高割戻金制度別内訳

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
風水害付火災共済	—	2,348	—	—	—
火災再共済	—	—	—	—	—
合 計	—	2,348	—	—	—

Ⅲ．子会社等の状況に関する事項

1 子会社等の状況

会社名	所在地	設立日	代表者氏名	当連合会の 議決権比率	主たる事業種目
株式会社 全労済システムズ	東京都八王子市別所 2-39-1 全労済情報センター4階	1973年5月7日	真岡 美明	100%	情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営
株式会社 全労済リブス	東京都府中市府中町 1-9 京王府中1丁目ビル5階	1990年3月22日	渡邊 顕治	100%	共済事業の保全業務
全労済アシスト 株式会社	大阪府吹田市広芝町 10-28 オーク江坂ビル3階	1981年11月16日	秋田 元次	100%	共済事業の保全業務・建物管理事業
株式会社 全労済ウィック	東京都渋谷区代々木 1-27-5 代々木市川ビル2階	1986年5月14日	筒井 一彦	99%	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業
株式会社 スペース・ゼロ	東京都渋谷区代々木 2-12-10 全労済会館内	1988年6月1日	原 日出夫	100%	ホール等文化教養施設の賃貸・保守・管理運営業務、広告宣伝等に関する業務
株式会社 ゼスト	大阪府大阪市鶴見区横堤 5-1-18	1982年9月14日	濱田 毅司	100% (8%)	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス

(注) ()の数値は、間接所有分を示します。



2 子会社等の直近事業年度における事業の概況

〈自2015年6月1日 至2016年5月31日〉(単位:千円)

		(株)全労済システムズ	(株)全労済リブス	全労済アシスト(株)	(株)全労済ウィック	(株)スペース・ゼロ	(株)ゼスト	合 計
I 損益の状況	1. 営業損益	(1)収益 8,081,392 (2)費用 7,997,349	2,957,078 2,894,950	3,391,792 3,313,852	2,918,094 2,857,714	346,800 346,148	251,934 250,992	17,947,093 17,661,007
	2. 営業利益	84,042	62,128	77,940	60,380	652	941	286,085
	3. 営業外損益	2,075	4,545	3,188	632	73	144	10,660
	4. 経常利益	—	—	—	4,902	164	2,403	7,469
II 貸借の状況	5. 特別損益	86,118	66,674	81,129	56,109	561	△1,317	289,276
	6. 税引前当期純利益	—	55,328	—	6,121	5,320	—	66,769
	7. 法人税等	—	107,977	10	6,121	6,330	—	120,440
	8. 当期純利益	86,118	14,025	81,118	56,109	△448	△1,317	235,605
III 資本等変動	9. 税引後当期純利益	30,436	4,437	29,791	22,436	3,771	545	91,418
	10. 当期純利益	55,682	9,587	51,326	33,673	△4,220	△1,862	144,187
	11. 流動資産	2,003,211	517,383	879,619	3,889,992	209,815	121,333	7,621,356
	12. 固定資産	186,848	514,352	558,994	223,167	23,911	5,367	1,512,641
IV 配当率(年%)	13. 繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
	14. 資産合計	2,190,060	1,031,735	1,438,613	4,113,159	233,726	126,701	9,133,998
	15. 流動負債	954,232	257,021	378,567	1,595,722	65,373	4,502	3,255,419
	16. 固定負債	23,230	100,391	235,958	1,248,109	43,958	10,968	1,662,617
V 負債の状況	17. 負債合計	977,462	357,413	614,526	2,843,832	109,332	15,470	4,918,037
	18. ①資本金	90,000	50,000	85,673	90,000	15,000	60,000	390,673
	19. ②その他資本剰余金	60,000	—	—	—	—	—	60,000
	20. 資本剰余金	60,000	—	—	—	—	—	60,000
VI 純資産の状況	21. ②利益準備金	41,247	1,750	9,300	21,400	3,750	6,000	83,447
	22. ア任意積立金	854,286	312,000	234,000	768,000	107,000	22,316	2,297,602
	23. イ繰越利益剰余金	167,062	310,572	495,114	389,927	△1,355	22,915	1,384,237
	24. その他利益剰余金	1,021,349	622,572	729,114	1,157,927	105,644	45,231	3,681,840
VII 純資産合計	25. ③利益剰余金	1,062,597	624,322	738,414	1,179,327	109,394	51,231	3,765,287
	26. (2)純資産合計	1,212,597	674,322	824,087	1,269,327	124,394	111,231	4,215,960
	27. 負債及び純資産合計	2,190,060	1,031,735	1,438,613	4,113,159	233,726	126,701	9,133,998
	28. 1. 当期首繰越利益剰余金	98,182	306,484	443,787	376,153	2,865	24,777	1,252,252
VIII 当期首繰越利益剰余金	29. (1)当期純利益	55,682	9,587	51,326	33,673	△4,220	△1,862	144,187
	30. (2)任意積立金の取崩	13,197	—	—	—	—	—	13,197
	31. 増加合計	68,879	9,587	51,326	33,673	△4,220	△1,862	157,384
	32. (1)利益準備金の積立	—	500	—	900	—	—	1,400
IX 期末繰越利益剰余金	33. (2)剰余金の配当	—	5,000	—	9,000	—	—	14,000
	34. (3)任意積立金の積立	—	—	—	10,000	—	—	10,000
	35. 減少合計	—	5,500	—	19,900	—	—	25,400
	36. 4. 当期末繰越利益剰余金	167,062	310,572	495,114	389,927	△1,355	22,915	1,384,237
X 配当率(年%)	37. 5. 配当率(年%)	0.00	10.00	0.00	10.00	0.00	0.00	—
	38. 6. 配当率(年%)	—	—	—	—	—	—	—

全労済Q&A

(2015年度決算版)

I 経営の健全性について

Q1 「経営の健全性」とはどのようなことですか。

A1 経営の健全性とは、①将来必要な責任準備金が積み立てられていること、②十分な自己資本(出資金等)を保有していること、③資産を安全に運用していること、などによって十分な支払保証資力を有しているかどうかということです。全労済では、消費生活協同組合として組合員(会員)が自ら拠出する組合員(会員)出資金の増強を進めた結果、異常危険準備金および価格変動準備金を加算した「修正自己資本比率」は21.9%(7,898億円)となりました。また、「実質純資産比率」は責任準備金の積み増しを行ったことなどにより45.5%(1兆6,443億円)となり、健全な状態を維持しています。

解説

(1) 全労済は資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っており、投機的な運用は行っておりません。また、貸付金の中で不良債権に該当するものはありません。全労済は、長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を純共済掛金式で積み立てており、チルメル式を採用している場合に比べ、十分な支払保証資力を保持しています。このほか、2008年度より財務基盤を強化

するとともに、逆ざやの早期改善や将来の長寿化への対応を目的として追加責任準備金を計上しています。また今後も想定を上回るリスク(金利・生存)の顕在化への対応として継続的に追加責任準備金の計上を行っていく予定です。

- (2) 全労済は総資産の10.7%の自己資本のほか、9.8%の異常危険準備金3,540億円、1.4%の価格変動準備金500億円を有しています。これらを合計した修正自己資本は、前年度より603億円の増加となり7,898億円、修正自己資本比率は21.9%となりました。また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より3,291億円増加し1兆6,443億円、実質純資産比率は45.5%と健全性が高まりました。
- (3) 剰余金については、東日本大震災や平成28年熊本地震のような自然災害リスクが巨大化する傾向にあり、より一層の担保力、リスク対応力の強化が求められることから、異常危険準備金、価格変動準備金に加えて、経営の健全性を高めるために任意積立金を積極的に積み立てています。
- (4) 全労済は危険分散のため火災共済、自然災害共済等で再共済を実施しています。なお自動車総合補償共済等については再保険会社へ出再しています。
- (5) 2015年度の経常剰余は、前年度と比較して92億円減少し、819億円となりました。経常剰余が減少した主な要因は、受入共済掛金や資産運用純益が減少したこと等によります。

■全労済の自己資本等の現状

(単位: 億円、%)

摘 要		金 額		自己資本比率		前 期 比 較	
		2014年度決算	2015年度決算	2014年度決算	2015年度決算	増減額	増減率
修正自己資本	会 員 資 本	3,349	3,603	9.5	10.0	254	7.6
	評価・換算差額	248	255	0.7	0.7	8	3.1
	小 計	3,597	3,858	10.2	10.7	261	7.3
	異常危険準備金	3,273	3,540	9.3	9.8	266	8.1
	価格変動準備金	425	500	1.2	1.4	75	17.7
	合 計	7,295	7,898	20.8	21.9	603	8.3
総 資 産 額		35,151	36,136	—	—	985	2.8

摘 要		金 額		実質純資産比率		前 期 比 較	
		2014年度決算	2015年度決算	2014年度決算	2015年度決算	増減額	増減率
実 質 純 資 産 額		13,152	16,443	37.4	45.5	3,291	25.0

II 資産構成について(貸借対照表)

Q1

全労済の資産構成について教えてください。

A1

2015年度の総資産は、運用資産の増加等により、前年度より985億円増加し3兆6,136億円となりました。

その内訳は有価証券等の運用資産が3兆3,035億円(91.4%)の他、業務用固定資産が635億円(1.8%)、その他2,466億円となりました。

運用資産の内訳は、現金および預金が1,901億円(5.3%)、有価証券が2兆6,031億円(72.0%)、金銭の信託が2,296億円(6.4%)、金銭債権1,460億円(4.0%)、貸付金56億円(0.2%)、運用不動産18億円(0.1%)、その他の運用資産1,272億円(3.5%)となっています。

※(%)は対総資産

解説

本資料「データ編」に掲載している貸借対照表の資産の部を見ていただければ、全労済の総資産の内訳が分かります。総資産3兆6,136億円のうち、91.4%が運用資産で、業務用固定資産は1.8%となっています。

Q2

負債とは何ですか。

A2

全労済における負債は、長期系共済の責任準備金が大半を占めています。

責任準備金は、共済掛金積立金2兆4,803億円(うち、追加責任準備金3,300億円)、未経過共済掛金1,029億円、異常危険準備金3,540億円の合計2兆9,372億円です。

解説

一般に負債は、未払金、借入金などの債務を表します。一般の企業では、これを流動(短期)負債に属する負債、固定(長期)負債に属する負債に区分することになっています。

しかし、全労済における負債の内容は、支払備金934億円、責任準備金2兆9,372億円、割戻準備金501億円からなる共済契約準備金3兆806億円が大半で、その他に価格変動準備金や引当金等があります。

III 経営状況について(損益計算書)

Q1

全労済の経営状況はどうなっていますか。

A1

2015年度の「経常収益」は共済掛金等収入6,007億円、共済契約準備金戻入額369億円、資産運用収益539億円、その他経常収益13億円で合計6,927億円となりました。

「経常費用」は共済金等支払額4,195億円、共済契約準備金繰入額663億円、資産運用費用20億円、事業経費

1,227億円、その他経常費用4億円で合計6,108億円となっています。

結果、「経常剰余」は819億円となりました。

解説

本資料「データ編」に掲載している損益計算書は、一事業年度の経営成績を明らかにするため、すべての収益とこれに対応する費用を記載しているものです。

■損益の状況

(単位:億円)

	共済掛金等収入	共済金等支払額	経常剰余	当期剰余金	当期末処分剰余金
2015年度	6,007	4,195	819	245	337
2014年度	6,054	4,184	911	313	357

Q2

経常費用の「責任準備金繰入額」とは何ですか。

A2

当年度新たに積み増した責任準備金額です。2015年度は604億円積み立て、残高は2兆9,372億円となりました。

解説

全労済の2015年度の貸借対照表の負債の欄に「責任準備金2兆9,372億円」と記載されており、これは2015年度末において将来の共済金などの支払いのために2兆9,372億円を責任準備金として積み立てているということを意味します。

また、損益計算書の「経常費用」の欄に「責任準備金繰入額604億円」と記載されており、この「責任準備金繰入額」は、2015年度において責任準備金が604億円増加したことを表しています。

つまり、全労済は2015年度期首においては必要な責任準備金2兆8,768億円を積み立てており、2015年度末においては必要な責任準備金2兆9,372億円を積み立てているということがわかります。

また、事業年度によっては、満期を迎えた契約が多いなどの理由で、前年度末に必要な責任準備金に比べ、当年度末に必要な責任準備金の方が少なくなることもあります。このような場合には責任準備金の繰り入れを行わず、逆に戻し入れることになります。戻し入れた金額が損益計算書の「経常収益」の欄に「責任準備金戻入額」として記載され、「責任準備金繰入額」が記載されません。

Q3

全労済の割戻金はどうなっていますか。

A3

2015年度の組合員(契約者)への割戻金の総額は、385億円となりました。割り戻しについては、引き続き、今後発生が予想される東日本大震災や平成28年熊本地震のような大規模災害や高齢化に備えた支払財源の積み増し、自己資本等の増強とのバランスをとりながら実施していくこととなります。

解説

(1)長期生命共済・年金共済の契約者割戻金

予定運用益と資産運用実績の差額を割り戻す「利差割り戻し」については、新団体年金共済の予定利率1.25%の契約を対象として実施します。死亡率や事故発生率などの予定と実績の差額を割り戻す「危険差割り戻し」については、個人長期生命共済で実施します。

(2)短期生命共済の契約者割戻金

団体生命共済およびこくみん共済で「危険差割り戻し」を実施します。

(3)利用高割戻金

将来の巨大災害に備えた積み立てを優先させていただくことから、見送りとさせていただきます。

(4)2015年度割戻金の総額

割戻金総額は、損益計算書の「割戻準備金繰入額」に記載された金額と、本資料「データ編」の「剰余金処分計算書」の中に記載された利用高割戻金の合計額となります。

2015年度の組合員(契約者)への割戻金総額は、割戻準備金繰入額385億円となります。

■割戻金(総額)の推移

(単位:億円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
割 戻 金	257	281	379	375	385

Ⅳ 資産運用について

Q1 運用資産の状況はどうなっていますか。

A1 2015年度末の運用資産残高は、前年度末比840億円増加の3兆3,035億円となりました。

解説

全労済では、長期共済等の資金を運用するにあたっては、公社債を中心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

2015年度は、国内金利の低位推移を鑑み、公社債の積み増しを抑制する一方、為替リスクに留意しつつ相対的に利回りの高い外国証券の取得をすすめました。

Q2 運用の成果について教えてください。

A2 資産運用純益は519億円、運用利回りは1.61%となりました。

解説

2015年度は、期初より超長期の公社債を中心に取得をすすめましたが、マイナス金利政策導入後は、大幅に金利が低下したことから新たな積み増しを抑制しました。一方、為替リスクに留意しつつ相対的に利回りの高い外国証券を取得し利息配当収入を確保するなどしたものの、資産運用純益は前年度比15億円減少の519億円、運用利回りは1.61%となりました。

■資産運用成果

(単位: 億円、%)

摘 要	2014年度	2015年度	増 減
資産運用純益	533	519	△ 15
運用利回り	1.70	1.61	△ 0.09P

Q3 貸付金の状況はどうなっていますか。

A3 貸付金は契約者貸付金等で、2015年度末の残高は56億円です。一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

解説

貸付金のなかで「リスク管理債権(不良債権)」に該当するものはありません。

Q4 資産運用には何か制限があるのですか。

A4 生協法により、運用対象および量に一定の制限が設けられています。

解説

全労済の資産運用は、その負債の性格から特に安全性が求められています。

生協法では、一般企業向けの貸付などが認められていないほか、運用資産についてはその保有量に限度が設けられており、株式等や外貨建資産はそれぞれ運用資産全体の30%以内となっています。また、投機的運用および投機取引は禁じられています。

Q5

日本銀行のマイナス金利政策導入による資産運用への影響を教えてください。

A5

マイナス金利政策の影響により、長期金利（10年国債利回り）はマイナス圏で推移しており、超長期の国債についても大幅に金利が低下しています（債券価格は上昇）。

全労済は、公社債を中心とした堅実な資産運用を基本としており、この低金利環境が長引けば、新たに取得する公社債については、低い利回りでの取得を余儀なくされ、資産全体の利息収入が減少していくなどの影響が見込まれます。

したがって、公社債の取得にあたっては、金利水準の動向を注視しつつ将来の金利上昇の可能性なども想定しながら慎重に行います。また総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指していきます。

解説

日本銀行のマイナス金利政策とは、2016年1月の金融政策決定会合において決定され、民間金融機関から預かる当座預金の一部に初めてマイナス金利（ $\Delta 0.1\%$ ）を適用するものであり、同年2月から実施されています。

民間金融機関は、日本銀行に預けたお金に対して金利を支払うことになるため、企業や個人に対する貸し出しを強く促進することが見込まれます。これにより経済が活性化し、日本銀行が掲げる2%の「物価安定の目標」を早期に実現することを目指したものです。



資料集

CONTENTS

1. 「Zetwork-60(略称:Z-60)」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～	102
2. 協同組合のアイデンティティに関するICA声明	104
3. ICAの10年計画(ブループリント)	104
4. 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想	105
5. 協力団体数および地域推進員数	108
6. 全労済略年史	109
7. 所在地一覧	116
8. 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧	123
9. (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター	124
10. (株)ゼストの介護サービス事業所	124
11. (社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所	124
12. (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所	124
13. 各種お問い合わせ・連絡窓口	125

1 「Zetwork-60(略称:Z-60)」～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

I.「Zetwork-60(略称:Z-60)」の位置付けと最重点目標

(1)位置付け

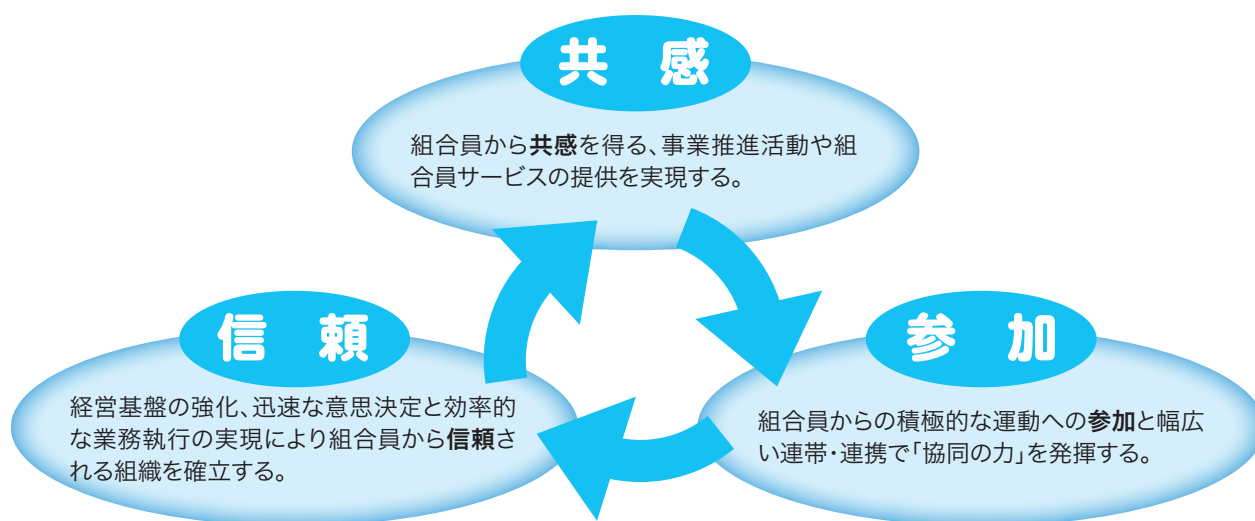
「2009年度～2013年度中期経営政策」の達成状況と全労済を取り巻く環境を踏まえ、「**健全な事業基盤を確立し、常に組合員から信頼され、安心を提供できる組織**」であり続けるための中期的な経営方針として位置付けます。

(2)最重点目標

2017年に60周年を迎える全労済は、「Zetwork-60(略称:Z-60)」の最重点目標として、「**事業の回復**」と「**常に健全な事業基盤の確立**」を掲げ「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」を前例にとらわれない強い意思で確実に実行し、〈60周年の全労済の姿〉を確立します。

II.〈60周年の全労済の姿〉

- 2017年に60周年を迎える全労済は、これからも組合員・協力団体の「共感・参加・信頼」を得て、より魅力的な「保障の生協」を目指します。
- 60年の歴史を糧に労働者福祉運動の原点に立ち返り、全労済の理念である「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」の実現を目指します。



■選ばれる組織となる

社会、組合員、協力団体から選ばれる“魅力的な全労済”となるため、「組合員が主体的に参加できる協同組合運動の展開」、「納得される共済商品の提供」や「期待に応える職員の育成」を実現する。

■ムダの無い効率的な組織を確立する

経営諸リスクに対応する積立と自己資本の強化、効率的な組織機構・運営と事業費構造を実現する。

「共済商品」とは

【共済制度】、【共済制度α要素(パンフレット改善、迅速な共済金支払など含む)】および【組合員サービス】の3つで構成するもの



Ⅲ. 全労済が取り組む「3つの改革」と組合員・協力団体の皆さまへの「6つの約束」

全労済は、4年間で「3つの改革」をやり遂げ、組合員・協力団体にとってより魅力的な「保障の生協」となるため、「6つの約束」を果たします。

【全労済が取り組む3つの改革】

事業構造改革

組合員・協力団体から選ばれる共済商品の提供や利便性向上に向けて事業推進体制の整備をすすめるとともに、事業の健全性・安定性のさらなる向上を目指した改革を実行します。

組織改革

組合員・協力団体のニーズを事業に反映し迅速な対応ができる組織づくりと、限られた資源のなかで組合員・協力団体に対して最大の効果が発揮できる業務執行体制への改革をすすめます。

意識改革

生活協同組合としての全労済の価値を認識して運動を実践するとともに、改革をやり抜く強い意識をもった人材育成をすすめます。

【組合員・協力団体の皆さまへの「6つの約束」】

- 1 組合員・協力団体の皆さまが納得・満足できる共済制度を提供し、簡単、便利で分かりやすく、確かな安心を届けます。
- 2 組合員の皆さま一人ひとりの声を全労済の運動・事業に反映し、組合員満足を高めるしくみづくりをすすめます。
- 3 組合員の皆さまが全労済の一員であることに誇りを持てる、協同組合らしい社会に貢献する取り組みを実践します。
- 4 超大規模な自然災害の発生等、さまざまな経営リスクに対して、常に健全で安定した事業運営を可能とする態勢の構築と事業基盤の確立をはかります。
- 5 組合員・協力団体の皆さまに信頼され続ける組織であるために、魅力的な人材の育成と前例にとらわれない内部改革に取り組めます。
- 6 全労済だけでは成し遂げることのできない課題の実現に向けて、協同組合間の幅広い連帯・連携の強化をさらにすすめます。

2 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995年9月、ICA(国際協同組合同盟)100周年記念全体総会で、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」が採択されました。これは、21世紀の世界の協同組合の活動指針となる新しい協同組合原則です。

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

《第1原則》

自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

《第2原則》

組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

《第3原則》

組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のためその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする

・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
・組合員の承認により他の活動を支援するため

《第4原則》

自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

《第5原則》

教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

《第6原則》

協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

《第7原則》

コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

3 ICAの10年計画(ブループリント)

ICA(国際協同組合同盟)は、2012国際協同組合年(IYC)のクロージングイベントとして開催されたICA臨時総会で、2020年までに協同組合が達成すべき目標を定めた「協同組合の10年に向けたブループリント」を公表しました。

この計画の中で、(1)経済・社会・環境の持続可能

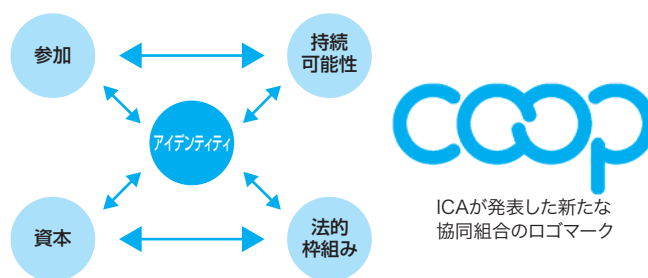
性において認知されたリーダーとなる、(2)人々に最も好まれるモデルとなる、(3)もっとも急速に成長する事業形態となる、という3つの目標を掲げています。この目標を達成するために、互いに関係し合う5つの分野における戦略課題を提起しています。



1. 組合員としての、またガバナンスへの**参加**のレベルを引き上げる
2. 協同組合を**持続可能性**の構築者と位置づける
3. 協同組合のメッセージを構築し**アイデンティティ**を確立する
4. 協同組合の成長を支援する**法的枠組み**を確保する
5. 組合員による管理を保障しながら、信頼性のある協同の**資本**を確保する

2013年のケープタウン総会で、ICAは「協同組合の10年に向けたブループリント」の実践として、協同組合のアイデンティティを形にするため、新たな協同組合のロゴマークを発表しました。また、「協同組合の

資本に関するブルーリボン・コミッション」を結成し、資本戦略の成功モデルに関する世界的な調査に着手しています。



4 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想

この構想（通称「21世紀構想」）は、21世紀における共済協同組合の発展を期して、1997年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認されたもので、全労済グループから各共済協同組合に対して、広く提言を行ったものです（この構想は、その後の情勢変化や課題の進捗状況などを踏まえ、2005年6月に、必要な補強を行いました）。

全労済グループからの提言

日本の共済事業は各種協同組合法にもとづく共済団体の他、政府の災害補償法にもとづく共済団体や地方自治法にもとづく共済団体などで実施され、組合員数はのべ6,638万人（日本共済協会ファクトブックより）を超え、多くの国民は何らかの形で共済にかかわっているものと推定され、事業実績も増大し多分野の共済種目がそろい、今日において共済は組合員の生活設計の中で必要不可欠なものとして定着しつつあります。

社会・経済の構造的な変革の時代がおとずれる中で、生活者本位の経済、人間と自然と共生し続けることが可能な社会へ向かう新しい社会システムへの模索が始まっています。

こうした変化に対応し、社会的な位置を占める存在となった共済協同組合が、組合員のライフプランに密着した的確な活動をすすめて、事業と運動の実践を通じて組合員への責任を果たし発展していくためには、従来の体質から脱皮し新しい時代に適応していくことが不可欠です。

一方、保険業法の改正、日米包括経済協議、金融政策などの影響を受けた国内生損保は、競争力の維持拡大に向け、また、外資系生損保・新規参入保険会社は事業の拡大をめざし、連携・提携・統合および合併による合従連衡が展開され、結果的に国内生損保とも6～8グループ（社）に収斂されました。共済協同組合は、このような淘汰や業界再編などの波を乗り越え、再び競争力をとりもどしつつある生損保業界や外資系生損保と真正面から競合しなけ

ればならないという、大きな試練の時期を迎えています。

共済協同組合は、その生い立ち、根拠法、所管行政庁が異なっていることから、個々の団体ごとに事業展開がはかられていますが、保険業界に対抗し共済（協同組合保険）の優位性を確保していくためには、個々の事業体の枠を超えてその態勢づくりをすすめることが必要と考えます。

そのためには、共済協同組合の大同団結は急務であり、全労済グループは日本の共済協同組合の協調・連帯を広く社会に提言するものです。

規制緩和、自由化や新たな競合の大きな流れが避けられない事実であるとすれば、むしろこれをチャンスとして情勢変化に的確に対応することが、共済協同組合が生き残り発展する道であると強く確信し、当面次のことを提案するものです。

- (1) さらなる共済団体の連携と協調をはかりつつ日本共済協会に結集し、日本共済協会のリーダーシップのもとに新たな競合に対応した取り組みを早急に具体化する。
- (2) そのテーマとして、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能の確立、必要な法制度の改革の二点をすすめる。

国際的な協同組合と情勢認識

ICA（国際協同組合同盟）は、1995年9月の100周年大会・総会において、新しい「協同組合の原則」などを決定しました。それらは、急速に変化を続ける社会における協同組合運動の基本的目的を再検討したうえで、21世紀に向けて協同組合はどのような役割を果たさなければならないか提起したものです。

「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」では、協同組合の課題と役割について具体的に述べられています。また、近年では、「持続可能性」という新しい課題に対して、歴史的に地域社会の中で組合員のくらしや仕事に関わる課題に取り組んできた協同組合への期待が高まっています。

1. 協同組合の直面する課題

協同組合は、これまでの歴史からみて、現在非常に困難な挑戦に直面しています。

- (1) 先進工業地域では、市場経済の急速な拡大・経営組織の革新・情報通信の発達などにより、資本主義的企業を根底からゆり動かす変化が生じています。協同組合は、これに伴う競争の激化と生き残るための対応を求められています。
- (2) 急激な経済変動が起きた国では政府の国民経済における役割が削減され、政府の支援に頼ってきた協同組合ではこれに対応できない状況に陥っています。
また、東欧など国家機関となっていた協同組合は新しい建設が必要となり、古くからの工業国でも政治的支持には依存できず、協同組合の自立が必然的になっています。
- (3) こうした外部世界からきている深刻な脅威や競争に対し、協同組合の存在意義と役割をより一層明瞭に発揮すべきことが必要となっています。

2. 協同組合の役割

所有と管理が民主的に行われる協同組合は、資本のコントロールする企業や政府の関与する事業とは違う「事業体」です。

その参加と民主主義を基礎とした事業運営と活動を通じて、特に次の傾向に関与し、人々の経済的・社会的生活の向上とその解決を大きく助ける役割を持っています。

- (1) 人口の増加
これに伴う基本的必需品である、食料・住宅・雇用・保健施設などの協同生産や購入に対して。
- (2) 経済力の集中
経済力が世界中の富豪の手に集中し、これにより世界のすべての国で貧困が国際的問題となることに対して。
- (3) 地球規模の環境悪化
人口圧力、制御できない資本の運動や生産、大量消費などによる、環境の危機に対して。
- (4) コミュニティの困難
高出生率と移民などによるスラム化や若年層の失業、工業化された地域での都市の社会不安の増大など、市民社会の問題に対して。
- (5) 若い人々の問題
多くの若い人々が、結果として貧困化した未来と雇用などの制限された機会に直面していることに対して。

3. 協同組合と「持続可能な開発目標」

国連は、2015年9月の総会で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。このアジェンダは、2030年を目標年次として、すべての国と関係者が「持続可能な開発目標」達成のために実行すべき行動計画です。この中で、民間セクターの中の多様な行動主体の一つとして、協同組合が掲げられています。

日本における協同組合の動向と課題

日本における協同組合も、世界的な状況と異なっているわけではなく、次のような課題に直面しています。

1. 産業構造や事業基盤の大規模な変化への対応

日本における農協・漁協・生協・中小企業などの協同組合は、分野別に形成されてきましたが、農漁業・農村などは基盤縮小などの大きな変化が生じ、中小業者や都市勤労者の就業や雇用の形態も変化しています。

2. 高度成長の発展から低成長の時代への対応

協同組合もまた、経済活動の発展のなかで、事業と組織を拡大してきた面がありましたが、「右肩あがり」の成長を前提とすることは出来なくなっています。

3. 規制緩和や自由化への対応

日本の産業界における、法律・行政による規制や保護は、協同組合にとっても直接的な支援であったり、支援を受けない協同組合にとっては、他の企業との違いを鮮明にできるところでもありました。

しかし、規制緩和・自由化は、業界内の競争を促進するだけでなく、他業態、「根拠法の無い共済」（無認可共済）や海外への開放を含んだ市場競争を促進しています。また、規制緩和や自由化などの広まりから、共済協同組合においては、保険業法とのイコールフットリングを求める声が強まっています。

4. 事業と運動・組織の模索

この間、協同組合金融である信用組合の破綻や、住専問題の発生、一部生協の運営と事業の失敗などが生じています。

厳しい市場のなかで闘わざるをえない協同組合にとって、経営の近代化をすすめながら、協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。

また、少子高齢社会の到来による日本の経済・社会システムの転換期に、協同組合だからこそできる事業と運動を通じて、人間らしい暮らしの創造を、どう高めていくのかも急がれる課題です。

5. 各協同組合などの連携と協同の促進

こうした情勢の下で、協同組合が営利企業との競争に敗北せず、よりよい社会と生活の改善に向け、社会的役割を一層発揮していくためには、次のような連携と新たな協同の発展形態が模索されなければなりません。

- (1) 農協・漁協・生協・中小企業等協組など、特定分野をこえた相互の連携と協同による社会的役割の発揮と、多様な結びつきと組織形態を用意すること。
- (2) 生産協同組合、福祉協同組合、環境生協など新たな分野を担う協同組合も含めた、機能と役割の



- 違った各種の協同組合の協同を促進すること。
- (3) 労働金庫など福祉事業団体と、今日段階における商品や付帯サービスなどの事業提携を促進すること。
- (4) 生活者のニーズに応え経済活動の一角を担うための事業領域の拡大を求め、適切な協調と競争がはかれるような、協同の機能づくりを可能としていくこと。
- (5) 各々の協同組合の協同と連帯は、分野別協同組合（例えば生協）の中で、また、その分野を越えてすすめていく必要があること。

共済協同組合の動向と課題

協同組合としての共通の問題を抱えながら、共済分野の協同組合としての独自の課題が存在します。

1. 規制緩和・自由化と共済協同組合

規制緩和・自由化の進展は、これまでの「護送船団」から、「大競争時代」へと転換されたことにより生損保に淘汰や業界再編をもたらしました。

しかしながら、この波を乗り越えた生損保は、再び競争力をとりもどしつつあります。

また、「根拠法の無い共済の契約者保護ルール」の導入に向けた保険業法の一部改正や、内閣府の「規制改革・民間開放推進会議」においても、米国・EU・生保協会などからも共済と保険業法とのイコールフットイング（競争条件の平等化）を求める声の高まりなど、共済への規制を求める動きが強まりつつあります。

2007年に予定されている金融機関の窓口における保険商品の全面解禁や、郵政事業の民営化に向けた動向など、共済協同組合を取り巻く環境については大変に厳しいものになると想定されます。

こうした新しい保険業界や金融の変化のなかで、共済協同組合としての重要な問題は、次のようにあげることができます。

- (1) 多くの場合、個々の組合やグループごとに分立した事業による事業基盤の不安定さ
- (2) 事業活動上の様々な規制による競争条件上の不利
- (3) 大規模災害などへの支払能力や、保険会社と比べての契約者保護規制の弱さなどからくる加入者サイドの不安感の強まり
- (4) 経営（マネジメント）の未熟さ、共済資金運用における経験の不足と弱さ

2. 法制度・行政制度と共済協同組合

- (1) 各協同組合法における「共済事業」の位置づけ、各協同組合事業のなかにおける規模などは千差万別であり、自治的にすすめることが可能であった反面、安定性を欠く要因ともなっています。
- (2) 共通する事業法を持っておらず、各協同組合法（組織法）と行政指導および自治規範によっているのが実態であり、保険会社における規制や安全確保制度などと比べて劣るというような指摘を受けやすく、また、事業規模などの拡大の阻害要因ともなっています。

- (3) 保険業との関係から、他の分野より協同組合間の共通項の多い共済事業ではあるが、監督行政庁間の思惑に左右されやすく、法や行政庁をまたぐ連携や協同がやりにくくなっています。

共済協同組合の大同団結の方向

これらの課題に対して、各協同組合が各々の経営努力により対応することが基本ですが、次のような点から、共済協同組合が大同団結することが、ますます重要となっています。

1. より強大な金融産業として集約化されつつある保険業界に対抗し、協同組合保険の優位性を確保し、明らかにしていくこと。
2. そのため、共済協同組合間の適正な競争を行いつつも、事業の安全性の確保、効率化の促進などのしきみを個々の事業体の枠を越えてつくりあげることによって、社会的信頼を高めていくこと。

全労済グループは、その基本方向を、次のように想定します。

1. 当面、実現をめざすもの

法制度や行政制度の大規模な改変を前提としない、各共済協同組合をまたぐ横断的な整備と再編などを実現する。

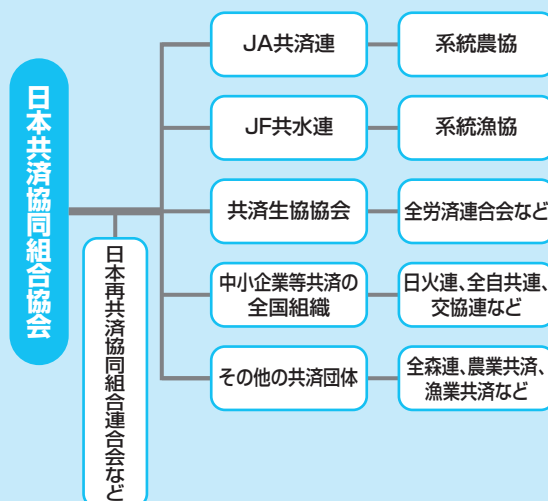
- (1) 日本共済協会の下に、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能を確立する。
- (2) 生協のなかにおいては、生協法改正を行いつつ、共済事業と共済生協の位置づけを整理し、共済生協共通の機関と再共済機構を確立する。

2. 将来的に実現をめざすもの

現在の根拠法である各協同組合法の改変と、共済協同組合法の新たな制度など、法制度や行政制度の大規模な改変を前提とした、21世紀における共済協同組合の連携組織の構築を実現する。

- (1) 日本における共済協同組合の唯一の横断的組織として「日本共済協同組合協会」を設立する。
- (2) 共済協同組合共通の再共済機構と組織を備える。

■共済協同組合の再編[概念図]



※共済協同組合全体の再共済・再保険（再々含む）機構
 （注）ここに記載されている内容については、当該共済生協と協議した結果ではなく、全労済の提言として表記したものです。

5 協力団体数および地域推進員数

(2016年5月末現在)

単位本部	協 力 団 体 数			地域推進員数
	職域団体	地域団体	合 計	
北 海 道	1,455	8	1,463	0
青 森	449	20	469	753
岩 手	393	0	393	43
宮 城	548	0	548	83
秋 田	519	160	679	0
山 形	549	9	558	280
福 島	771	7	778	26
茨 城	653	3	656	0
栃 木	551	0	551	0
群 馬	423	3	426	28
埼 玉	1,026	33	1,059	190
千 葉	662	24	686	0
東 京	3,202	17	3,219	60
神 奈 川	1,077	4	1,081	28
長 野	766	36	802	449
山 梨	288	7	295	0
静 岡	1,057	13	1,070	0
富 山	497	0	497	0
石 川	393	0	393	0
福 井	256	0	256	0
愛 知	852	20	872	0
岐 阜	429	30	459	0
三 重	479	6	485	0
滋 賀	267	0	267	0
奈 良	231	5	236	0
京 都	378	8	386	0
大 阪	1,335	21	1,356	0
和 歌 山	215	1	216	0
兵 庫	711	9	720	0
島 根	321	22	343	1
鳥 取	369	45	414	7
岡 山	606	5	611	8
広 島	716	0	716	0
山 口	630	0	630	0
徳 島	202	6	208	0
香 川	242	2	244	0
愛 媛	379	2	381	63
高 知	220	0	220	0
福 岡	698	5	703	0
佐 賀	220	12	232	0
長 崎	321	0	321	6
熊 本	386	3	389	129
大 分	378	8	386	0
宮 崎	346	0	346	0
鹿 児 島	276	26	302	0
沖 縄	203	0	203	0
自 治 労	2,484	0	2,484	0
森 林	3	0	3	0
た ば こ	13	0	13	0
全 水 道	120	0	120	0
統 合 計	29,565	580	30,145	2,154
新 潟	871	95	966	102
全 国 計	30,436	675	31,111	2,256



6 全労済略年史

※()内は月・日

1954	労働者共済、大阪より始まる ●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を設立(11.25) ●火災共済事業を開始(12.1)
1955	新潟、火災共済実施直後に大火 ●新潟福対協、火災共済事業開始(5.1) ●新潟大火で加入者多数被災(10.1) ●第2回福対協北信越・東北ブロック会議、共済事業の全国組織化を決議(11.10)
1956	全国組織結成へ胎動 ●共済問題で五者会議(中央福対協、総評、全労、日本生協連、労金協会)発足(2.15) ●魚津大火で加入者多数被災(9.10) ●全国労働者共済協議会設立(11.28)
1957	労済連、中央組織として誕生 ●全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)創立総会(9.29) ●この年、13都府県で労済設立、計20都道府県に労済結成(12.-)
1958	労済連、法人格を取得 ●生命共済事業を開始(3.1) ●消費生活協同組合法による設立認可を取得(5.17) ●8県で労済設立、計28都道府県に労済結成(12.-)
1959	各県加入者1万人達成を提唱 ●火災共済の異常危険準備積立金の損算入認められる(4.8) ●生命共済掛け捨て方式の事業認可を取得(7.15) ●第2回総会、小規模労済の解消、早期適正規模化をはかるため各県“加入者1万人達成”運動を提唱(6.13)
1960	労組産別共済で問題化 ●生命共済積立金方式の事業認可を取得(3.1) ●顧問・賀川豊彦氏逝去(4.23) ●理事会、産別共済問題小委員会設置を決める(7.19) ●総評大会、産別共済推進方式を決定(7.31～8.3) ●地下産業共済問題で「太田調整案」提示される(8.22) ●この年までに40都道府県で労済結成(12.-)

1961	総合共済開発方針を決定 ●火災再共済掛金の改訂を決定(3.7) ●第4回総会、“すべての活動を統一への基盤づくりに結合”を運動目標に設定、「総合共済」開発方針打ち出す(6.10) ●東京・新潟、火災共済最高限度額100万円認可獲得(8.-)
1962	総合共済の制度発足 ●総合共済事業を開始(3.1) ●厚生省、共済金の最高限度額を100万円まで引き上げる。同時に「消費生活協同組合共済事業運営要綱」を定める(3.20) ●ICA保険委員会(現ICMIF)への加盟決定(9.13) ●生命共済掛金の所得控除適用決まる(10.2)
1963	総会“組織統一”を決議 ●生命共済据置方式(略称・据置共済)を実施(3.1) ●総合共済事業認可を取得(5.1) ●第6回総会、全国組織統一を決議(6.14) ●機関誌「労働者の共済」創刊(12.10)
1964	労済の全国布陣完了 ●組織委員会、「労済の統一に関する答申」を提示(3.4) ●埼玉労済事業開始で労済組織の全国布陣完了(4.1)(本土復帰前の沖縄を除く) ●第7回総会、“地域進出”を運営目標に掲げる。統一マーク、会館建設を議決(6.11～12) ●新潟福対協、新潟地震被災組合員に1億1千万円の見舞金(7.-)
1965	団体生命共済を実施 ●総合共済大型制度(100～200円型)実施(2.1) ●団体生命共済事業実施(10.1)、掛金の所得控除適用決まる(10.15)
1966	火災共済限度額認可で新基準 ●厚生省、火災共済の最高限度引き上げの新基準を提示(3.16)

1967	地域統合と制度統一方針打ち出す ●東京・埼玉・組織統合協定に調印(3.31)、中央労済連発足(8.1) ●交通災害共済事業開始(4.1) ●労済会館、西新宿に完成(6.8) ●厚生省、火災共済事業で時価主義・告知義務を各知事に通達(7.15) ●労済連、創立10周年記念式典(10.17)
1968	「労済事務センター」を設置 ●労済連と中央労済連、共同して「労済事務センター」を設置(4.1) ●第12回総会、医療保険改悪反対を決議(5.31) ●定期付養老生命共済(希望共済)事業開始(11.15)、掛金の所得控除適用決まる(12.6)
1969	1都8県が中央労済連に結集 ●中央労済連、8都県参加で統合総会、翌70年8月長野参加(3.12) ●第14回臨時総会、交通災害共済制度抜本改定の方針を決定(7.30) ●労済連元受事業として火災共済400万円を実施(11.1)
1970	交通災害共済再出発 ●第15回臨時総会、交通災害共済制度の抜本改定を決定(1.30) ●交通災害共済、制度を大幅に改定して再出発(4.1) ●第16回総会、“職場に地域に推進員を”の組織活動方針を決定(5.29～30) ●「交通事故をなくす会」に加入(12.-)
1971	2府2県が結集して近畿労済連創立 ●消団連に加盟して、消費者大会に参加(5.-) ●北部労済連合会結成総会(8.1) ●近畿労済連創立総会(8.25) ●労済連元受火災共済の限度額500万円に(10.-) ●沖縄県共済創立総会(11.1)
1972	全国統合で第2次構想案 ●第19回総会、全国組織統合第2次構想案を大綱の方向として承認 ●四国労済協議会結成総会(8.31)、以後、九州協議会(9.13)、中国連合会(9.25)、東海連合会(10.25)と結成総会続く ●火災共済、耐火構造料率を実施(12.1) ●厚生省、共済金額の最高限度の許可基準などを定め、各知事に通達(12.14)

1973	統合準備委員会が発足 ●第20回総会、「全国組織統合についての基本構想」を承認(7.31～8.1) ●全労済統合準備委員会が発足(9.17) ●火災共済限度額、元受700万円、再共済350万円認可取得(9.20) ●北陸労済連合会結成総会(9.25)
1974	限度額元受火災1,000万円へ ●限度額、交通災害300万円(再共済150万円)、元受火災1,000万円へ(9.1) ●単産共済連合会創立総会(9.27)
1975	統合総会を1年間延期 ●単産共済連合会、自動車共済事業を実施(1.13) ●団体生命共済限度額500万円への引き上げ認可取得(1.31) ●統合準備委員会、75年10月統合を延期(2.21) ●死亡共済金の相続税法上の非課税適用決定(3.31) ●労済の火災・生命共済掛金の所得控除、政令化される(4.1) ●希望共済限度額500万円認可取得(5.31) ●統合準備委員会、統合日を76年10月に設定(12.12)
1976	全国統合実現—新しい出発— ●第24回臨時総会、統合実施要綱を決定(6.30) ●第25回総会、統合にともなう定款改正を議決(7.30～31) ●「組織統合に関する協定」調印式、全労済設立発起人会発足(8.1) ●全労済創立総会、諸事業制度大幅改善(10.15)、11月以降各地方本部相次いで開設
1977	認可折衝で“生みの苦しみ” ●厚生省、火災共済限度額引き上げ認可の条件として「保険との按分調整」を提示(3.14)以来、5月18日の第27回臨時総会における受け入れ決定に至るまで、組織を二分する激論が交わされる ●全国統合にともなう定款・事業規約認可(5.27) ●統合にともなう新制度発効(6.1) ●創立20周年記念式典(10.27) ●労済第2会館(調布市国領)竣工式(11.18)



1978	全国統合の定着に向けて ●理事会、組織・機関運営検討委員会答申内容と同委員会の解散を確認(3.30) ●3部会(統合・地域・単産)運営開始される ●衆院建設委、住宅金融公庫法一部改正案の議決に際し「公庫融資にともなう火災保険契約に共済も含めるよう改善に努める」とする付帯決議を採択(3.31) ●参院建設委も同様採択(4.11) ●第30回臨時総会、震災、病氣入院見舞金制度の方向確認(12.8)
1979	地域向け制度を開発 ●労働組合事故補償制度を発足(1.1) ●CO・OP組合員共済を実施(4.1) ●積立金付生命共済の事業を停止(5.31) ●元受火災共済限度額1,500万円への引き上げ認可(7.23) ●団体生命共済に病氣入院見舞金特約を付加(10.1)
1980	第1次長期計画、80年代の基本路線を決定 ●希望共済に病氣入院見舞金特約を付加(4.1) ●全国労働者自動車共済生協連合会(自動車共済連)発足総会(8.19) ●第33回総会、長期計画・第1期中期計画、総合機械化実施計画を承認(8.28~29) ●自動車共済連、全労済に加盟(9.17) ●理事会、地震見舞金支払基準を設定(12.11)
1981	統合残課題順次整備へ ●風水害等給付金付火災共済限度額3,000万円認可(8.22) ●第36回総会、統合事業運営要綱を決定(8.27~28) ●理事会・組織機構検討委員会、労働条件特別委員会を設置(9.17) ●連合会元受火災限度額2,500万円、団体生命限度額1,500万円、傷害特約限度額1,500万円への引き上げ認可(12.28) ●自動車共済限度額8,000万円へ引き上げ認可(12.-)

1982	“保障のあり方”で意思統一 ●自動車共済全都道府県で取り扱い開始(4.1) ●理事会、組織機構検討委員会答申、地震災害対策業務計画を承認(5.11) ●第38回総会、保障のあり方要綱、経営発展計画、火災再共済限度額3,000万円への引き上げを承認(8.27~28) ●中央推進会議発足(10.4) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会を設立、全国労働者団体共済会解散(11.20)
1983	こくみん共済事業開始 ●こくみん共済事業開始、自動口座振替制度を採用(5.1) ●短期総合システム稼働(7.-) ●第40回総会、第2期中期計画、ねんきん共済事業規約を決定(8.30~31) ●火災共済の掛金引き下げ・共済金分担支払制度実施、住宅災害審査基準の一本化を完了(10.1)
1984	ねんきん共済スタート ●理事会、資金運用規程を全面改正(1.19) ●ねんきん共済事業開始(4.1) ●自動車共済限度額、対人1億円、対物300万円に引き上げ(10.1) ●国際青年平和シンポジウム(パチカン)に参加(12.6~7)
1985	新会館設計で公開コンペ ●情報システム化推進会議発足(4.25) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「団体自動車共済」事業開始(6.1) ●第44回総会、火災共済限度額4,500万円への引き上げと制度内容の改善、団体生命共済、個人長期生命共済の改善を承認(8.29~30) ●全労済会館公開設計審査会でフジタ工業(株)一級建築士事務所松田正司氏の作品が最優秀に選ばれる(12.2)
1986	統合の経営組織を改革 ●こくみん共済加入者100万人突破(1.-) ●団体制度を扱う株式会社ウィックサービスを設立(5.14) ●諸制度を広範に改善、新希望者共済・医療共済・団体扱ねんきん共済(掛金建年金)を実現(6.1) ●全労済と自動車共済連、「運営一体化に関する合意書」に調印(11.20)

1987	全国センター構想実現へ ●自動車共済事業の組織形態に関し、厚生省・自動車共済連・全労済・単産共同事業体設立準備委員会の四者間で合意(2.23) ●親子ふれあいミュージカル「白姫伝説」全国公演(5.30～11.1) ●火災共済限度額4,500万円へ引き上げ・加入基準を改正して実施(6.1) ●自動車共済連臨時総会、全労済再共済連へ定款変更(8.19) ●自動車共済元受事業認可(10.29)、事業開始(11.1) ●情報処理システムの管理・運営を中心目的に株式会社全労済システムズ発足(11.4) ●全労済30周年記念式典(11.18) ●全労済再共済連発足(11.27)
1988	生活文化と情報発信をめざす ●生活文化の発信をめざして、(株)スペース・ゼロを設立(6.1) ●全労済トヨタ共済センター発足(10.18) ●全労済会館(渋谷区代々木)落成、資料センター開設(12.21) ●厚生省、「共済事業財務処理規則」「共済事業運営要綱」を改正(12.14)
1989	全国センター構想実現成る ●SFカード統一実施(3.1) ●第35回総会、風水害等給付金付火災共済の掛金引き下げ、終身共済事業規約の新設を承認(8.30～31) ●火災共済掛金の引き下げ認可(10.11) ●財団法人全国労働者福祉・共済協会(全労済協会)設立(11.28)
1990	第2次創業期時代の幕開け ●終身共済事業開始(6.1) ●第55回総会、社会的役割の強化と総合生活保障事業の展開を基本目標とする「第2次長期計画」「第1期中期計画」を設定、1990年代を第2次創業時代と位置付ける(8.30～31) ●自動車共済限度額、対人無制限、対物1,000万円に引き上げ(9.1) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「慶弔(自治体提携用)共済」事業開始(9.1) ●全労済会館、建築業協会賞を受賞(11.5)
1991	相次ぐ自然災害への対応 ●雲仙普賢岳噴火災害、「地震見舞金制度」最高250万円へ引き上げ(6.8) ●第57回総会、「第2次経営組織改革基本方針・総論」「経営成果の社会的還元(環境問題、高齢者社会問題助成事業)」を承認(8.29～30) ●「台風19号」災害で、57億円余を支払い(9.27) ●短期共済の制度改定、全制度にわたる横断的改定を実施(10.1)
1992	内部体制の充実へ努力傾注 ●理事会、ICA(国際協同組合同盟)加盟を決定、併せてJJC(日本協同組合連絡協議会)への加入を承認(2.5)、ICA執行委員会(5.18)、JJC委員会(4.10)、全労済の加盟申請を承認 ●全労済、全共連、共水連をはじめとする共済8団体により社団法人日本共済協会が発足(4.1) ●経営成果の社会的還元として、「環境」「高齢社会」問題に関する活動・研究を行う94団体に総額8,265万円を助成(6.11) ●全労済35周年記念式典(10.22) ●ICA東京大会(10.27～30)、ICMIF東京総会(10.21～23)
1993	90年代第2期中計がスタート ●第5回理事会、「第2次経営組織改革・基本方針」を決定(4.8) ●第60回総会、「第2期中期計画」を決定(8.26～27) ●火災共済限度額6,000万円へ引き上げ、個人長期生命共済の掛金改定を実施(10.1) ●自動車共済掛金改定、車種区分の導入を実施(12.1)
1994	自賠責共済実現をめざす ●「ヘルスケアシステム」宮崎モニター実験の開始(2.-) ●一時払いせいめい共済の加入停止(4.1) ●ねんきん共済限度額90万円へ引き上げ、掛金改定などを実施(8.1)
1995	「阪神・淡路大震災」救助活動 自賠責共済参入の途開かれる ●「阪神・淡路大震災」発生(1.17)支払いは、共済金31,826件・20億円余、見舞金63,474件・166億円余、合計95,300件・186億円余に ●「全労済情報センター」竣工(4.17) ●個人長期生命共済の予定利率引き下げ(6.1) ●自動車損害賠償保障法一部改正案、12月12日の衆院通過後、翌13日に参院で可決・成立し、全労済グループの自賠責共済参入への途開かれる
1996	「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 車両共済事業開始 ●全労済協会が「阪神・淡路大震災」1年目にあたり、全国紙を中心に意見広告「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を掲載(1.17) ●車両共済の加入受付開始(7.1) ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足(7.19) ●第67回通常総会開催、第3期中期計画などを決定(8.29) ●個人長期生命共済、終身共済および個人年金共済の予定利率引き下げ(10.1) ●インターネットに「全労済ホームページ」を開設(10.7) ●マイカー共済掛金を改定(12.1)



1997	「自賠責共済」事業開始 「国民会議」が内閣総理大臣にあて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を提出 ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」が内閣官房長官を通じて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を内閣総理大臣にあて提出(2.20) ●「ナホトカ号重油流出事故」への義援金として、全労済再共済連と共同で全漁連に義援金5,000万円を贈る(3.19) ●自賠責共済事業開始(4.1) ●長野パラリンピック冬季競技大会へ1,000万円を寄付(6.12) ●総合医療共済の入院共済金日額を1万円に引き上げ(8.1) ●「保険料や共済掛金の所得控除制度拡充のための署名活動」で300万人の署名を集約(8.1) ●全労済創立40周年記念レセプションを開催(8.27)
1998	「国民会議」の2,500万人署名が結実 「ホームヘルプサービス事業」開始 ●「国民会議」による2,500万人署名が大きな力となり、第142国会で「被災者生活再建支援法案」が成立(5.15) ●鳥取共済が事業統合に参加。43番目の県本部が誕生(6.1) ●アート・パラリンピック展を情報センターで開催(7.25～8.5) ●北海道札幌市で「ホームヘルプサービス事業」を開始(10.26) ●マイカー共済、運転者年齢条件に「30歳以上補償型」新設、ABS割引新設などの制度改定実施(12.1)
1999	「全労済21世紀ビジョン」を決定 新こくみん共済誕生 ●「自然災害被災者支援促進協議会」発足(1.12) ●第74回通常総会で「全労済21世紀ビジョン」を決定(8.26～27) ●「台風18号」災害で、39億円余を支払い(9.24) ●こくみん共済を16年ぶりに抜本改定(10.1) ●中央・近畿両労済連と全労済が合併(12.1) ●マイカー共済の総合補償タイプの新設、車両共済の車両損害危険限定損害補償タイプの新設など改定(12.1)
2000	自然災害共済の取り扱い開始 ●自然災害共済の取り扱いを開始(5.1) ●群馬県労生協および愛知労済が全国事業統合に参加(6.1) ●総合医療共済の高度先進医療費用共済金の新設、総合医療共済・せいめい共済の「10年超の共済期間」の新設など改定(6.1) ●全労済本部がISO14001を取得(12.17)
2001	介護保障付総合医療共済の取り扱い開始 ●こくみん共済が改定後、新規加入100万人を突破(7.1) ●第79回通常総会で「第2期計画」を設定(8.30～31) ●介護保障付総合医療共済の取り扱いを開始(10.1) ●本部事務局機構の改革で本部制の導入(10.1)
2002	「21世紀経営改革方針」を決定 ●こくみん共済が、2002年2月末で保有契約件数が500万件を突破(2.28) ●団体生命移行共済の取り扱い開始(6.1) ●第83回通常総会で「21世紀経営改革方針」を決定(8.30) ●全労済創立45周年記念レセプションを開催(8.30) ●「21世紀経営改革方針」の先行実施課題として、本部事務局機構の改革を実施(10.1) ●車両のオールリスクタイプの新設など、マイカー共済改定(11.1)
2003	こくみん共済が発売20周年に ●組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を全国的に創刊(1.-) ●全国組織機構の再編、事業本部の発足(4.-) ●こくみん共済発売20周年(5.-) ●火災共済借家人賠償責任特約の取り扱い開始(6.1) ●大分県総合生協が全国事業統合に参加(6.1) ●火災共済の一部改定(10.1)
2004	「労働者共済運動」が大阪の地に発祥し50年 ●こくみん共済の一部改定(1.1) ●システム21稼働(1.-) ●団体生命共済の改定(1.1) ●こくみん共済が2004年5月末で保有契約件数600万件加入目標達成(5.31) ●業務センター設立(6.1) ●全国組織事業本部設置(6.1) ●「(財)全国勤労者福祉・共済振興協会」(全労済協会)が発足(6.1) ●森林労連共済が全国事業統合に参加(6.1) ●自動車共済全国事業本部発足(10.1) ●5単産・再共済との自動車共済事業統合(10.1) ●自動車総合補償共済の改定(10.1) ●自治労長期共済の契約移転(10.1) ●個人年金共済の掛金等の改定(10.1) ●度重なる台風や新潟県中越地震(10.2)など大規模な自然災害の多発により、135千件、259億円にのぼる共済金等を支払う ●労働者共済の発祥から50年(11.25) ●新長期生命共済(第一期プラン)の開発(12.1)

2005	全国組織機構改革・事業本部再編実施 ● 自然災害共済の改定(4.1) ● 第93回通常総会で「第4期計画」を設定(8.30～31) ● 役員制度改革実施(9.-) ● 全国組織機構改革・事業本部再編実施(9.1) ● こくみん共済の6年ぶりの大幅改定(10.1)
2006	職域事業本部発足 全労済ぐりんぼうを開設 ● 「全労済お客様相談係」を新設(1.1) ● マイカー共済の一部改定(2.1/8.1) ● 「全労済ライフサポートサービス」を開始(4.1) ● 新長期生命共済〈第二期プラン〉の開発(5.1) ● 職域事業本部発足(6.1) ● 全たばこ生協が全国事業統合に参加(6.1) ● 全労済ホームページ上にて、「お客様の声」にもとづく業務改善の取り組みと主な改善の結果の報告を開始(11.27) ● 全労済ぐりんぼう尼崎(第1号店)を開設(12.6)
2007	全労済創立50周年を迎える たすけあい未来につなぐNEXT50 ● 団体生命共済の改定(1.1) ● 「全労済創立50周年ページ」を開設(1.12) ● こくみん共済の改定(4.1) ● ホームページ上の「共済金事故受付専用ページ」にて共済金をご請求いただく際の必要書類提供を開始(4.2) ● 耳や言葉の不自由なお客様向け自動車事故受付サービスを開始(7.10) ● 「平成19年新潟県中越沖地震」にともなう義援金として新潟県に1,000万円贈呈(8.10) ● 第99回通常総会で「あたらしい全労済の理念」制定(8.29～30) ● 50周年記念事業の一環で、国際協同組合保険シンポジウムを開催(8.30) ● 「全労済創立50周年」(9.29) ● 共済に関する紛争の裁定または仲裁を行う(社)日本共済協会「共済相談所」の利用開始(10.1)
2008	新生協法施行 ● 社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施(1.1) ● 共済金支払いに関する自主的な調査結果についての報告(1.18) ● 新生協法の施行(4.1) ● マイカー共済の内容充実と総合的な掛金の改定(4.1) ● 団体生命共済の改定(6.1) ● クリック募金により4つの団体に総額1,120万円を寄付(6.30) ● 自動車分解整備事業者(自動車指定工場)および一部の労働金庫にて共済代理店開始(10.1)

2009	「2009年度～2013年度 中期経営政策」の策定 ● こくみん共済の改定(1.1) ● 「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表(3.24) ● 全国の労働金庫にて共済代理業務開始(4.1) ● 労働者傷病見舞金制度を開始(4.1) ● 「いきいき応援」の取り扱い開始(6.1) ● 第103回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)
2010	自然災害共済「大型タイプ」の新設 ● 「平成21年度日本版顧客満足度指数調査」において、損害保険(共済)業界1位、生命保険(共済)業界で2位の評価(3.16) ● 自然災害共済の「大型タイプ」の新設(4.1) ● 保険法の施行(4.1) ● 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言(8.26) ● 新団体年金共済の取り扱い開始(12.1)
2011	「東日本大震災」へ総力を結集 こくみん共済に新たな保障タイプ・プランを新設 ● 「東日本大震災」発生後、直ちに「災害対策本部」を設置(3.11) 迅速に全国的な調査活動体制を構築し、延べ約35,700人にのぼる役職員が、被災組合員へのお見舞いと被害調査活動を展開(2015年7月末現在) 共済金等のお支払いは件数で350,192件、金額で1,273億円に(2016年8月末現在) ● こくみん共済の改定(4.1) ● コンタクトセンター札幌・福岡の開設(6.1) ● 自治労共済、全水道共済が全国事業統合に参加(6.1)
2012	住宅損害受付センターの開設 ● 東日本大震災復興支援チャリティーコンサートを開催(3.5) ● 共済金センター(大阪)の開設(4.1) ● こくみん共済の改定(5.1) ● 住宅損害受付センターの開設(6.1) ● 「2012全労済地域貢献助成事業」に東日本大震災復興支援特別枠を設定(7.-) ● 2012国際協同組合年 ● 東日本大震災の被災地や避難者の子どもたちの心のケアと健全育成を目的に「読み聞かせリレープロジェクト」を開始(11.-) ● マイカー共済の改定(12.1)
2013	こくみん共済30周年 ● インターネットサービス「マイページサービス」の開設(2.18) ● こくみん共済30周年(5.-) ● 団体生命共済の改定(6.1)



2014	「Zetwork-60(略称:Z-60)」 ～全労済「2014年度～2017 年度中期経営政策」～の策定 火災共済60周年 ● 団体生命共済の改定(8.1) ● 全労済LINE公式アカウントの開設(8.5) ● 第118回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27) ● 「全労済全国自動車分解整備事業者共済代理店会」の設立(9.8) ● 「広島土砂災害」(8.20発生)への募金・義援金として、広島県へ600万円を寄付(10.16) ● 火災共済60周年(12.1)
2015	「全労済の住まいる共済」が誕生 ● JP共済生協から火災共済、自然災害共済、生命共済が契約移管(1.1) ● 「全労済の住まいる共済」(新火災共済・新自然災害共済)の誕生(2.1) ● 第3回国連防災世界会議の「世界の防災展」に、全労済ブースを出展(3.14～3.18) ● ねんきん共済の改定(4.1) ● 本部・本部部門事務局機構改革を実施(4.1) ● 全労済LINE公式アカウントの開設(第2回目)(5.19) ● 「ネパール大地震」への募金・義援金として、日本赤十字社、国際協同組合同盟(ICA)および日本ユニセフ協会に総額9,929,349円を寄付(7.14) ● 九州に上陸した「台風15号」災害(8.25発生)、共済金等のお支払いは、45億円に(2016年5月末現在)
2016	「平成28年熊本地震」への対応 「マイカー共済」の改定 ● 「マイカー共済」の改定(2.1) ● 「平成28年熊本地震」発生後、 「災害対策本部」を設置(4.18) 第1次現場調査動員40名が現地入りし、現場調査を開始(4.27) 688人にのぼる全国の役職員が、現場調査活動を展開(2016年7月19日現在) 共済金等のお支払いは、件数で35,443件、金額で120億8,982万円に(2016年8月23日現在) ● 第123回通常総会で「Zetwork-60」組織改革実行プログラムを決定(8.30)

7 所在地一覧

(2016年10月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
全 労 済 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7772
損 害 調 査 サービス 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7643
東京自動車損害サポートセンター	160-0023	新宿区西新宿7-20-8 全労済東京会館5F	03-3360-2720	03-5925-6227
大阪自動車損害サポートセンター	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO7F	06-4703-0307	06-4703-0381
東京住宅損害サポートセンター	151-8571	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館6F	03-3299-0161	03-5351-7642
大阪住宅損害サポートセンター	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO8F	06-6612-0117	06-6612-8332
共 済 金 セ ン タ ー				
共済金センター(東京)	183-0044	府中市日鋼町1-1 Jタワー	0120-580-699	042-303-3339
共済金センター(大阪)	590-0048	堺市堺区一条通11-23 全労済堺会館	0120-580-699	072-344-5963
北 日 本 事 業 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-262-7750	022-217-3364
東 日 本 事 業 本 部	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館8F	03-3374-7531	03-3374-7741
中 日 本 事 業 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6612-0117	06-6612-8030
西 日 本 事 業 本 部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル9F	092-741-0621	092-724-2469
職 域 事 業 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館7F	03-3556-8636	03-3556-2217
北 海 道 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031	011-821-6203
道 央 地 区 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
道 東 地 区 本 部	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031	0154-24-9058
道 北 地 区 本 部	070-0054	旭川市4条西6 道北労福センター内	0166-25-0345	0166-25-4704
道 南 地 区 本 部	042-0942	函館市柏木町16-35	0138-30-6031	0138-30-6061
小 樽 支 所	047-0032	小樽市稲穂1-8-13 DCTビルディング1F	0134-33-6894	0134-32-6839
苫 小 牧 支 所	053-0021	苫小牧市若草町3-2-1 苫小牧共栄火災ビル1F	0144-32-4711	0144-32-2707
室 蘭 支 所	050-0074	室蘭市中島町3-22-7 エルカナリヤビル2F	0143-45-4728	0143-45-6184
岩 見 沢 支 所	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292	0126-25-4033
北 見 支 所	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150	0157-31-4132
帯 広 支 所	080-0803	帯広市東3条南11-7-1 帯広地区労働者会館内	0155-23-5006	0155-21-2515
共済ショップ札幌菊水店	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6400	011-821-6105
共済ショップ札幌駅前店	060-0004	札幌市中央区北4条西5 アスティ45ビル3F	011-241-3519	011-241-3513
共済ショップ札幌琴似店	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
青 森 県 本 部	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031	017-734-0644
青 森 支 所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-774-6031	017-734-0632
八 戸 支 所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631	0178-22-3605
弘 前 支 所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631	0172-32-5865
五 所 川 原 支 所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031	0173-35-0200
む つ 支 所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631	0175-23-0231
十 和 田 支 所	034-0003	十和田市元町東1-8-15	0176-22-6031	0176-25-0634
岩 手 県 本 部	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	019-622-0631	019-653-2167
盛 岡 支 所	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル1F	019-622-0631	019-624-2612
北 上 支 所	024-0061	北上市大通り2-11-23 北上大通りビル1F	0197-65-0160	0197-65-0170
一 関 支 所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678	0191-26-2693
釜 石 支 所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122	0193-23-6800
宮 城 県 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6071	022-217-3363
仙 台 支 所	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-713-6033	
共 済 ショップ 仙台店	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館1F	022-265-6077	022-265-6088
共 済 ショップ 泉中央店	981-3133	仙台市泉区泉中央2-17-3 フリード泉中央102	022-776-6031	022-776-6032
共 済 ショップ 大崎店	989-6117	大崎市古川旭4-3-5	0229-22-6031	0229-24-2529
共 済 ショップ 大河原店	989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ2F	0224-53-2191	0224-53-2294
共 済 ショップ 石巻店	986-0862	石巻市あけぼの1-5-3	0225-96-6031	0225-92-1358
秋 田 県 本 部	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031	018-866-6776
中 央 支 所	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031	018-866-7333
大 館 支 所	017-0885	大館市豊町2-37	0186-49-2877	0186-49-2924
能 代 支 所	016-0844	能代市花園町26-24	0185-55-3931	0185-55-2231
大 仙 支 所	014-0061	大仙市大曲栄町13-40	0187-63-8428	0187-63-8453

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
山 形 県 本 部	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4666	023-646-9807
中 央 支 所	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4667	023-646-9123
酒 田 支 所	998-0851	酒田市東大町2-6-8	0234-23-3160	0234-24-2631
鶴 岡 支 所	997-0033	鶴岡市泉町8-73	0235-23-6100	0235-23-0781
新 庄 支 所	996-0084	新庄市大手町5-6	0233-23-5995	0233-22-3785
米 沢 支 所	992-0012	米沢市金池3-2-7	0238-22-6065	0238-22-6038
長 井 支 所	993-0006	長井市あら町5-36	0238-83-6035	0238-83-6032
福 島 県 本 部	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6031	024-522-6027
福 島 支 所	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6025	024-522-6040
郡 山 支 所	963-8017	郡山市長者1-7-15	024-933-6031	024-933-6043
会 津 支 所	965-0026	会津若松市平安町3-3 会津協働会館内	0242-22-6031	0242-22-6034
い わ き 支 所	970-8026	いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉会館内	0246-25-6031	0246-25-6033
白 河 支 所	961-0856	白河市新白河3-98 ビアン本間ビル内	0248-22-6031	0248-22-6242
相 双 支 所	975-0015	南相馬市原町区国見町3-5-18	0244-24-6031	0244-24-5850
茨 城 県 本 部	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6642	029-227-0563
日 立 支 所	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6031	0294-22-6066
水 戸 支 所	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6035	029-227-0561
鹿 嶋 支 所	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6031	0299-84-0124
筑 西 支 所	308-0847	筑西市玉戸1049-2 2F	0296-28-8833	0296-28-8899
つ く ば 支 所	305-0817	つくば市研究学園7-49-4 桂不動産ビル2F	029-858-6031	029-858-6038
共 済 ショップ 日立店	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6031	0294-22-6066
共 済 ショップ 水戸店	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6035	029-227-0561
共 済 ショップ 鹿嶋店	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6031	0299-84-0124
共 済 ショップ 筑西店	308-0847	筑西市玉戸1049-2 2F	0296-28-8833	0296-28-8899
共 済 ショップ つくば店	305-0817	つくば市研究学園7-49-4 桂不動産ビル2F	029-858-6031	029-858-6038
共 済 ショップ 土浦店	300-0037	土浦市桜町4-3-20 三井生命土浦ビル2F	029-821-6031	029-824-2179
共 済 ショップ 牛久店	300-1234	牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久	029-873-8201	029-873-8068
共 済 ショップ 守谷店	302-0115	守谷市中央1-20-3 共立ビル1F	0297-46-0631	0297-46-0634
栃 木 県 本 部	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-638-6031	028-636-1890
宇 都 宮 支 所	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-634-1790	028-636-1810
足 利 支 所	326-0035	足利市芳町15	0284-42-9505	0284-44-0190
小 山 支 所	323-0807	小山市城東2-18-15	0285-22-6041	0285-22-6001
那 須 塩 原 支 所	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6032	0287-39-3400
共 済 ショップ 宇都宮店	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-636-6031	028-636-1820
共 済 ショップ 真岡店	321-4361	真岡市並木町3-7-3	0285-80-6031	0285-80-6032
共 済 ショップ 足利店	326-0035	足利市芳町15	0284-42-6031	0284-44-0190
共 済 ショップ 小山店	323-0807	小山市城東2-18-15	0285-22-6031	0285-22-6001
共 済 ショップ 那須塩原店	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6031	0287-39-3400
群 馬 県 本 部	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-255-6311	027-252-6480
前 橋 支 所	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0123	027-255-6373
高 崎 支 所	370-0852	高崎市中居町3-30-31	027-386-5631	027-353-6283
太 田 支 所	373-0818	太田市小舞木町242	0276-61-3631	0276-46-7227
共 済 ショップ 前橋店	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0567	027-252-0430
共 済 ショップ 高崎店	370-0852	高崎市中居町3-30-31	027-386-5151	027-327-3768
共 済 ショップ 太田店	373-0818	太田市小舞木町242	0276-46-7221	0276-46-7227
埼 玉 県 本 部	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631	048-822-0863
さいたまエリア推進課	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0649	048-822-0868
熊谷エリア推進課	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1031	048-525-7372
川越エリア推進課	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0636	049-246-9769
ぐりんぼうさいたま店	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0673	048-822-0869
ぐりんぼう大宮店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-15 大宮松屋ビル4F	048-650-6031	048-650-6030
ぐりんぼう浦和店	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-6-18 島田屋・本田屋ビル3F	048-827-0631	048-827-0630
ぐりんぼう春日部店	344-0067	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル5F	048-731-0631	048-731-0630
ぐりんぼう熊谷店	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1036	048-525-7372
ぐりんぼう川越店	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0631	049-246-9769
ぐりんぼう新越谷店	343-0845	越谷市南越谷1-20-8 エース南越谷ビル4F	048-990-6031	048-990-6058

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
ぐりんぼう所沢店	359-0037	所沢市くすのき台3-18-5 リングスビル3F	04-2993-0631	04-2993-0622
ぐりんぼう川口店	332-0012	川口市本町4-3-1 サンケイビル3F	048-228-6031	048-228-6034
千葉県本部	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-6031	043-287-8080
中部支所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
西部支所	273-0047	船橋市藤原7-3-1 東信馬込沢ビル5F	047-406-6317	043-287-8136
共済ショップ千葉店	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-6031	043-287-8080
共済ショップ本八幡店	272-0023	市川市南八幡3-5-15 本八幡駅前並木ビル3F	047-314-6031	047-314-6035
共済ショップ成田店	286-0033	成田市花崎町959 京成成田東口森田ビル4F	0476-20-2631	0476-20-2633
共済ショップ船橋店	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031	047-424-6385
共済ショップ柏店	277-0005	柏市柏4-2-1 リーフスクエア柏ビル2F	04-7168-6031	04-7168-6033
共済ショップ松戸店	271-0091	松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル7F	047-331-0631	047-331-1442
東京都本部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031	03-3360-0670
西部支所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6016	03-3360-4053
北部支所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6100	03-3360-6077
中部支所	105-0012	港区芝大門2-2-1 ユニゾ芝大門二丁目ビル3F	03-5776-6031	03-5776-6033
南部支所	105-0012	港区芝大門2-2-1 ユニゾ芝大門二丁目ビル3F	03-5776-6035	03-5776-6037
東部支所	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6031	03-3846-6066
多摩支所	190-0022	立川市錦町2-6-5 立川三恵ビル2F	042-525-6031	042-528-1518
共済ショップ錦糸町店	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6141	03-3846-6066
共済ショップ北千住店	120-0034	足立区千住1-24-4 広瀬ビル1F	03-3870-6310	03-3870-6211
共済ショップ青戸店	125-0062	葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル3F	03-3838-9971	03-3838-9972
共済ショップ西葛西店	134-0088	江戸川区西葛西6-8-10 朝日生命西葛西ビル7F	03-3878-3076	03-3878-4305
共済ショップ月島店	104-0052	中央区月島1-8-1 アイ・マークタワー2F	03-6221-7055	03-6221-7056
共済ショップ三軒茶屋店	154-0024	世田谷区三軒茶屋1-39-7 ショッピングプラザベルアージュ1F	03-5433-6310	03-5433-6311
共済ショップ蒲田店	144-0052	大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル2F	03-5703-1124	03-5703-2328
共済ショップ武蔵小商店	142-0063	品川区荏原3-6-6 エスキューブ武蔵小山2F	03-5751-8021	03-5751-8104
共済ショップ新宿店	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6060	03-3360-4053
共済ショップ新宿南口店	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-5333-5806	03-5333-5807
共済ショップ池袋店	171-0021	豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館6F	03-3986-7230	03-3986-7459
共済ショップ立川店	190-0012	立川市曙町2-13-3 立川三菱ビルディング7F	042-525-6660	042-548-3321
共済ショップ吉祥寺店	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル3F	0422-20-6035	0422-23-6001
共済ショップ田無店	188-0011	西東京市田無町4-3-12 センチピードビルⅡ 2F	042-466-6311	042-466-6300
共済ショップ練馬店	176-0012	練馬区豊玉北5-17-11 練馬ホンダビル8F	03-5912-1091	03-5912-1093
共済ショップ赤羽店	115-0045	北区赤羽2-10-3 ザ・アベニュー21ビル2F	03-5249-3515	03-5249-3516
共済ショップ町田店	194-0013	町田市原町田6-3-3 町映ビル2F	042-721-2721	042-721-2731
共済ショップ府中店	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル1F	042-333-9031	042-333-9032
共済ショップ八王子店	192-0083	八王子市旭町12-4 日本生命八王子ビル2F	042-631-1371	042-631-1375
神奈川県本部	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-5588	045-473-3597
事業推進部(海老名)	243-0432	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F	046-235-8891	046-235-8893
共済ショップ川崎店	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎6F	044-211-6031	044-211-5069
共済ショップ溝の口店	213-0011	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルタワー2F	044-829-6033	044-829-6038
共済ショップ横浜店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1 谷川ビルANNEX6F	045-324-6314	045-324-6324
共済ショップ新横浜店	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9 全労済会館1F	045-473-3855	045-473-6282
共済ショップ上大岡店	238-0007	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー20F	045-840-6331	045-840-0632
共済ショップ戸塚店	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町6005-1 フローリッシュテラス2F	045-862-6031	045-862-6035
共済ショップ横須賀店	252-0370	横須賀市若松町1-21-10 いちご横須賀ビル2F	046-828-6031	046-824-6031
共済ショップ相模大野店	252-0370	相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野モアーズ5F	042-701-6031	042-701-6033
共済ショップ藤沢店	251-0052	藤沢市藤沢484-1 藤沢アンバービル3F	0466-50-6031	0466-50-7087
共済ショップ本厚木店	243-0018	厚木市中町2-1-21 本厚木駅前ビル6F	046-294-0630	046-223-6030
共済ショップ平塚店	254-0034	平塚市宝町3-1 平塚MNビル6F	0463-24-0631	0463-24-5666
共済ショップ小田原店	250-0011	小田原市栄町1-14-48 ジャンボーナックビル9F	0465-20-1020	0465-20-1024
長野県本部	380-8710	長野市立町978-2	026-235-6139	026-235-0419
長野支所(共済ショップ長野店)	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031	026-235-6100
上田支所(共済ショップ上田店)	386-0012	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6034	0268-23-4953
佐久支所(共済ショップ佐久店)	385-0029	佐久市佐久平駅南18-3 ヴァローレビルⅠ 1F	0267-66-3963	0267-66-3961
松本支所(共済ショップ松本店)	390-0851	松本市島内3506 インペリアルプラザ松島101	0263-48-3333	0263-48-3001

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
諏訪支所(共済ショップ諏訪店)	393-0041	諏訪郡下諏訪町西四王4726-17 田中ビル1F	0266-28-6031	0266-28-6039
伊那支所(共済ショップ伊那店)	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-73-3958	0265-73-8748
飯田支所(共済ショップ飯田店)	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031	0265-52-6032
山 梨 県 本 部	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
甲 府 支 所	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6813	055-230-1675
富 士 吉 田 支 所	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
共 済 シ ョ ッ プ 甲 府 店	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
共 済 シ ョ ッ プ 富 士 吉 田 店	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
静 岡 県 本 部	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-1180	054-254-0038
東 部 支 所	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-1755	055-923-7190
中 部 支 所	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-10-16	054-254-3312	054-252-1577
西 部 支 所	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-453-5888	053-453-5813
西部支所 掛川分室	436-0056	掛川市中央1-10-6	0537-62-2400	0537-62-2411
共 済 シ ョ ッ プ 沼 津 店	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-6655	055-926-0017
共 済 シ ョ ッ プ 富 士 店	416-0907	富士市中島346-10	0545-64-6031	0545-64-6041
共 済 シ ョ ッ プ 静 岡 店	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-6031	054-254-1259
共 済 シ ョ ッ プ 藤 枝 店	426-0034	藤枝市駅前1-15-1 マークス・ザ・タワー藤枝1F	054-643-6031	054-643-6032
共 済 シ ョ ッ プ 浜 松 店	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-454-6031	053-456-5013
共 済 シ ョ ッ プ 磐 田 店	438-0073	磐田市二之宮東17-1 遠鉄磐田今之浦ビル1F	0538-86-6031	0538-86-6123
富 山 県 本 部	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-441-2362
富 山 支 所	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-433-6055
高 岡 支 所	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000	0766-24-3365
魚 津 シ ョ ッ プ	937-0066	魚津市北鬼江1-3-18 アルファ第2ビル2F	0765-22-6031	0765-22-6032
石 川 県 本 部	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007	076-223-4027
七 尾 支 所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031	0767-53-4105
福 井 県 本 部	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6123	0776-23-3845
嶺 北 支 所	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6187	0776-26-6177
嶺 南 支 所	914-0803	敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0770-25-6031	0770-25-5407
愛 知 県 本 部	456-8530	名古屋市中熱田区金山町1-12-7	052-681-7741	052-681-2000
名古屋支所推進一課	456-8530	名古屋市中熱田区金山町1-12-7	052-683-6050	052-683-6028
名古屋支所推進二課	456-8530	名古屋市中熱田区金山町1-12-7	052-683-6030	052-681-1205
豊 田 支 所	471-0833	豊田市山之手8-131	0565-29-1274	0565-27-8876
豊 橋 支 所	440-0853	豊橋市佐藤1-2-1	0532-64-7110	0532-64-7757
刈 谷 支 所	448-0028	刈谷市桜町4-26	0566-21-5511	0566-23-7357
一 宮 支 所	491-0838	一宮市猿海道1-1-14	0586-71-2611	0586-71-2677
東 海 支 所	456-8530	名古屋市中熱田区金山町1-12-7	052-715-3233	052-681-8100
春 日 井 支 所	486-0845	春日井市瑞穂通7-1-2	0568-85-3922	0568-85-3966
共 済 シ ョ ッ プ 栄 地 下 店	460-0008	名古屋市中区栄3-5-12先 栄地下街南二番街	052-972-6031	052-972-6032
岐 阜 県 本 部	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-6031	058-275-2065
職 域 推 進 課	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-215-6233	
東 濃 支 所	507-0032	多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F	0572-21-3330	0572-22-3117
高 山 支 所	506-0021	高山市名田町5-95-4 飛騨地区労働者福祉会館1F	0577-32-0895	0577-35-2358
三 重 県 本 部	514-0004	津市栄町4-259-1	059-227-6167	059-225-5069
津 支 所	514-0004	津市栄町4丁目285	059-227-6170	059-225-1760
四 日 市 支 所	510-0087	四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル2F	059-354-0033	059-354-0159
伊 勢 支 所	516-0073	伊勢市吹上1-11-31 伊勢志摩労福協会館1F	0596-25-7965	0596-25-7964
伊 賀 支 所	518-0712	名張市桜ヶ丘3088-106 キャッスル桜ヶ丘1F	0595-64-7456	0595-64-7457
滋 賀 県 本 部	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-524-6380
大 津 支 所	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-525-4021
彦 根 支 所	522-0074	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	0749-24-6605	0749-24-6636
奈 良 県 本 部	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031	0742-27-5358
京 都 府 本 部	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	075-812-7800	075-841-7805
北 部 支 所	624-0841	舞鶴市土士9-2	0773-75-6109	0773-75-1536

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
中 央 支 所 南 部 支 所	604-8854 612-0065	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F 京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83-6	075-812-7800 075-603-6031	075-841-7880 075-603-6075
大 阪 府 本 部 共 済 シ ョ ッ プ 梅 田 共 済 シ ョ ッ プ な ん ば 共 済 シ ョ ッ プ 谷 町 共 済 シ ョ ッ プ 江 坂 共 済 シ ョ ッ プ 堺 東	559-0034 530-0017 542-0076 540-0012 564-0052 590-0075	大阪市住之江区南港北1-24-33 大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー21F 大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル3F 大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル1F 吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター1F 堺市堺区南花田口町2-3-10 セントラル堺1F	06-4703-0171 06-6311-5557 06-6214-6688 06-6943-6336 06-6369-1717 072-233-6312	06-4703-0172 06-6311-5554 06-6211-3688 06-6943-6515 06-6369-0800 072-233-8144
和 歌 山 県 本 部 紀南支所田辺営業所 紀南支所新宮営業所	640-8331 646-0038 647-0014	和歌山市美園町5-10-3 田辺市末広町4-30 新宮市浮島1-28 中本ビル1F	073-425-6031 0739-26-3770 0735-21-4530	073-436-3787 0739-24-8690 0735-22-9660
兵 庫 県 本 部 三宮センタープラザ店 ぐ り ん ぼ う 神 戸 ぐ り ん ぼ う 尼 崎 ぐ り ん ぼ う 姫 路	650-0027 650-0021 650-0027 660-0892 670-0935	神戸市中央区中町通4-1-1 神戸市中央区三宮町1-9-1 センタープラザ1F128号 神戸市中央区中町通4-1-1 尼崎市東難波町5-17-23 第一住建尼崎ビル1F 姫路市北条口1-21	078-371-6502 078-332-6031 078-371-6522 06-4868-8565 079-226-6031	078-366-2207 078-332-6032 078-371-7825 06-4868-8615 079-226-6032
島 根 県 本 部 東 部 支 所 中 部 支 所 西 部 支 所	690-0006 690-0006 693-0066 697-0033	松江市伊勢宮町543-3 松江市伊勢宮町543-3 出雲市高岡町512-1 Fテナントビル 浜田市朝日町1468-1	0852-27-0631 0852-27-0631 0853-21-0631 0855-23-6031	0852-27-0622 0852-27-0622 0853-22-6662 0855-23-1229
鳥 取 県 本 部 東 部 支 所 西 部 支 所 中 部 共 済 シ ョ ッ プ	680-0846 680-0846 683-0067 682-0804	鳥取市扇町14 鳥取市扇町14 米子市東町189-2 倉吉市東昭和町286-2	0857-22-8234 0857-22-8234 0859-22-4133 0858-23-2855	0857-26-3427 0857-26-3427 0859-34-6072 0858-23-2839
岡 山 県 本 部 ぐ り ん ぼ う 岡 山 ぐ り ん ぼ う 倉 敷 ぐ り ん ぼ う 津 山	700-8569 700-8569 710-0803 708-0006	岡山市北区駅元町6-26 岡山市北区駅元町6-26 倉敷市中島938-10 津山市小田中1444-12	086-254-0991 086-253-6031 086-466-6031 0868-32-6031	086-254-8116 086-254-2500 086-466-2255 0868-32-6032
広 島 県 本 部 福 山 支 所	732-8505 721-0942	広島市東区曙4-1-28 福山市引野町5-10-35	082-262-6031 084-943-5800	082-262-8276 084-943-9078
山 口 県 本 部 事 業 推 進 課 東 部 支 所 西 部 支 所 共 済 シ ョ ッ プ 山 口	753-0222 753-0222 745-0063 755-0047 753-0222	山口市大内矢田南7-1-1 山口市大内矢田南7-1-1 周南市今住町3-18 宇部市島2-1-14 山口市大内矢田南7-1-1	083-927-5000 083-927-5003 0834-31-7171 0836-35-4039 083-927-5148	083-927-5005 083-927-5005 0834-31-7809 0836-35-2902 083-927-5390
徳 島 県 本 部	770-0942	徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館1F	088-625-2340	088-623-1844
香 川 県 本 部	760-0011	高松市浜ノ町72-5	087-822-1156	087-811-2662
愛 媛 県 本 部 新 居 浜 支 所 宇 和 島 事 務 所	790-8513 792-0812 798-0060	松山市辻町1-1 新居浜市坂井町1-1-21 宇和島市丸之内1-6-1	089-923-6031 0897-37-6031 0895-23-6211	089-996-8863 0897-37-6035 0895-23-6212
高 知 県 本 部 中 村 支 所	780-0870 787-0033	高知市本町4-1-32 四万十市中村大橋通7-1-24 2F	088-823-6031 0880-35-3865	088-823-1543 0880-35-3862
福 岡 県 本 部 福 岡 支 所 北 九 州 支 所 筑 後 支 所 共 済 シ ョ ッ プ 天 神 店 共 済 シ ョ ッ プ 北 九 州 店 共 済 シ ョ ッ プ 久 留 米 店	810-8611 810-8611 803-0844 830-0032 810-8611 803-0844 830-0032	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル3F 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F 久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館1F 久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	092-739-6100 092-732-4047 093-591-7220 0942-38-8211 092-732-6046 093-591-7220 0942-38-8211	092-724-2468 092-771-7379 093-591-7225 0942-38-8247 092-732-6056 093-591-7225 0942-38-8247
佐 賀 県 本 部	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331	0952-41-1334
長 崎 県 本 部 長 崎 支 所 佐 世 保 支 所	852-8016 852-8016 857-0033	長崎市宝栄町3-15 長崎市宝栄町3-15 佐世保市城山町1-22	095-864-6031 095-864-7144 0956-25-8012	095-862-8126 095-862-8127 0956-22-7292

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
熊 本 県 本 部 城 南 支 所	860-0811 866-0852	熊本市中央区本荘5-10-30 八代市大手町1-59-2 八代教育会館内	096-372-0631 0965-35-4788	096-373-0205 0965-31-6444
大 分 県 本 部 中 部 支 所 共 済 ショ ッ プ 大 分 店 北 部 支 所 中 津 店 北 部 支 所 日 田 店 南 部 支 所	870-0035 870-0035 870-0035 871-0030 877-0071 876-0848	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ5F 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ1F 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ1F 中津市中殿町3-21-4 日田市玉川町3-555-3 佐伯市城下東町1-9	097-548-5552 097-548-6031 097-548-6777 0979-24-6031 0973-25-6031 0972-23-6031	097-548-5553 097-548-5554 097-548-5554 0979-22-4711 0973-22-2412 0972-22-7729
宮 崎 県 本 部 宮 崎 支 所 延 岡 支 所 都 城 支 所	880-0806 880-0806 882-0866 885-0024	宮崎市広島1-11-17 宮崎市広島1-11-17 延岡市平原町5-1497-3 都城市北原町4街区4号 都北労働福祉会館1F	0985-24-6262 0985-24-6297 0982-32-4599 0986-46-5087	0985-27-7739 0985-27-7709 0982-32-4345 0986-26-1742
鹿 児 島 県 本 部 ぐ り ん ぼ う 鹿 児 島 ぐ り ん ぼ う 鹿 屋 ぐ り ん ぼ う 奄 美	892-0835 892-0835 893-0015 894-0027	鹿児島市城南町7-28 鹿児島市城南町7-28 鹿屋市新川町5768-2 奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0120-070-477 0120-070-477 0120-070-477 0997-53-6031	099-805-3032 099-805-3034 0994-40-9372 0997-53-9431
沖 縄 県 本 部 M I R A I プ ラ ザ 那 覇 中 部 支 所	900-0014 900-0014 904-0101	那覇市松尾1-18-22 那覇市松尾1-18-22 中頭郡北谷町上勢頭813-3	098-951-2002 098-951-2002 098-926-6031	098-951-1031 098-951-1031 098-926-3330
森 林 労 連 共 済 本 部	112-8627	文京区大塚3-28-7 林野会館4F	03-3945-6392	03-3945-4341
た ば こ 共 済 本 部	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル2F	03-3454-2481	03-5476-8946
自 治 労 共 済 本 部 北 海 道 支 部 青 森 県 支 部 岩 手 県 支 部 宮 城 県 支 部 秋 田 県 支 部 山 形 県 支 部 福 島 県 支 部 新 潟 県 支 部 群 馬 県 支 部 栃 木 県 支 部 茨 城 県 支 部 埼 玉 県 支 部 東 京 都 支 部 千 葉 県 支 部 神 奈 川 県 支 部 山 梨 県 支 部 長 野 県 支 部 富 山 県 支 部 石 川 県 支 部 福 井 県 支 部 静 岡 県 支 部 愛 知 県 支 部 岐 阜 県 支 部 三 重 県 支 部 滋 賀 県 支 部 京 都 府 支 部 奈 良 県 支 部 和 歌 山 県 支 部 大 阪 府 支 部 兵 庫 県 支 部 岡 山 県 支 部 広 島 県 支 部 鳥 取 県 支 部	102-8403 060-0806 030-0802 020-0874 980-0802 010-0971 990-2402 960-8042 950-0965 371-0854 320-0052 310-0801 330-0063 102-0072 260-0013 232-0022 400-0858 380-8545 930-0804 920-0968 910-0836 422-8067 456-0002 500-8069 514-8588 520-0043 604-0867 630-8133 640-8244 530-0041 650-0004 700-0086 733-0013 680-0814	千代田区六番町2-15 自治労第2会館 札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館内 青森市本町3-3-11 青森県労働福祉会館3F 盛岡市南大通2-10-38 岩手県民共済会館内 仙台市青葉区二日町7-23 宮城自治労会館内 秋田市八橋三和町6-17 秋田自治労会館内 山形市小立2丁目1-62 山形自治労会館内 福島市荒町1-21 協働会館内 新潟市中央区新光町6-7 新潟自治労会館3F 前橋市大渡町2-3-45 群馬自治労会館内 宇都宮市中戸祭町821 栃木県労働者福祉センター5F 水戸市桜川12丁目3番30号 自治労会館内 さいたま市浦和区高砂4-3-5 埼玉県労評会館4F 千代田区飯田橋3-9-7 飯田橋丸ビル4F 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6F 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館7F 甲府市相生2-7-17 山梨県労農福祉センター1F 長野市県町532-3 長野県労働会館内 富山市下新町8-16 自治労とやま会館内 金沢市幸町11-3 石川自治労働文化会館内 福井市大和田2-517 自治労福井県本部会館 静岡市駿河区南町11-22 静岡労働会館2F 名古屋市熱田区金山町1-14-18 全労済金山会館5F 岐阜市今小町15番地 自治労会館内 津市栄町2-361 三重地方自治労働文化センター内 大津市中央3-4-29 自治労会館(レイバ滋賀)内 京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHKビル2F 奈良市大安寺5丁目12-16 奈良地域労働文化センター2F 和歌山市久右衛門丁24番地1 大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館2F 神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル4F 岡山市北区津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3F 広島市西区横川新町7-22 自治労会館内 鳥取市南町505番地 自治労会館内	03-5276-0700 011-747-1536 017-773-6017 019-656-8277 022-222-6844 018-862-9551 023-664-1800 024-521-0336 025-281-8030 027-253-1177 028-621-5888 029-231-0484 048-838-5532 03-6256-9916 043-221-2800 045-251-7811 055-222-5200 026-217-7667 076-441-8220 076-261-0241 0776-57-0707 054-202-7250 052-678-3118 058-263-1614 059-272-4550 077-524-0123 075-252-5937 0742-64-5511 073-431-7700 06-6242-2255 078-392-0821 086-251-9431 082-292-5496 0857-21-3300	03-5210-7427 011-747-1876 017-723-7014 019-625-8310 022-399-7322 018-888-1124 023-664-1801 024-521-1728 025-281-8040 027-253-2385 028-625-3220 029-222-2057 048-839-8719 03-6682-4727 043-201-1301 045-251-1775 055-220-1134 026-217-7772 076-443-1238 076-261-5007 0776-43-0224 054-202-7252 052-678-3123 058-263-8833 059-272-4770 077-524-0118 075-252-5938 0742-64-3515 073-435-2157 06-6242-2266 078-392-0930 086-214-2501 082-503-3518 0857-21-3301

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
島 根 県 支 部	690-0874	松江市中原町14番地 しまね自治労会館1F	0852-59-9898	0852-28-5510
山 口 県 支 部	753-0063	山口市元町3-49 山口県勤労者自治センター内	083-922-7540	083-934-1075
香 川 県 支 部	760-0066	高松市福岡町2丁目4-7 2F	087-822-5608	087-822-5691
徳 島 県 支 部	770-0847	徳島市幸町3丁目98 自治労プラザ内	088-623-2908	088-655-7818
愛 媛 県 支 部	790-0062	松山市宮田町132 一般社団法人愛媛県勤労会館内3F	089-947-5061	089-907-2224
高 知 県 支 部	780-0862	高知市鷹匠町2-5-47 高知県自治労会館内	088-824-0151	088-820-0062
福 岡 県 支 部	810-0001	福岡市中央区天神5-6-7 福岡自治労会館3F	092-711-9541	092-751-5275
佐 賀 県 支 部	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3-30 自治労会館内	0952-36-9555	0952-31-9640
長 崎 県 支 部	850-0057	長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館別館	095-822-2525	095-822-2444
大 分 県 支 部	870-0022	大分市大手町3-2-9 大分自治労会館内	097-536-6644	097-533-6694
宮 崎 県 支 部	880-0806	宮崎市広島1-11-17 全労済宮崎県本部会館5F	0985-28-1901	0985-28-8110
熊 本 県 支 部	862-0954	熊本市中央区神水1-8-1 自治労熊本会館1F	096-383-0662	096-386-2029
鹿 児 島 県 支 部	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-401 鹿児島県労働者福祉会館内	099-258-6311	099-259-2310
沖 縄 県 支 部	900-0021	那覇市泉崎1-15-10 3F	098-860-8446	098-860-7602
全 水 道 共 済 本 部	113-0033	文京区本郷1-4-1 全水道会館6F	03-3818-6031	03-3818-6788
新 潟 県 総 合 生 協	950-8566	新潟市中央区新光町6-6	025-282-2000	025-282-2053
新 潟 東 支 局	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150	025-245-4152
新 潟 西 支 局	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150	025-245-4152
中 越 支 局	940-0036	長岡市愛宕3-7-24	0258-33-7770	0258-33-7755
上 越 支 局	942-0004	上越市西本町1-1-38	025-543-3789	025-543-8589
佐 渡 支 所	952-1307	佐渡市東大通1291-1	0259-57-2824	0259-57-3174
J P 共 済 生 協	151-8591	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	03-5785-6880	03-3405-1860
電 通 共 済 生 協	101-0063	千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー16F	03-6810-6788	03-5295-3231
教 職 員 共 済	162-8624	新宿区山吹町10-1 ラポール日教済	03-5228-0661	03-5228-0693
全 国 交 運 共 済 生 協	166-0012	杉並区和田3-1-19	03-5377-3180	03-5377-3184

全 労 済 健 康 保 険 組 合	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0391	03-3299-0372
全 労 済 グループ 企業年金基金	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0394	03-5371-2493

〈基本三法人〉

日 本 再 共 済 連	151-8531	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館3F	03-3320-1711	03-3320-0566
全 労 済 協 会	151-0053	渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	03-5333-5126	03-5351-0421

〈子会社〉

(株) 全 労 済 シ ス テ ム ズ	192-0363	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター内	042-678-3900	042-678-3840
(株) 全 労 済 リ ブ ス	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	042-330-0313	042-330-0317
全 労 済 ア シ ス ト (株)	564-0052	大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	06-6330-1031	06-6330-9435
(株) 全 労 済 ウ ィ ッ ク	151-0053	渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F	03-3299-0019	03-3299-0029
(株) ス ペ ー ス ・ ゼ ロ	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-3375-8741	03-3370-9140
(株) ゼ ス ト	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7570	06-6913-7592



8 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧

(2016年10月1日現在)

事務所名	TEL
北 日 本 損害調査センター	022-266-5055
北海道損調SC	011-824-1500
苫小牧損調SO	0144-32-2825
函館損調SO	0138-30-3593
釧路損調SO	0154-31-1212
帯広損調SO	0155-25-0456
北見損調SO	0157-22-2468
旭川損調SO	0166-25-3550
青森損調SC	017-722-5525
八戸損調SO	0178-45-1230
岩手損調SC	019-652-3124
宮城損調SC	022-266-5050
大崎損調SO	0229-22-3930
秋田損調SC	018-832-6031
山形損調SC	023-647-7111
庄内損調SO	0234-23-3061
福島損調SC	024-521-3180
郡山損調SO	024-922-2177
会津若松損調SO	0242-32-8232
いわき損調SO	0246-24-0456

事務所名	TEL
東 日 本 損害調査センター	03-3360-4110
茨城損調SC	029-302-3305
つくば損調SO	029-855-6860
栃木損調SC	028-638-5899
群馬損調SC	027-255-1001
太田損調SO	0276-48-8425
首都圏埼玉損調SC	048-822-0980
川越損調SO	049-244-8988
熊谷損調SO	048-523-4735
首都圏千葉損調SC	043-287-0435
首都圏松戸損調SC	047-331-5881

事務所名	TEL
東 日 本	
首都圏東京損調SC	03-3364-8421
立川損調SO	042-525-1232
首都圏神奈川損調SC	045-471-6905
首都圏海老名損調SC	046-236-6865
新潟損調SC	025-281-0788
長岡損調SO	0258-35-8711
長野損調SC	026-234-6880
松本損調SO	0263-48-3322
山梨損調SC	055-226-2041
静岡損調SC	054-252-0119
浜松損調SO	053-452-0119
沼津損調SO	055-954-5533

事務所名	TEL
中 日 本 損害調査センター(二課)	052-679-2288
富山損調SC	076-441-3448
高岡損調SO	0766-26-6751
石川損調SC	076-222-4700
福井損調SC	0776-27-7234
愛知損調SC	052-681-5533
岡崎損調SO	0564-25-3215
春日井損調SO	0568-89-1531
岐阜損調SC	058-276-2181
三重損調SC	059-227-7477
中 日 本 損害調査センター(一課)	06-4703-0274
滋賀損調SC	077-525-2244
奈良損調SC	0742-27-5555
京都損調SC	075-802-1144
大阪損調SC	06-4703-0261
和歌山損調SC	073-431-0210
兵庫損調SC	078-371-1671
姫路損調SO	079-283-1200

事務所名	TEL
西 日 本 損害調査センター(二課)	082-264-2880
島根損調SC	0852-23-2456
鳥取損調SC	0857-21-1330
岡山損調SC	086-214-2121
広島損調SC	082-263-3450
福山損調SO	084-943-7755
山口損調SC	083-927-5123
徳島損調SC	088-626-2100
香川損調SC	087-823-7631
愛媛損調SC	089-927-1144
新居浜損調SO	0897-34-8732
高知損調SC	088-824-5050
西 日 本 損害調査センター(一課)	092-726-3801
福岡損調SC	092-721-1616
北九州損調SO	093-591-2918
佐賀損調SC	0952-26-4080
長崎損調SC	095-864-2299
熊本損調SC	096-375-8924
大分損調SC	097-534-5366
宮崎損調SC	0985-27-5388
鹿児島損調SC	099-226-6171
沖縄損調SC	098-866-1651

※SC…サービスセンター
SO…サービスオフィス

9 (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所 在 地	TEL
宮 城	全労済在宅介護サービスセンター宮城	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29	022-713-7401
栃 木	全労済在宅介護サービスセンターとちぎ	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-610-5577
東 京	全労済在宅介護サービスセンターとうきょう	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6800
山 梨	全労済在宅介護サービスセンター山梨	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-221-4165
石 川	全労済在宅介護サービスセンターいしかわ	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-5588
島 根	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	699-0110	松江市東出雲町錦新町8-1-1	0852-52-6310
佐 賀	全労済在宅介護サービスセンターいまり	848-0027	伊万里市立花町2404-12	0955-20-4078
宮 崎	全労済在宅介護サービスセンターみやざき	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-20-0556
鹿児島	全労済在宅介護サービスセンターかごしまハピナス	892-0835	鹿児島市城南町7-28	099-239-4294

10 (株)ゼストの介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所 在 地	TEL
大 阪	介護サービスセンター鶴見	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7572
	介護サービスセンター八尾	581-0003	八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F	072-925-5598
兵 庫	介護サービスセンター尼崎	660-0861	尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F	06-6414-5501

11 (社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所 在 地	TEL
新 潟	デイサービスセンターてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-26	025-239-4500
	ケアプランてらお	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-239-4501
	ショートステイてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-201-9010

12 (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所 在 地	TEL
北海道	福祉共済会在宅介護サービスセンター	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F	011-818-8833



13 各種お問い合わせ・連絡窓口

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター ☎ 0120-00-6031

受付時間

平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除く)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

ご来店の場合

**都道府県本部・支所・
共済ショップ・ぐりんぼう などの窓口**

受付時間

店舗により異なります。各店舗までお問い合わせください。

〈全労済ホームページからもご確認いただけます〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お近くの相談窓口

携帯から ▶ トップページ ▶ 最寄りの全労済

スマートフォンから ▶ トップページ ▶ 窓口一覧

全労済ホームページ
の場合

右記の手続きができます。

■各種共済商品の資料請求

■住所変更届・振替口座変更届のご請求

※全労済の住まいる共済にご契約されている方や海外へのご転居など、受付できない場合があります。詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわれたとき

病気やけがに関する
共済金請求受付ダイヤル

全労済共済金センター

☎ 0120-580-699

受付時間

平日9:00～19:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

住宅損害に関する
事故受付専用ダイヤル

住宅損害受付センター

☎ 0120-131-459

受付時間

24時間・365日

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター

☎ 0120-0889-24

受付時間

24時間・365日

■苦情に関する受付窓口

全労済 お客様相談室

☎ 0120-603-180

受付時間

平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

全労済ホームページ

**苦情受付専用ページでも
お受けしています。**

受付時間

24時間・365日

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ お客さまの声受付

携帯から ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付

スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付

共済用語の解説

あ行

■ 応当日

契約発効日や年金開始日などの各年の同月日(年応当日)あるいは各月の同日(月応当日)のことをいいます。
〈例〉2013年6月1日が発効日の契約の場合は、年応当日が2014年6月1日、2015年6月1日…、月応当日が2013年7月1日、8月1日…となります。

か行

■ 会員

全労済は「会員」によって構成されています。現在の会員数は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(47会員)、都道府県の区域を越えて設立された職域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(8会員)、消費生活協同組合連合会(3会員)の全58会員です。

■ 解約控除

共済契約の解約の際、解約返戻金から一定額を控除することをいいます。控除する額を解約控除金といいます。解約控除を行う理由は、新契約費の未償却額、解約のための事務費などの対応のためです。

■ 解約返戻金

共済契約の失効・解除、ならびに共済契約者の都合で共済期間を途中で解約する場合などに、共済契約者に返される金銭のことです。規約に定める解約返戻金額算出方法書にしたがって計算されます。

■ 加入診査

生命保険申込者に対し、保険会社の嘱託医が行う健康診断のことをいいます。診査を行わず加入させることを無診査加入といい、全労済は原則として無診査加入です。ただし、質問表には必ず答えてもらうことを前提としており、この質問表に正しく答えなかった場合、告知義務違反となる場合があります。

■ 共済掛金

共済契約にもとづいて、一方の当事者である共済者(全労済)が支払う共済金の対価として共済契約の他方の当事者である共済契約者(加入者)が、支払うものをいいます。共済掛金は構成の面からみて、支払共済金に充当される純掛金と、共済者が共済事業の経営に要する経費などに充当する付加掛金に分けられます。純掛金は、平均危険率純掛金と平均安全率純掛金に分けられる場合があります。また、このほかに、共済種目

や保障内容によっては、異常危険準備金にあてられるための異常危険準備掛金や掛金免除に対応するための掛金免除契約分掛金などによっても構成されることがあります。共済掛金の算出根拠は、共済種目や保障内容によって多少の違いがあります。例えば、生命系共済の場合は、予定危険率、予定利率、予定事業費率(以上3つを総称して「基礎率」といいます)、性別、共済期間、払込方法などが根拠となります。

■ 共済期間

共済契約は、将来起こりうる危険に対して保障を約束する契約です。いつからいつまでの間に起きた事故に対して保障の責任を負うか、その責任を負う期間のことを共済期間といいます。

■ 共済金

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

■ 共済金受取人

共済事故が発生した場合、共済金を請求し、共済金の支払いを受ける者のことをいいます。

■ 共済金額

共済事由が発生した場合に共済者(全労済)が支払うべき金額の最高限度として、共済契約の締結時に共済契約者と共済者との間で定めた金額のことであり、契約金額ともいいます。

■ 共済事故

共済金の支払い対象となる事故のことをいいます。マイカー共済(自動車総合補償共済)の場合、自賠責共済(保険)の限度額内、自己負担額内などの支払い対象とならない事故は、共済事故とはなりません。

■ 協同組合

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。

■ 組合員

各都道府県ごと、または職域に設立されている単位労働者共済生協(単協)は、組合員によって構成され、組合員は単協の共同の所有者であると同時に管理者となります。つまり、全労済における組合員は単なる「顧客」ではなく、全労済の「主体者」といえます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。組合員でなければ全労済の共済事業を利用することはできません。

■ 契約者

共済者(全労済)と共済契約を結び、共済契約に関する権利義務を行使する人をいいます。必ずしも契約者イコール加入者とは限りません。共済の加入者(被共済者)は家族で、本人は契約を代表する契約者だけという場合もあります。

■ 契約者割戻金

毎事業年度の決算によって共済契約に剰余金が生じた場合に、その中から全労済が生命系共済契約者に還元するお金をいいます。

■ 更改

共済契約を期間の途中で任意に解約し、新たに異なる内容で共済契約を締結することをいいます。

■ 告知義務

共済契約の締結にあたって、共済契約者または被共済者は、共済者(全労済)に対し重要な事実(生命系共済の場合は病歴、入院歴、通院状況、職業など)を告げなければなりません。これを告知義務といいます。「重要な事実および重要な事項」とは、いわゆる危険の選択の資料となるべき事実のことで、共済者が各契約についてその危険率を測定して、これを引き受けるべきか否か、引き受けるとして掛金をいくりにするかを決定する資料となるものです。また、無診査加入方式の加入方法では最重要加入情報であり、告知漏れがある場合は、本人に戻して記入を要請しています。

さ行

■ 事業年度

会計年度と同義の言葉であり、継続して行われる団体の事業と会計活動の成果を、一定の期間に区切り判定するためのものです。全労済の場合は、6月1日から翌年の5月末までの1年間です。日本再共済連の場合は、4月1日から翌年の3月末までの1年間となります。

■ 失効(契約の消滅)

共済契約の効力を失うことをいいます。生命共済契約においては、共済契約者が共済掛金を払込まないで、払込期日後、一定の猶予期間を経過したとき契約は自然に効力を失います。損害共済契約では、共済の目的が共済事故以外の事由で消滅、または解体されたとき、または他人に譲渡されたときに契約は消滅します。

■ 責任準備金

払込まれた共済掛金の中から、将来発生するであろう共済金支払いや解約返戻金の一部にあてるために積立られる資金のことをいいます。その内の大部分が共済掛金積立金です。

た行

■ 特約

基本になっている契約(基本契約といいます)に付加する特別の共済契約のことをいいます。例えば、災害特約、病氣入院見舞金特約などが挙げられます。

は行

■ 発効日

共済責任の始まる日(責任開始日)のことをいいます。

■ 被共済者

生命共済契約では、その人の死亡・障がい・入院などが共済事故とされる人のことをいいます。被共済者は通常、共済契約者自身が被共済者であることが多いものの、配偶者や子供などを加入させる場合には、組合員が契約者で配偶者や子供などが被共済者となります。損害共済では、被共済利益の主体として共済事故発生の場合に、共済金の支払いを受けるべき者として定められた者をいいます。また、マイカー共済(自動車総合補償共済)の賠償部分では、事業規約に定めるところの事故の賠償責任者となるべき者をいいます。

ま行

■ 満了

共済契約の共済期間(保障期間)を終えたことをいいます。

ろ行

■ 利用分量(高)割戻金

生協原理にもとづく組合員に対する直接還元の中心的方法で、利用分量(全労済でいえば共済利用)に応じて利益を還元する方式のことで、この方式で戻す還元金を利用分量(高)割戻金といいます。購買生協などの割戻し方法として使われ、全労済では生命系共済以外の共済種目を割戻す場合のみ利用分量割戻金としています。生命共済では契約者割戻金で行っています。

消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引

消費生活協同組合法施行規則 第209条

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 業務運営の組織	52
ロ 役員の氏名及び役職名	55
ハ 事務所の名称及び所在地	116
二 組合の主要な業務の内容	57
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	9
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を 示す指標として次に掲げる事項	60
(1) 経常収益	
(2) 経常剰余金又は経常損失金	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 支払余力比率	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(12) 職員数	
(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指 標として別表第三に掲げる事項	

(別表第三)

●主要な業務の状況を示す指標

一 共済種類別新契約高及び保有契約高 又は元受共済掛金	64
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	64
三 共済種類別支払共済金の額	65

●共済契約に関する指標

一 共済種類別保有契約増加率	66
二 新契約平均共済金額及び保有契約 平均共済金額	66
三 解約失効率	66
四 月払契約の新契約平均共済掛金	66
五 契約者割戻しの状況	63
六 再共済又は再保険を引受けた 主要な会社数	67
七 上位5社に対する支払再共済掛金又は 支払再保険料の割合	67
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	67
九 未収再共済金又は再保険金の額	67

●経理に関する指標

一 責任準備金の積立方式及び積立率	68
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	68
三 引当金明細	69
四 区分ごとの法定準備金及び 任意積立金明細	69
五 事業経費の明細	69

●資産運用に関する指標

一 主要資産の区分別平均残高	71
二 主要資産の区分別構成及び増減	72
三 主要資産の区分別運用利回り	73
四 区分別の資産運用収益明細	73
五 区分別の資産運用費用明細	73

六 利息及び配当金収入等明細	74
七 有価証券の種類別残高	74
八 有価証券の種類別の残存期間別残高	75
九 業種別保有株式の額	76
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並 びに当該貸付金残高の合計に対する割合	76
十一 使途別の貸付金残高	77
十二 担保の種類別貸付金残高	77
十三 区分別の海外投資残高	77
十四 海外投資の地域別構成	77
十五 海外投資運用利回り	78
●その他の指標	
・業務用固定資産残高	71

四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	67
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	15
ロ 法令遵守の体制	17
六 組合の直近の二事業年度における財産の 状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	91
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	78
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 三月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等 を基礎として次に掲げるものに区分することにより 得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額	78
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権及び条件緩和貸付金	
(4) 正常債権	
二 共済金等の支払能力の充実の状況	67
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	79
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69
ト 貸付金償却の額	73

消費生活協同組合法施行規則 第211条

一 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	57
ロ 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	94
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総 社員又は総出資者の議決権に占める割合	
(7) 組合の一の子会社等以外の子会社等が有す る当該一の子会社等の議決権の総株主、総社 員又は総出資者の議決権に占める割合	

全労済ファクトブック2016年版 **(2015年度 決算のご報告など)**

発行：全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2016年10月発行(経営企画部 広報渉外課)

NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会